

労働組合法の一部を改正する法律案起草の件
労働関係の基本施策に関する件(政府関係特殊
法人に関する問題等)

○倉成委員長 これより会議を開きます。

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法
案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。
田畠金光君。

○田畠委員 今度提案されております中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案は、失対問題調査研究会の昨年十二月の中間報告を基礎としてつくられておるわけです。ところで昭和三十八年のいわゆる失対二法の改正も、同じように失業対策問題調査研究会の報告に基づいて行なわれておるわけです。昭和三十八年当時、この報告に基づく法改正によって失対事業が刷新改善されるものと政府は非常な宣伝、強調をやつて今日にきておるわけです。ところがまたまた法律の改正をやらねばならぬ、こういうふうなことになつたわけなつたのか、その辺の事情をしかと御説明を願いたいと思うわけです。

○住政府委員 御指摘のように昭和三十八年に、当時の雇用失業情勢等を考えまして、職業安定法、緊急失業対策法の改正を行ないまして、失業対策の刷新改善を行なつたわけでござります。その後、わが国経済は、先生御承知のように非常に高い成長を遂げてきております。雇用失業情勢もそれに伴いまして改善を見ておるところでござります。一方、失業対策事業のあり方そのものについても検討を行なわなければならない。そこで昨年、この問題に非常に学識経験の豊富な方々にお願いいたしまして、今後の失業対策のあり方についていろいろ研究していただきましてその報告を受けたところ

でございますが、私どもそういう報告の内容を

の他十分検討いたしました。

一つは、今後の雇用失業情勢の見通しの上に立ちまして、現在でも労働力不足が非常に深刻化しておりますのでございますが、今後の経済成長を考えてみますときに、労働力需要というものが相当堅調である、これに対しまして労働力供給は労働力人口の伸びの鈍化等もございまして減少の一途をたどり、年を追うごとに不足がはなはだしくなる。特に問題になりますのは、新規学卒の供給が絶対的に減少をしていくことでござります。需要が引き続き堅調の中にあって学卒が減つてしまりますと、当然労働力の供給を期待せざるを得なくなっている人は婦人の労働力に期待せざるを得なくなっているわけでございまして、私どもそういうような見通しの上に立つて今後の失業対策の重点を中高年齢者に置きまして、こういった方々の能力に適合した職業についてしていくべく、このために必要な促進措置をこの法案に盛り込みまして、今後の雇用対策の万全を期していくなければならない、こういうように考えましてこの法案を提案いたしておる次第でございます。

○田畠委員 局長の答弁は長々と今日の雇用失業情勢並びに今後の見通し等に触れておりますが、私のお尋ねしたのは、昭和三十八年に緊急失業対策法、職業安定法、二法を改正することによって

失業対策事業についての刷新強化が行なわれた、このように政府は言つてきたが、刷新強化が行なわれたというのはどういう面をさしておるのか。さらに昭和三十八年の法改正によつて刷新強化されたはずの失業対策事業が今日また再検討を余儀なくされたといふことになつておるわけであります。一方、失業対策事業のあり方そのものについても検討を行なわなければならない。そこで昨年、この問題に非常に学識経験の豊富な方々にお願いいたしまして、今後の失業対策のあり方についていろいろ研究していただきましてその報告を受けたところ

をはかる観点から特に運営管理規程等を事業主体につくつていただきまして、失業対策事業の運営の正常化につとめてまいたところでござります。事業

主體によって事業運営にいろいろ差がありますけれども、それ以前の状態と比べますと失業対策の運営というものはかなり正常になつたものといふように私ども考えております。しかしながらそ

の後も、それ以前の状態と比べますと先ほども申し上げましたように、就労者の固定化とか老

齢化あるいは女性化の現象が目立つてなかなか民間の雇用に復帰できない、こういうようなことも考えられました。

そこで今回の法案の提出の運びになつたのでござりますが、と同時に、そういうような正常化の努力にもかかわらず、就労者のそういう層の変化によりまして正常化についての限界も見えてきておるわけでござります。責任はもちろん政府にもあります。一方、短時間就労とかあるいは不就労に対する賃金の支払いとか、そういうような現象もあると断つております。そういう点についてなお不十分な点もござりますけれども、法改正によりましてそれ以前と比べますとかなりの改善が行なわれたというように考えております。

○田畠委員 いまのお話は結局、政府も事業主體である地方公共団体もそれから失業対策事業者もそれ責任の一半を負わねばならぬ、こういう説明であったと思いますが、いずれその問題は後ほどまた触れることにしまして、昭和三十八年の職業安定法、緊急失業対策法の一部改正がなされ、失業対策制度は失業者就労事業それから高齢失業者等就労事業、こういう形で実施することになり、失業者就労事業の就労者は從来の失業対策事業の失業対策事業のあり方そのものについても検討を行なわなければならない。そこで昨年、この問題に非常に学識経験の豊富な方々にお願いいたしまして、今後の失業対策のあり方についていろいろ研究していただきましてその報告を受けたところ

に基づきまして、私ども失業対策の運営の正常化

うか、この点はどうですか。

○住政府委員 就職促進の措置につきまして制度創設以来現在まで、約十五、六万の方々がこの措

置をお受けになつておられます。大部分が措置の

効果によりまして民間就職でございますが、なお

一部はその措置の期間を過ぎてなかなか民間就職

に就労する、こういうようなことになつておりますと、先ほども申し上げましたように、就労者の固定化とか老

齢化あるいは女性化の現象が目立つてなかなか民間の雇用に復帰できない、こういうようなことも考えられました。

そこで今回の法案の提出の運びになつたのでござりますが、と同時に、そういうような正常化の努力にもかかわらず、就労者のそういう層の変化によりまして正常化についての限界も見えてきておるわけでござります。責任はもちろん政府にもあります。一方、短時間就労とかあるいは不就労に対する賃金の支払いとか、そういうような現象もあると断つております。そういう点についてなお不十分な点もござりますけれども、法改正によりましてそれ以前と比べますとかなりの改善が行なわれたというように考えております。

○田畠委員 相当の効果をあげておるというお話をされただけでござりますが、高齢失業者等就労事業というものが明文化されたわけです。これが設けられた事情あるいは目的というものは那邊にあつたのか、そして現のトラブルはあつたのでございますが、措置そのものといたしましては相当の効果をあげておる、こういうようになります。

○田畠委員 相当の効果をあげておるというお話をされただけでござりますが、高齢失業者等就労事業といふものが明文化されたわけです。これが設けられた事情あるいは目的というものは那邊にあつたのか、そして現のトラブルはあつたのでございますが、措置そのものといたしましては相当の効果をあげておる、

効果によりまして民間就職でございますが、なお

一部はその措置の期間を過ぎてなかなか民間就職

に就労する、こういうようなことになつておりますと、先ほども申し上げましたように、就労者の固定化とか老

齢化あるいは女性化の現象が目立つてなかなか民間の雇用に復帰できない、こういうようなことも考えられました。

そこで今回の法案の提出の運びになつたのでござりますが、と同時に、そういうような正常化の努力にもかかわらず、就労者のそういう層の変化によりまして正常化についての限界も見えてきておるわけでござります。責任はもちろん政府にもあります。一方、短時間就労とかあるいは不就労に対する賃金の支払いとか、そういうような現象もあると断つております。そういう点についてなお不十分な点もござりますけれども、法改正によりましてそれ以前と比べますとかなりの改善が行なわれたというように考えております。

○田畠委員 いまのお話は結局、政府も事業主體である地方公共団体もそれから失業対策事業者もそれ責任の一半を負わねばならぬ、こういう説明

されてきたのかどうか。なされてきたとすればど

ういう形で運用されてきたのか、この点……。

○住政府委員 高齢者就労事業は三十八年の法改

正によりまして設けられた制度でござります。法

律にも書いてございますように、その対象となるのは高齢の失業者あるいはこれに類する体力の失

業者でございまして、そういう者に対する事業と

して実施する、こういうのが趣旨でございます。

そこで、実はその法律制度といたしましてこう

いった高齢者就労事業に働く者の賃金でございま

すが、これは先生御承知のように、一般失業者就

労事業の同一地域における類似の作業に従事する

労働者に支払われる賃金という基準のほかに、社

会保障制度による給付の水準、こういうものを考

慮して賃金を定めろということになつております。

そこでわれわれ法改正と同時に高齢者就労事

業を実施したいというふうに考えたのでございま

すが、この法律制度によりまして高齢者就労事

業の賃金というものは大幅に減るおそれがある、こ

ういうこと等もございまして一部就労者団体から

非常に強い反対がございました。私ども、事業主

体にも指導いたしまして実はこの事業の計画をつ

くるよういろいろ努力したのではあります、なかなかその間の関係がうまくいきません。そういうような状態のまま現在に及んでおるのが実情でございます。

○田畠委員

せつから法律を改正して高齢者失業

対策事業ということを設けておきながら、これを実施すればいろいろ、賃金が低くなる、そういう何といつてもその能率の面から、あるいは事業効果の面等々から賃金というものはきまつてくるわけだから、高齢失業者についての賃金はおのずからその他に比べてみると低くなるということはあなた方自身も承知の上で法律の改正をやり、そし

て特別の高齢失業者等就労事業を制度として設けたはずです。にもかかわらずこの制度が生かされないまま今日に来ておるということは見通しの誤りなのか、あるいは現実にできない条件があつて

実行しなかつたのか、明らかにこれは政府の責任じやございませんか。労働大臣、この点どのようにお考えですか。

○田畠委員 三十八年の法律改正のときに失対事業を分けて高齢失業者等就労事業というものを制度として設けておきながら、いまの局長の答弁をお聞きになればおわかりのとおり、これをやると賃金が低くなるから、こういう理由で実施できないままに今日に來た。賃金が低くなるということはその当時、改正法案を出した時点ですでに承知の上で出しているはずなんですね。にもかかわらず、実行されないまま今日に来ておる。そしてまた今度新しく、名前もりっぽな中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案、これをしておるわけですね。幾ら法律を改正しても、改正した法律の制度をみずからが実行せぬで、みずから放棄していく、また今度は別のものを出してくる。不見識もはなはだしいと思うのです。こんなやる気のない法律改正ならば、幾らやってもこれは無意味で法律改正にならぬ。そうお考へになりませんか。その点ひとつ勞

なるよういろいろ努力したのではあります、なかなかその間の関係がうまくいきません。そういうような状態のまま現在に及んでおるのが実情でございます。

○田畠委員

う。

○野原国務大臣 御指摘のように、いろいろの情勢の変化等があらわれてまいりました。これは、

そういう情勢に対して的確に政府の施策が十分な機能を果たし得なかつたことは遺憾でございますが、これは政府の責任のみに帰するわけにはいかないので、わが国の経済事情全体がそういうよう

なきわめて発展過程にあつたことが、ついに今日のような情勢になつたと思うのであります

が、それだけに今回の法律案はそうした情勢を踏まきて、中高年齢者の雇用促進のために特段の対策を講ずる必要があるということを感じまして提案をしたわけでございまして、過去のことにつきましては遺憾な点もあつたということと同時に、

ます。

○田畠委員

大臣の答弁は焦点がぼけておるので

す。また私の質問に対する答えにはなつていません。私のお尋ねしておるのは、昭和三十八年の緊急失業対策法の改正のときに、高齢失業者等就労事業といふ制度を新しく設けられた。この制度によれば、六十歳以上の失業者は高齢失業者等就労事業に就労できる措置が講ぜられておるわけです。そしてこの事業は各地方自治体の長が事業の申請をすれば労働大臣が認可し、これを実施する、こういうことになつておるわけです。にもかかわらず、この制度が法律の改正趣旨に従つて運用されないままに今日に来ておる、こういう法律改正は、どういう理由なのか。この点を明らかにせずして幾ら法律改正をまたやつても、政府や労働省自身がその法律の精神を正しく実行する熱意と気魄と勇断を持っていない限り、こういう法律改正は無意味なことだと思うのです。私はその点の責

任は労働省、政府が負うべきだと思うのです。明

確に責任を自覚して、今までのやり方は間違つ

ていた、あるいは勇気が足りなかつた、あるいは

申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢であったのでございますが、その後数年たちました

て、わが国の雇用失業情勢も変化してしまつてお

ります。私どもまず中高年齢の方々の再就職を民

間雇用において十分実現していく、またいかな

ればならない、こういう観点からこの提案をいた

しておるわけでございます。過去の点についても

十分効果を發揮し得るという情勢になつたとい

うふうに判断をしたわけでございまして、いまま

で対策が必ずしも十分ではなかつたというこ

とはやむを得ないいろいろな事情からそ

うあったと思うのであります。あらためてこの法

案の御審議をお願いしておるような状況でござい

ます。

○田畠委員 大臣の答弁は焦点がぼけておるので

す。また私の質問に対する答えにはなつていません。私のお尋ねしておるのは、昭和三十八年の緊急失業対策法の改正のときに、高齢失業者等就労事業といふ制度を新しく設けられた。この制度によれば、六十歳以上の失業者は高齢失業者等就労事業に就労できる措置が講ぜられておるわけです。そしてこの事業は各地方自治体の長が事業の申請をすれば労働大臣が認可し、これを実施する、こういうことになつておるわけです。にもかかわらず、この制度が法律の改正趣旨に従つて運用されないままに今日に来ておる、こういう法律改正は、どういう理由なのか。この点を明らかにせずして幾ら法律改正をまたやつても、政府や労働省自身がその法律の精神を正しく実行する熱意と気魄と勇断を持っていない限り、こういう法律改正は無意味なことだと思うのです。私はその点の責

任は労働省、政府が負うべきだと思うのです。明

確に責任を自覚して、今までのやり方は間違つ

ていた、あるいは勇気が足りなかつた、あるいは

申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しなかったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

か、この点を明らかにしてもらいたいと思いま

す。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しな

かったのか、こういきさつ等については御説

明申し上げたのでございますが、この中間報告に

御指摘がありますように、一つは賃金の問題等も

ございまして、就労者団体からの強い反発等もございました

いました

たことは、先ほど大臣

からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであ

ると思います。当初、改正後そういうような情勢

であったのでございますが、その後数年たちま

しておるわけでございまして、この点をひとつ明

確に責任を負うべきである、このように考え

ます。その点は率直に自己の非を認めるかどうか

四

あたる限りにおいては、このような指摘を繰り返すのみだ、こう思うのです。この点について大臣はどういうに考えておいでか。それから捕佐され

る職業安定局長は、このような中間報告の警告に
対して、今後どういう反省の上に立って法のりつ
ばな遂行に当たろうとするのか、この辺をひとつ
明らかにしてもらいたい、こう思うのです。

○野原国務大臣　過去の経験等の反省の上に立つて、今回の中高年齢者雇用促進法案の提案を見たわけでありまして、新しい雇用情勢に対応しての中高年齢者雇用促進という問題は、政府もあらゆる力を尽くしてその対策を講ずる方針でございまして、その点は十分御信頼をいただきたい。われわれ過去においては十分でない点もあったと思うのですが、そのことを反省いたしましたて、これからの中高年齢者の問題につきましては積極的な施策を講じてまいりという決意のもとに提案を見たわけでござります。

ございますが、失対事業の事業計画なり事業運営が適正を欠いておる、その原因についてもいろいろ指摘を受けております。そこでそういうような結果に基づきまして、中間報告では今後の失対事業につきまして、むしろいまの事業とは別な暫定的な事業の実施というようなお考えも示されておられるわけでございますが、この法案では現在の就労者については引き続き失対事業の就労をはかつていく。そうしてこの中間報告に御指摘をいただいているような点の解消をはかつていかなければならないことは当然でございまして、私ども従来努力が至りませんでこういうような指摘を受けたことをまことに申しあわねないと思っておるのですが、今後は私どもが努力することはもちろんでございますが、事業主体、就労者の全般的な協力を得まして、こういった指摘されていよいよ問題点の解消につきまして努力をいたしまりたいというようふうに考えております。

○田畠委員 若干あとに戻りますが、高齢失業者等就労事業の対象とするのは、労働力政策の対象者

とならない者、すなわち労働市場に対する適応性を欠く者である、こういうよう、今回の失業対策問題調査研究報告によれば、労働力政策の対象の下限を四十五歳、上限を六十五歳、こういうようにしているわけですね。そうしますと、いわゆる高齢失業者等就労事業の対象になる者は、今までの法律改正、昭和三十八年の緊急失業対策法の改正では六十歳以上の失業者、こういうことにしておりますが、今度の法律改正後は六十五歳以上、こういうことになるわけですね。その点どうですか。

におきまして、現在の緊急失業対策法は、現在失業事業に就労している者について効力を有する、こういうようなことになつておるわけでござります。したがいまして、今後の問題といたしまして、緊急失業対策法が効力を有するというのは現在の就労者に対してござりますから、高齢者就労事業を実施するといたましても、現在の失業事業の就労者の中から、やるとすれば対象者、希望者を募つてやる、こういうことにならうかと思つております。

そこで、今後の問題としましては、先生先ほど

御指摘のように、失業対策をいろいろやらぬといふわけですが、その場合、この中間報告では、労働力政策としての性格を貫徹すべきだ、そこで、労働市場に対する適応性を持たない者、こういう者を失業対策の対象にすることはかえって制度の混乱や運用上の弊害を生じて失業対策そのものの機能もそこなうことになる、こういうような御指摘をいただいておるわけでございまして、私どもそういう意味で、この法案に盛られておりますように、今後の中高年齢失業者に対する対策といったしまして、種々の援護措置を講じまして民間の再就職を促進していくこう、そのためには、基本となる柱は手帳制度でございますが、それを軸にして各種の、失業者なりあるいは雇用者とする事業主に対する特別措置を講じて再就職を促進していく、こういうことになっておるわけ

○田畠委員 そこで私は、今度のこの特別措置法によれば、この法律の対象としている中高年齢者というものは、四十五歳以上六十五歳までを対象にするわけですね。そこで、時の問題として出ておりまする日米織維交渉の結果として、織維業界が自主規制を宣言しておるわけです。また、ガットの特恵供与等によって織維産業とか食器産業、こういう企業等においてはどうしても転廻業といふものが出てくることは、これは明らかですね。そうしてまた、これらの企業というのは中小企業である。ここで働いておる人方は婦人が相当多数にのぼつておる、こういうことですね。局長のさつきの答弁にもありましたように、今後のわが国の雇用失業問題で、大事な対象が中高年齢層であり、特に婦人層である、こういうことを考えたとき、今回中高年齢者については、この特別措置法で、いまお話しのように就職促進措置を講ずる、あるいは就職促進のための手当を支給する等の措置が講じられておるが、これは女子については一体どうなのか、こういう問題が考えられるわけですね。でありますから、中高年齢層の年齢ワクについては四十五歳から六十五歳との法律は対象を考えておりますけれども、いま申し上げたようなもろもろの、これこそが国の社会経済の変動からくる特定な分野の離職者、その中の婦人労働力等々については、この四十五歳というのをもとと実情に即して、あるいは三十五歳に引き下げるとか、四十歳にするとか、こういうやはりきめこまかな措置を講ずることによって初めで、わが国の今後の雇用失業問題に対処し得る特別措置法と私は言えると思うのでありますが、こいつら点については検討をしなかつたのか、あるいは今後検討するのか、こういう点についてひとつ御答弁を願いたい、こう思うのです。

○住政府委員 今後の失業対策の中心、これは中高年齢層、婦人を含めての中高年齢層を対象とし

ていかなければならぬということについては、先ほど申し上げたとおりでございます。そこで、その範囲をどのように考へるか、こういうことでござります。この法案では、定義のところにもござりますように、中高年齢失業者等の定義で、その年齢の範囲とかあるいはその他就職が困難な者、これは労働省令で定めることにいたしております。そういう意味で、法律上の制度として特に固定をいたしていないわけでございます。と同時に、雇用審議会の答申におきましても、原則として四十五歳以上六十五歳未満で差しつかえないけれども、情勢の変化に応じて対処できるような配慮をしておく必要がある、こういう御答申をいただいております。省令をきめるにあたりましては、そういう事情を原則として、私ども四十五歳以上六十五歳、こういうよう考へておるわけですが、審議会の答申の趣旨をもくみまして、雇用失業情勢に対処して彈力的に取り扱いができるよう、こういう考へ方はとらなければならぬのではないかというように考へておるところでございます。

○田畠委員 この特別措置法を読めばそのようなことにもなつておりますので、私がさつき問題としてあげた女子労働力等については、十分ひとつ彈力的な運用で救済措置が講じられるよう御努力を願いたいと思います。この点は局長、よろしいですな。

○田畠委員 今回のこの特別措置法で最大の疑義ないし問題は、何といつてもこの法律の附則第二条だと、こう思うのです。その二条によれば、この間来各委員から指摘されたように、「夏季又は年末に臨時に支払われる賃金は、緊急失業対策法に、雇用審議会の答申等もござりますので、そういった点を十分含んで省令をつくっていただきたい。いずれ省令をつくるときには審議会の御意見等も聞くことになりますので、そういう点を含めまして十分御趣旨の点くみまして対処するつもりでございます。

第十条の二の規定にかかるらず、支払わないものとする。」こうなっております。そもそもこれは、昭和三十八年の法律改正によって、それまで単なる予算措置で支給されてきた夏季、年末の臨時の賃金を、緊急失対法に明文化したわけでしょう。そういういきさつがあるにかかわらず、今度はまた、臨時の賃金の支給には問題があるとしてこれを支給しないということは、首尾一貫しない態度これに過ぎるものなしと、私はこう思うのです。この点、大臣はそのようにお考えになりませんか。

○野原国務大臣 夏季、年末に支給されております臨時の賃金につきましては、一般の屋外日雇い労働者にあまり例を見ません。しかも就労日数や作業内容を反映しないで一律に支給しておるということが問題となっておりまして、世論の批判も臨時の賃金に特に強いものがあるわけでござります。そこで、こうした悪平等というか、そういうものを是正することがむしろ至当ではないかと考えておりまして、臨時の賃金につきましては、審議会の御答申にも、これを十分検討していくようになります。そこで、こうした悪平等といふことを是正することでございますので、いかにして適切、妥当な臨時の賃金を支払いをするかという問題につきまして、慎重に検討する必要がござります。そこで、前にも答弁をしたと思うのでありますが、この夏の分は従来のとおり、これはやむを得ないと思います。この年末の分につきましては、そういう面を考えて、いかにしたならば最も適切、妥当な賃金としてその臨時の賃金を支払うことができるかという点でございます。過去において、今までその臨時の賃金をもらつておったという事実からして、生活上いろいろな激変を与えてもいけないのでありますから、そういう面につきましては十分考慮する必要もございます。しかしいままでのとおりの一的な行き方でいいかどうかという問題につきましては、十分慎重に検討して支払いを行なう。これは予算では一応見ておるわけでございますが、そういう面では、

今までの一律の行き方のほうがむしろ画一的で、おもしろくないという批判もございますので、その点は今回、臨時の賃金という形で支払うことには、一応取りやめて、それを各個人に対しても適切な支払い方法に改めようということで検討しておりますということござります。

○田畠委員 いまの大臣の御答弁は、要すれば、従来のような一律の支給は臨時の賃金についてではなく、能率の点とかあるいは稼働日数であるとか、こういうような労働の質、量ともに考慮して、これからは臨時の賃金を支払いをしていくんだ、こういうことに理解してよろしいわけですか、それが第一点。

しかし、じやあなぜ、今日まで一律支給をしていたのが、これからその内容を変えなければならないのかということですね。今までの、現行の緊急失業対策法のもとでは、一律支給しか方法がないのか、あるいはいま大臣の答弁の、その他の要件も顧慮しながら、臨時の賃金は支給するのかしないのか。この点、局長からも答弁を願いたいと思うんですがね。現行緊急失業対策法の十条の二を見れば、その第二項では、「夏季又は年末に臨時に支払われるものについて特別の定めをする場合」ということを現行でもはつきりうたっておるわけですね。ならば、別に法律を改めなくていい現行法のもとでも、臨時の賃金については特別の定めをするということが十条の二の二項になりますが、これについては改変を止めなければならぬのか、立法制度としても非常問題がある、疑問があると、こう私は思うのです。この点どうお考えですか。

○野原国務大臣 第一の点の御指摘は、そのとおりでござります。いろいろ問題があつて臨時の賃金という形では支給しないということにするわけですが、これは今までやつたのがいろいろな点で矛盾がある。はなはだしく実情と合わない。そういう点で画一的な悪平等的なものは改めたい。改めることがいいと思います。今まで

もそれを改める考え方もあったたと思うのであります。が、いろいろな批判もございまして、そういうものを従来のとおり支給することはどうも非常な矛盾があるという点で、今回は率直にこれを改めていきたいということです。詳しくは局長からお答えいたさせます。

○住政府委員 臨時の賃金、先ほど大臣からも申し上げましたように、一般の屋外日雇い労働者にほとんど例を見ない制度でございます。そういうような観点から、この法案では臨時の賃金の制度としてはこれを廢止していく。しかしながらこれは從来いろいろ、先生も御指摘ございましたように、経緯がございます。そういうような経緯でございまして、制度としては廢止するけれども、しかしそれが就労者の生活にも非常に關係の深いものであるだけに、全部、制度も實質もこれを廢止するということになりますといろいろ問題がござります。そこで、そういう観点から、雇用審議会の答申におきましても、就労者の生活に激変を与えないよう適切な方策を考えていけ、こういうふうな御趣旨もいただいておりますので、ただいま大臣から御説明がございましたように、いろいろそういう従来の問題点を除去する、合理化を行なって付を行なっていく、こういうようにいたしましたと考えておるわけでございます。

○田畠委員 明晰な答弁をしばしばなされてある局長の、この問題に関する答弁というものはまるでないのですね。第一に指摘したいのは、この臨時賃金というのは、振り返ってみますと、就労者の生活の実態にかんがみて、昭和二十七年の冬から昭和三十八年の緊急失対法の改正によって臨時の賃金として法制化されたというのは、あなたの考じやございませんか。あなた方がこういう予算措置で和二十七年から支給されていたわけですね。それ

はいろいろな問題があるということで、昭和三十八年の法律改正で、臨時の賃金といふものをはつきりと法制化されて今日に来ておるわけでしょ。さらに雇用審議会の答申を見ましても、「臨時に問題があるので、「支給条件等の改善について検討を加えること」なるほどこう指摘しておられます。また中央職業安定審議会の建議では、「臨時の賃金については、従来の経緯にかんがみ、実質的にはこの給付が継続すると同様の方途を講ずること」いずれもとにかくこの制度をなくしろとは書いておりませんね。ところが附則第二条においては、「夏季又は年末に臨時に支払われる賃金は、緊急失業対策法第十条の二の規定にかわらず、支払わないものとする」明確にこれは打ち切るとなつておりますね。この附則二条の条文は、両審議会の答申の趣旨から見ても反しておる、ましてやこの臨時の賃金が制度化された経過は、あなた方が自身がこれを法文化しようというわけで三十八年の改正で入れられておる制度なんですね。それにもかかわらず、先ほど米の労働大臣の答弁を聞いていても、いまの局長の答弁を聞いていても、特に局長の答弁の中で、制度も実質も廃止するようなことでは当該対象者が気の毒だと云うのですね。制度を廃止するならば実質が消えていくのはあたりまえじゃございませんか。制度と実質はうらはらだと思うのですね。やはりこの制度を残すなら残す。残すが、その運用について問題があるならば問題のないようすればいいのです。しかも先ほど私が申し上げたように、現行の十条の二の二項を見れば、「夏季又は年末に臨時に支払われるものについて特別の定めをする場合」、これを想定しておるじやございませんか。そういうことを考慮するなら、大臣、この際明確にしていただきたいと私は思うのです。この附則で臨時の賃金は支払わないと明示しておりますが、しかし大臣の答弁を聞きましても局長の答弁

た方の答申に進んでおるのではなく、この際法律の内容をあなたの方の答弁のとおりに変えることが、この委員会の審議を混乱させない一番大事な点だと私は思うのですね。この条文をあなたの方の答弁どおり改めるか、それともあなたの方の答弁を改めるか。どうですか。

○住政府委員 臨時の賃金につきましては、失業者就労事業就労者の賃金として十条の二に規定しておりますわけござります。そこでは失業対策事業に就労する失業者に支払われるべき賃金は労働大臣が定めるとなつてある。それで臨時の賃金も賃金でございますので、当然第一項の賃金の中に入るものでござります。したがいまして、そういう意味で制度として定めておりますのは第一項の規定であるわけでござります。そこで第二項の規定は、これは賃金をきめる場合の基準なりあるいは決定方法等について規定しておるわけでございまして、そういう意味で制度としての根拠は十条の二の第一項にある。

そこで先ほどから御説明申し上げておりますように、臨時の賃金という制度は屋外日雇い労働者にも例を見ない制度でありますので、失業対策事業賃金審議会等におきましてもいろいろ御指摘を受けておるわけでござります。中間報告にもその点が書かれおりますが、そういうようなこともございまして、これは制度としては廃止しようといふのがこの附則の二条の趣旨でござります。

しかし先生ただいま御指摘のように、雇用審議会の答申なり職業安定審議会の建議もございます。実質的に給付が継続するような方途を講じろ、こういうことになつておりますので、私どもとしましては、制度としては臨時の賃金の制度を廃止するけれども、こういう御答申なり建議の趣旨をくんで実質的にその給付が継続できるような措置をとりたい、そういう意味で予算上の措置も講じておる、こういうことに考えておるわけでござります。

○田畠委員 私はその辺の局長の答弁は混乱しておると思うのですよ。第十条の二は、賃金は労働

金も当然それは賃金の中に入っているわけで、その賃金は労働大臣が失業対策事業費金審議会の意見を聞きながらきめていくというわけであります。そうしてその場合一般の就労者の、失対事業に働く人方の賃金と臨時の賃金のきめ方については、第十条の二の第二項を見れば、「夏季又は年末に臨時に支払われるものについて特別の定めをする場合」もあり得るということもこの条文の中からほつきり出ておるわけです。

しかし言いたいことは、臨時の賃金も含めてこれは賃金なんです。それで、それが長い間慣行としてこの事業に働く労働者の生活の安定に寄与しているわけですね。そのことは雇用審議会も職業安定審議会も明確に認めておるわけです。その支給の運営については考慮を払えといつているけれども、それを打ち切ることはいつていいわけですか。またあなたの方の答弁を聞いても、打ち切ることは言つてない。だとすれば第二条についてはあなたの方の答弁のとおりに、これは文章を書きかえぬでございましようが、私の言つていることはもつともだという答えをいただけばそれでよろしいが、労働大臣どうですか。

○野原国務大臣　どうも非常に微妙な御質問でありますましたが、ただいまのところはあくまで臨時の賃金はこれを廃止をすることです、最も公正妥当な支給方法に改めるということを考えておりますが、これはいずれこの法案の御審議を通じ、この委員会において皆さま方の統一された何らかの見解が出ますと、それを十分考慮をしていきたいというふうに考えます。

○田畠委員　まあ、それだけこうです。大臣の答弁はそれでよくわかりましたが、局長もひとつ大臣の答弁をくんで善処することを私は希望して、次の問題に移ります。

ましても、この法律の目新しいのは、求職手帳と、そしてそれを持つておる人々に手当を支給して就職活動を促進する。これが要すればこの特別措置法のすべてですよ。あんたのその他の説明と、いうのは、職業安定法を見ても、あるいは雇用対策を見ても、全部その中に入っておることだけなんです。そういう雇用対策法や職業安定法の中にあるものを、全部ひっくるめて今度の特別措置法に持ってきただけにすぎないので。中間報告では、中高年齢者の雇用奨励金制度を新設する必要があると指摘しているわけです。しかるにこの法案では、職場適応訓練制度だけごまかしておる。なぜ雇用奨励金などを制度化できなかつたのか。求職手帳をやり、手当を支給する、同時にやっぱり雇用奨励金制度をやるということで初めてそれが生きてくる、こう思うのです。なぜこれをやらなかつたのか。言うまでもなく炭鉱離職者を見ても駐留軍離職者も中高年齢者であり、また四十歳以上の特定織維工業離職者についても雇用奨励金制度が制度として設けられているわけですね。なれば私は、せつからく中高年齢者のための特別措置法を設けるならば、雇用奨励金制度くらいは取り入れてしかるべきだったと思うのです。どうしてこれを入れなかつたのですか。当初のあれにはあるではございませんか。

こういうことで考えているわけでございまして、雇用奨励金で雇用を促進するということよりも、むしろ職場適応訓練を実施し、それに対する事業主の謝金を一般の場合よりも充実していくほうがあが、かえって中高年齢者の再就職を促進するのに効果がある。こういうふうに考えて、法案に書いてござりますように、給付金の額について特別の配慮を加える、こういうふうに規定をいたしてい るわけでございます。

さらにこの法律の第二の問題点は、やはり附則第二条でございますが、緊急失業対策法は、現在の失対就労者についてのみ当分の間効力を有することとなつております。何度も質問し、何度も大臣がお答えになつておりますので、まあこの辺の質疑応答はお得意だと思いますから、当分の間とは何年くらいを予測しているのか、もう一度説明を聞かせていただきたい、こう思うのです。

○野原国務大臣 当分の間というのには、お説のとおり法律上の意味合いで、あくまでも当分の間ということについて期限を付したものではございません。そうかといって、これが何十年もということにもならぬと考えますので、その辺は失対労働者の方々がそれに依存をしていかなければ生活できないということ、また一面においては、社会保障制度等が充実をされて現在以上にその面で十分な生活をやっていただけるということになるまでは、そういうことも考えております。そういう点はわが国の社会保障制度の今後の展開がどうなりますか、まあ現在の失対の方々が生活上あまり御不安のないような情勢になるまではこれを続けて

○田畠委員 いまの大臣の御答弁をすなおに受け取れば、われわれが当分の間という、その社会常識から判断する期間とおよそ違つておるようですね。じや大臣のおこなはのとおりにこの法律の文章を書くとすれば、これもまた「当分の間」ということばは削除したほうがわかりいいと思うのですね。どうも皆さんは、説明しておることこの条文の内容とがまるつきり違つてることを答えておるんです。この条文では、附則第二条で「当分の間」というならば三年なのか五年なのか、まあこのあたりが当分の間ということでしょう。ところが大臣の答弁をお聞きしますると、この事業に依存しておる人方の生活が安定するまでは、あるいは社会保障その他の措置が充実するまでは、安定するまではこの制度を続けていくことによって、この「当分の間」ということばは、というならば、この「当分の間」ということばは、無用な摩擦を招いておるだけですね。やはり条文というのは、文章というのは、あなた方のお答えの実体に即して書き改めるということですが、これは当然のことじゃないかと思うのです。大臣もすなはちにそのようにやはりお認めになつたらどうかと私は思うのですが、どうでしようか。

○野原国務大臣 「当分の間」というのはまあ官庁の通用語と考えておりますが、むしろ当分の間というのが非常に味があると考えております。これはやはりあまり年限をはつきりとして十年間だとかあるいは五年とかということをいわないほうが――そうかといって二十年、三十年ということがあります。その辺を考えますとやはり「当分の間」もできないと思う。したがつて、「当分の間」というのはかなりいろいろ使われておるらしいのですね。あなたのお話をのようにまあ生活の安定の道が確保さで、あまり意味のあることばを使い過ぎて混乱を巻き起こし不安を巻き起こしておるとすれば、やはりそれも考え方直すべきじゃないか、こう思うのですね。

れるままですれば、やはりそれはいつ確保されるかなかなかはかり知れないものがあるわけで、また何が安定といえるのか、その内容がまた議論の余地があるし、それは議論していくと幾多問題が混雜、混乱するわけですね。だけれども、大臣並びに局長のこの間からの答弁を聞いておりますと、失業対策事業に依存している方が、それにつながって生活の安定の道が講ぜられるまではこの制度は続けていくんだとすれば、何でいま波風をここで一つのことばで起こす必要があるのか。大臣ほどの政治家であり、政治的な判断をものをしておられる人がなぜこんなことにとらわれるのか。やっぱりすなおに現状に即して、法律は客觀的な事情に即しながら駆動していくと、うとこころに、また改めるならば現実の事情に即して改めていくというところに生きた法律がある、こう思うのですね。そういうことを考えるならば、過般来しばしばこの委員会で問題になつておるよう、「当分の間」などという、なぜこんな愚かなことをなされたのか。別に審議会の中でもそんな答申は出ておりません。この点大臣、やっぱり現状に即してこの条文は書くべきであつたなという反省ぐらい私はお持ちになつておられると思うのですが、どうですか。そういうような反省はございませんか。反省の意思さえあれば私はもうこれでこの問題は終わつて、次の問題に移りたい。どうですか。

だけを収容して、今後新しく出る中高年齢離職者等については今度の措置法によつていく。体系が二つに分かれはつきりするようあります。まあこれ自身にもいろいろ問題がありますけれども、私たちよつとこの法律改正に関連して心配することは、沖縄の問題です。

来年四月一日に沖縄が返還されるという情勢がいま動いております。来年の四月と申しますと、ちょうど四十七年度の予算年度が始まる、区切りもいわけであります。御承知のごとく沖縄においては、基地の縮小なりあるいは撤収なり基地労働者の離職という問題が深刻な問題になってきたわけですね。ことに政府の沖縄返還の方針を見れば、本土並みの返還ということを強く主張しておるわけで、それが額面どおりにいくかどうかといふことは今後の問題でございまするが、いずれにしましても沖縄については相当の離職者が発生するることは必至であります。こういうことを考えてみた場合に、やがてすべての面で本土の法、本十の制度と一緒にになって運用されていく沖縄について、今後発生する離職者というものは一体どうなるのか。一般失効事業でいくのかあるいは今度の特定地域開発就労事業のようなものでいくのか、あるいは沖縄のために特別の立法措置をやるのかどうか。このあたりはどうのように整理をされるつもりなのか聞かせてもらいたい、こう思うのです。

正 ことばに細々こじこ指 ことばの生き方をめぐる語彙力の育む

業活動も相当活発になってくる、こういうことも考えられまして、いまのところそういういろいろな要素がございまして、今後の雇用失業情勢がどうなつていくかということについてまだ確定的結論を出すに至っておりません。しかし、確かに御指摘のような問題点がございます。失業対策も充実していくなければならないということも当然予想されるところでございます。いろいろな一般的な再就職対策、失業対策に加えまして、こういった開発就労事業も必要に応じて実施していくなければならないというようになりますけれども、そういうような総合対策の結論いかんによつて、また今後の雇用失業情勢がどうなるか、こういうことから適当な結論を出して対策実施等を考えていきたいというふうに考えております。

○田畠委員 これから沖縄で起きるであろう雇用失業問題というのは、ある面からいようと、ちょうど緊急失業対策法が昭和二十四年にできたような状況も想定されないでもないわけであります。したがいまして沖縄のこのような問題等については十分ひとつ、今回の法改正のいかんにかかわらず特別の配慮をいまから準備し、制度としても立法とともに予算措置の面等においても十分配慮すべきであるし、その準備をなさるべきであるが、私はこれは何といっても労働者の大事な仕事だと思うのですね。私はこの点労働大臣からも一言承つておきたい、こう思うのです。

○野原国務大臣 沖縄の問題につきましては全く御同感でございまして、沖縄復帰後においては沖縄の開発促進あるいは経済基盤、社会基盤の整備策事業等も別個に考え、特別開発事業等も実施を検討していくということになりますれば、当然失業対策立つ対策を、労働面からも積極的に講じていか必要がある。したがって雇用失業情勢等が深刻であるということになりますれば、これが復帰後における大きな沖縄の地域の開発のために検討していくことになりますが、これがまた別個に考え、特別開発事業等も実施を検討していくことになりますれば、これがあつたといふふうに考えておる次第でございます。

○住政府委員 現在臨時の賃金、これは日数でき
めておりまして、年間通じまして三十一・五日で
ございます。夏が九日、暮れが二十二・五、こう
いうことになつております。たしかこの日数はた
とえば国家公務員の期末、勤勉手当等が増額に
なつた際にふえて現在のような日数になつてゐる
わけで、そこで、そういう経緯はござりますけれ
ども、これは私ども、何もその場合には必ずそうう
なるのだとということではなくて、そういう機会に
日数の増をはかつていこうということで実施して
きておるのでござりますが、現在支給日数も相当
の日数になつておりますし、それから日数できめ
ております関係上、賃金のアップがきまれば同一
日数でもその分だけ上がる、こういうような仕組
みにもなつております。そういうようなことか
ら、まあ從来機会を見まして増額につとめておつ
たのでございますが、今後そのことをどうするか
ということについてでござりますが、いろいろ失
業対策事業賃金審議会等の御意見も聞きながら対
処していきたいというようと考えておるところで
ございます。

○田畠委員 これは局長からだけ「こうですが、先ほどのことで一つ質問を落とした点がございま
すが、要すれば、臨時の賃金については払い方は
違つけれども支給する。こういう原則だけ私は先
ほどの答弁でわかりましたが、たとえば人事院の
勧告に基づいて、公務員についてあるいは期末手
当など引き上げ措置が講じられておりますね。た
とえば○・二カ月増額の勧告が出されたような場
合は、この失対労働者の諸君については○・二カ
月の場合は二日分であるとか、○・一カ月増額の
勧告があった場合は一日分とか、このように從来
は人事院勧告に基づいて公務員の引き上げ措置が
講ぜられると、おのづから失対労働者の臨時の賃
金についてもはね返つておりますが、このよう
な慣行などは当然今後も尊重されて処理されてい
くものだと私は見ておりますが、この点について
ひとつ局長から御答弁を願つておきたいと思うの
です。

○住政府委員 この臨時の賃金の日数をどうするかということは、まあいろいろ問題がありますことは御承知のとおりだと思います。非常に困難な問題であるかと思いまして、先生の御趣旨も頭に入れて対処をし、賃金審議会等とも相談してまいりたいと考えております。

ことが、労働行政のるべき失対問題に対する施策であつてしかるべきだ、こう思うのですね。賃金審議会の意見を開くことは当然でありますよ。しかし聞く前に、その諸問案としてはそのような頭で臨むことが大切であると思いますが、私がいま言つたような趣旨で、従来の慣行を尊重しながらこの臨時の賃金については配慮していくからどうか、もう一度局長の答弁を願い、同時に私がいままで申し上げた点を十分頭に置いて善処を願いたい、こう思いますが、局長の答弁をもう一度承ります。

○田畠委員 局長、この点について両審議会の答申も、従来の経緯を尊重すべしとか、従来の慣行はやはり守るべきとか、また失対事業に働く人方の生活水準がいま以下に低下することがないようなどということは答申の大原則なんですね。いま以下に低下してはならぬというのが、たとえば国民生活の水準とか公務員の給与とか、そういうものとの比較検討の面から見て、いま以下に低下させないようにというののがこの答申の趣旨であることは、局長よくおわかりのとおりです。なるほど賃金が上がればかりに三十一・五日分であっても臨時の賃金が総体として上がることはもちろんあります、しかし公務員の給与も上がる、民間の賃金も上がるということになれば、やはりそれに応じてその比較水準が下がらぬようなどいうのが両審議会の答申であるとするならば、やはり私はその答申を尊重して、従来の慣行を尊重していく

いては、今後の経済運営の大きなかなめの問題でありますだけに、政府としても適切な指導をやつしていくと思いますが、しかし原油の値上げは結局消費者に転嫁されていく、まさに残念だと思います。

この問題に関連いたしまして私が申し上げたいのは、炭石対策特別会計の財源は、御承知のように原重油の輸入関税をこれに充てておるわけであります。そこで、この値上げ攻勢をかわすためには、原重油関税自体についてこれから検討しようといふようなことをいわれておるやさきでありますか

しかし私が特に石炭特別会計について申し上げたいことは、四十八年度までこの制度は残るわけです。さらに今回は、特定地域開発創効事業、あるいは一般失効事業の問題が取り上げられておるわけです。

ら、したがって、原車油関税を財源にした石炭特別会計が今後存続できるかどうかということは非常に大きな問題だ、こういうことを私は見ておるわけです。そうなつてまいりますと、この石炭特別会計の中で産炭地域の就労事業あるいは産炭地域開発就労事業、これだけでも九十五億の予算措置が講ぜられておるわけです。やがてはこれを一般会計でまかなかうかどうかの問題にもなつてくるわけです。

こういうような問題等も十分配慮しながら、今後わが国の雇用失業状況に即した失業対策制度をきめこまかくなれることが大事な課題ではなかろうか、こういうことを私は見ております。どうぞそういう問題等について、政府としては——今回特に中高年者のためにはこういうような特別措置をなされましたが、これも一つの分野であります。ようけれども、全体のわが国の今後の雇用失業問題等について適切な処理施策を講ぜられるように私は強く要望申し上げまして、私の質問を終わることにいたします。

○倉成委員長 この際、午後一時まで休憩いたしました。

午後零時十三分休憩

○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

おはかりいたします。

本件特に政府関係特殊法人に関する問題について、日本住宅公団総裁南部哲也君及び同じく理事川口京村君に本日参考人として御出席願い、意見を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○倉成委員長 それでは本件に関し質疑に入ります。

まず最初に、社会労働委員長の立場から、労働災害の防止対策の観点から労働大臣にお伺いいたしたいと思います。

去る五月七日発生した日立造船所神奈川工場における労働災害に関連し所信をお伺いしたいと思ひます。

労働災害は、その直接の被害者だけでも年間延べ百七十万に及び、交通災害を上回り、被害者の家族に及ぼす影響その他社会経済的な影響を考えると、国民全体にとってきわめて重大な問題であります。労働災害の絶滅こそ労働行政の一一番大きな目標でなければなりません。しかし、さきに長崎三菱造船所、佐世保船舶工業における事故に引き続き、今回の造船所における事故はまた大きな悲劇であります。しかもこの災害がきわめて日常の作業の中に起つた点を指摘しなければならないと思います。この事故絶滅のため労働大臣はいかなる具体的措置を講じられておられるか、承りたい。時間の関係上簡潔に、次の数点についてお答えをいただきたいと思います。

午後一時十六分開議

○倉成委員長 この際、午後一時まで休憩いたしました。

第一、労働災害の現況、死傷者の数、特色、これまでお伺いしたい。

第二点、労働省、特に労働大臣の災害絶滅に対するとられておる措置、これについてお伺いしたい。

第三、この種の災害の犠牲者は地方出身の人々の多い下請企業において多いと思うが、この点についてどうお考えになつておるか。すなわち、弱い者に災害がわ寄せしておるのであります。この点についての感じがするのであります。この点についての御所見を承りたい。

第四点、監督の立場にある各地の基準監督署の体制を見ますと、これは十分でないと思うけれども、限られた人員で複雑な生産工程の安全を確保するためには、監督のあり方について特別のくわ

うを要すると思うが、この点についてお伺いしたい。

以上四点について簡潔に御答弁をいただきたいと思います。

○野原国務大臣 このたびの災害によりまして、八名の方が死亡いたしまして、三名の方が重傷を負われたのであります。まことに遺憾なことでありまして、なくなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、重傷を負われた方が一日も早く全快、回復されることを念願するものであります。

今回の事故は、日立造船株式会社神奈川工場において、修理船に乗船するためタラップを通行中タラップがはずれまして、タラップとともにドック底に墜落したものであります。事故の発生後直ちに現地に本省から中央産業安全専門官等の係官を派遣いたしまして、その原因の調査に当たりました。その徹底的な究明を指示したところであります。

今後の対策としては、同工場のみならず、主要造船所に對しまして労働災害防止のため特別な監督を実施する予定でございます。

また、被災された方々に対する労災補償につきましては、すみやかに支給ができるよう万全の措置を講じておるわけでございます。

なお、このたびの災害は、御指摘のとおり下請が非常に多いのであります。全般的に見ましても、造船業界は最近下請企業に依存する度合いが多くなつております。下請の災害は元請の二倍以上となつておるのでございまが、労働省におきましても、かねてから労働災害防止実施計画を立てまして造船業を最重点の業種として取り上げまして、墜落灾害、クレーン災害、爆発災害、有機溶剤中毒等を中心として監督指導を行なうとともに、下請の災害防止を主眼として親企業が積極的に総合的な安全管理を推進するよう強力に指導してきたところであります。

特に本年度は、造船業はじめとする下請企业在企業の災害防止を強力に推進するために、総合安全管理に關する具体的な監督指導の方策をあらた

めに通達したところであります。今後かくのごとき災害の絶滅を期しまして、全省あげまして災害防止に取り組む決意でございます。

○倉成委員長 私の提起した問題に関する答弁としてはいまだ不十分と思いますが、あらためてお伺いすることとし、特にこの際、労働災害の絶滅について、労働大臣を先頭に全力をあげて努力されよう強く要望いたしておきます。

次に、島本虎三君。

○島本委員 春闘というその中で、いま民間と公労協その他を問わず重大な段階になつてきておるわけであります。

きようこの委員会で労働大臣並びに関係の皆さんにお伺いしたいことは、国が指導している政府関係特殊法人労働組合協議会、いわゆる政労協といふえ長期化してきてる。今回の場合も、四月の二十八日に十単組がストをやつておる。五月の十二日にも二十単組以上がそういうような計画を立てられておる。二十日には、これまたいよいよ最後の詰めに参りましても政府側の体制がどうしてもきつけられ、かつてないような最大限のスト、こういうようななことも計画されているようあります。これを見る場合には、やはり何かこの問題に対する誠意と申しますか、その問題に対する一つの圧迫と申しますか、こういうようなものが、ある場合はない、あるものは、こういうようなものであります。これを見る場合には、やはり何かこの問題に対する誠意と申しますか、その問題に対する一つの圧迫と申しますか、こういうようなものが、ある場合はない、あるものは、こういうような微妙な関係にあるということを指摘しなければならないのです。一体政労協に對してどうないうような状態になつておるのか、この問題についてはつきり答弁願いたいと思います。

まずこれは労政局長のほうからお願いします。

○石黒政府委員 政労協につきましては、御指摘のとく、本年におきましては四月二十八日に第

一波、それから十二日に第二波、それから二十四日に第三波というようなストライキの計画を持つております。自主交渉の促進を中心とした要求を出してあります。

おいて貯金問題を解決することを目標に運動をいたしておりますが、当局側といたしましては、種種の観点から、公務員に準拠する方式でいきたいということで争いが続いておりまして、今年度におきましてもこの争いが尾を引いて、なかなか解決が困難な状況にあるというのが現状でございます。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕
これは自主交渉を認められているはずなのに、
その結論も出せない。団交権はじめ労働権も認め
られているのに、その結論を出し得ない。ここに
重大な行政上の手落ち、指導の手落ち、こういう
ようなものがあるのじやないかと思うのです。大
臣、この問題に対しても大臣の責任であります
が、大臣の見解を聞かしてください。

政府関係特殊法人の事業の特殊性、公共性を踏まえながら、なるべく早期に自主的、円満な解決ができるることを期待しております。その方向に沿つて、たとえばいわゆる内示の時期を早めるとか、内示の内容を彈力的にするとかの努力を積み重ねてまいっておるわけであります。今年の給与改定にあたりまして、政府側としては、従来と同様の態度で臨むつもりでありますが、ただ組合側の言うように春闘時にすべて解決するということは、実際問題としていろいろ問題があるようでありますので、労使関係者の意見を十分に聞きながら慎重に研究してまいる考え方でございます。

○島本委員 これは、そうすると大臣と労政局長の答弁はまだだんだん退歩ってきております。これはどうですか。内示とか回答についてはできるだけ自主性がこの制度の上で発揮できるような、縛りをできるだけ少なくするというようなことでやりたい。根本問題はいろいろな面から検討しなければならない。これは労働省の松永労政局長が去年の六月十日に衆議院の社会労働委員会で発言しているのです。大臣はいま、春闘の場合にこれをやることはなかなか困難であると言ひながらも、これはできるだけすみやかに自主的にある程度事をきめるという幅を持たせていくたいと思ひます。これも去年の十月九日に衆議院の社会労働委員会で言っているのです。双方ともこれはやると言ひながらも、一たんその場所になつたら、これはできない、こういうようなことがとりもなおさずこの解決を困難にする、そういうような結果をもたらすことになるじゃありませんか。私どもこれは政府の姿勢、ことに労働省が積極的にこちで発言しながら、社労委員会で答弁しながら、それを実行しないところに問題の根幹があるのでないか、こういわざるを得ないのでです。このときにはちゃんと答弁しています。ではこの答弁で、自ら的にやらせたい、だんだんやっていきますということは、これはうそなことに大臣なつてしまふぢやありませんか。これは労働組合だけの問題で

い問題なんです。どうも前言をひるがえしてだんだん困難なほうにやるということは無責任です。こんな無責任なことはやっしゃならないと思います。日にはがはつきりして、そして発言した委員会まではつきりしているのですから、こういうような問題については責任をもって指導すべきだ、こういうふうに思います。これは大臣と労政局長の言であります。これは現にやってないという感じであります。これだからなおさら紛争がとじやありませんか。これからなおさら紛争が長引くことになっちゃいます。これは一体どういうことですか。

○石黒政府委員 ことばが足りないがつたかもしれないが、労働省といたしましては、自主交渉で解決されることが望ましいというたてまえにつきましては、少しも変更ございません。ただ、それを実現するにつきましては、非常にむずかしい問題がたくさんある。そのむずかしい状況の中において、実情に即して少しづつでも前進させるよう努めたいという趣旨のことを見た。一昨年も申してまいりましたし、現在もその心境に変わりはないということを申し上げている次第でございます。

○島本委員 大臣も同様ですか。

○野原国務大臣 同様の努力を積み重ねてまいりたいと考えております。

○島本委員 大臣は同様だと言いながら、自主的にある程度幅を持たせていいたないと去年言つてゐるのですが、ことしは全然幅がない。去年と同じで幅を持たせてありますか。それなら労政局長、あなたのほうでも、これは内示とか回答について自主性がこの制度の上で發揮できるように縛りをできるだけ少なくするというふうなことでやりたい、これまで言つておられたが、ことばが少し俗なことばでそのとおり言つただけなんです。これは大臣もあなたも、自主交渉は認める、望ましい、むずかしい問題がある、段階的に解決する、大臣は幅を持たしてやりたが、こう言つていながら、去年ことしは何らか

わっておらない。これは皆さん方が努力していいないということになつてしまふやありませんか。その原因はどこにあるのですか。それとも公団当局の自主性のなさですか。皆さん指導を聞かないということなんですか。原因はどこにあるのですか。

○石黒政府委員 逐次自主性を増していくたい、そのためには彈力性も持たしていきたいということで、御承知のごとく一昨年は初任給につきまして若干の彈力性を持たしたわけござります。昨年につきましては、その点について非常にはつきりした形では出ておりませんが、公社当局の実情を反映するよう日に大蔵当局も非常に努力をしてくれたと思っております。四十六年の賃金につきましては、まだこれから問題でございますけれども、何らかの形におきまして、前年よりも前進させるようにできる限り私どもさらにいろいろ研究をし努力をしてまいりたいと考えておる次第でござります。

○島本委員 どうもことばはいいんですが、さつぱり実効があがつておらないのです。木村副長官来ておりますか。一時三十分に到着することになつていますが……。

○増岡委員長代理 間もなく参られます。

○島本委員 それでは来たらばやりましよう。

これは、政府が自主的に決定を持つていくとか、または政府の約束を前進的にこれを指導するとかいろいろ言っているわけです。しかしながら、政労協の賃金紛争は依然として長期化している。私はそれがわからぬのです。どういうことで紛争もそういうような状態になつてきているとすか。

〔増岡委員長代理退席、伊東委員長代理着席〕

これは労使関係の紛糾の度がむしろ深くなつてきている。そして異常にこれが長引いてきている。こういうようなことは改善の具体策がないといふことなんですか。この点について参考人でございまます南部総裁並びに川口理事からも伺いたいと思うのです。これは異常に長引いてきている。紛争もそういうような状態になつてきているといふことになつてしまふやありませんか。

うことは、改善の具体策がないからこういうことになつてゐるのですか。それともほかから圧力があつてできぬのですか。自主交渉をやるよう指導なさつておるなさつておつてもできないという。何が壁なんですか。そこをはつきりしてください。それとも自主能力がないのですか。

○川口参考人 お答えいたします。

現在政府関係特殊法人といいますのが百幾つかあるわけですけれども、その大部分が給与の基準について監督官庁の認可を必要としております。ですから、われわれといたしましては、その認可がどういう基準で認可されるかというのが明らかでない場合には、有類回答というものが実際には出せないということござります。そういう状態でございます。なお現在長期化しておると組合に説明して納得を得るように努力している次第でございます。

○島本委員 その認可というものは、いまおっしゃつたのは法的なことばで何というのですか。

○川口参考人 法的なことばでやはり認可でございます。これは監督官庁に協議することになります。

○島本委員 給与改定については政府の承認が必要だ、こういうことです。そうして政府の承認基準、これがいわゆる内示だ。それが示されるまでは具体的に回答が出されないので、したがつて、政府がこれを承認しない以上、いかにやりたって、皆さんのほうでは具体的な団交に応じて自主的に決定はできない、こういうようなことだということですか。それとも内示というものは承認基準ですが、それがすなわち承認なんですか。これはいすれなんですか、内示を示して、そのあとで承認を受けるのですか。

○川口参考人 通常内示を受けまして、それに基づいてわれわれのほうで俸給表その他をきめまして団体交渉するわけでございます。それで団体交渉がまとまり次第認可を受けるわけでござります。そういう手続になつております。

○島本委員 大蔵省関係来ておりますね。承認と認め可、この問題に対しても具体的にはつきりしないといけないと思います。法何条によつてこの承認がきめられ、法何条によつてこの内示がきめられているのか、これをこの際明確にしておいてもらいたいと思います。

○谷口説明員 先ほど住宅公団の川口理事から答えがありましたように、非常にたくさんの法人がござります。いま例としてたまたま住宅公団といふことであつておりますので、住宅公団の法律の条文を引かせていただきます。日本住宅公团法の五十四条「給与及び退職手当の支給の基準」ということがございます。「公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない」。こういうふうに書いてござります。これが給与及び退職手当の支給基準の規定でございます。それから六十一条「大蔵大臣等との協議」という条文がございます。「建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない」。その第一項の第一号でございます。第一号は省略いたしますが、「第四十七条第一項及び第五十四条の規定による承認をしようとするとき」。したがいまして、この五十四条で建設大臣の承認を受けるという形になつており、六十二条で大蔵大臣への協議という形になつております。

○島本委員 そうしたならば、五十四条、六十二条によつて政労協は、今後といえども、自主交渉並びに労働基本権は認められておりながらも、政府のこういうような拘束によつて自主解決もできない。今後はだんだん争議が長引くだけである。こういうようなことになつてしまふのですが、これに対して大蔵当局は具体的にどういうふうにし対して大蔵当局は具体的にどういうふうにし問題をどうやって現実に調和するかということがこの問題解決への方法ではないか、こんなふうに考えております。

そこで、先ほど労働大臣あるいは労政局長がお話しになりましたように、一昨年は初任給の問題につきまして当時非常に大きな問題で労使間に交渉が行なわれておりましたが、私どもその問題の重要性から、この初任給につきましては、御案のとおりに一昨年は、二百円のアロー・アンスと三千八百円プラス二百円という形でもつて三万六千円、あるいは三万五千八百円プラス二百円という形で初任給の大学卒の基準を上げておりますが、こういったようなものはそういった問題解決への一つの方法である、こういうふうに考えております。

○島本委員 大蔵省関係来ておりますね。承認と認め可、この問題に対しても具体的にはつきりしないといけないと思います。法何条によつてこの承認がきめられ、法何条によつてこの内示がきめられているのか、これをこの際明確にしておいても

は、各主務官庁から協議がありましたものにつきましてその協議をするという形になつて、そのあとで法律的には承認がされて支給規程がきまるということになるわけですが、実は先生先ほど来御質問のように、政府関係機関の職員につきましては、御案内のとおりに労働三法の適用があるという形になつております。そういう形で、当然のことながら、労使間の団体交渉による労働協約といふものが締結されるというたまえにはつておりますが、先ほどこれは住宅公団のところで述べましたけれども、ほかの政府関係特殊法人について大体同じような規定になつておりますが、これらの特殊法人は、御案内のとおりに、その業務の公共性とか公益性とかあるいは特殊性ということがございまして、政府の出資によって設立されておるとか、あるいは業務の運営についても財政投融資金が出ておるとか、あるいは政府の交付金、補助金等が出されておるとか、あるいは経費について予算として国会の審議を仰ぐ、こういうような状況にございます。

そこで、そういう一方において労働三法がある一方において政府関係がいわゆる民間とは違うという二つの問題がいわば非常に交錯しておるという状況かと思います。そこで私どもいたしましては、そういうた業務運営や給与の決定については先ほどのような手続になつておりますが、これは、結局はとりもなおさずそういう二つの問題をどうやって現実に調和するかということがこの問題解決への方法ではないか、こんなふうに考えております。

そこで、先ほど労働大臣あるいは労政局長がお話しになりましたように、一昨年は初任給の問題につきまして当時非常に大きな問題で労使間に交渉が行なわれておりましたが、私どもその問題と議論をし、かついろいろ勉強させていただいだ、こういふことも私どもはやはり前進への一つの姿勢だ、こういうふうに御理解いただければ非常にありがたいと思います。

○島本委員 長々とりつぱな日本語で答弁していましたが、要は大蔵省が承認を与えた中でこれをめば一番簡単だということなんでしょう。大蔵省が与えたその範囲内であなたたちのみなさいよ、これが円満解決への道だ、労働基本権を持ち

ながら、団交権も持ちながら、そして自主交渉も大いにやりなさい、自主解決もやりなさい、政府がこれを指導しながら、大蔵省が認めたものをのまないじやこれは解決にならないんだ、こういうような一つのやり方が、いまいみじくもあなたの口からいろいろ出されましたがけれども、これは諸外国に信を失うもとですよ。何が調和ですか。いま産業との調和ということはもう公害でもなくなっちゃった。あなたのほうが、あらためて大蔵省、何と調和するのですか。いまもうすでに産業との調和は公害はない字句なんです。いまあなたは、すでに大蔵省との調和を持ち出して、これはまさに産業との調和でしよう、こういうようなことは公害でなくなつたのと同時に、これは今後の大蔵省にもないことばだ、こういうように理解しなければいけません。大蔵省は数字にならなかたんのうであつても、頭の回転のほうは、時代はもうだいぶ進んでいるようだ。もう少しあなたのほうはこの点を現実に即応するように今後はやつてもらわないといけないと思う。あなたのほうで承認したやつでないと、初めにこれをのむでないと解決がおそいぞ、こういうのはどうかといふのです。だめです、こんなことでは。

それと同時に、官房副長官、せつかくおいでなさいましてありがとうございました。それで、あなたたのほうではおととしの五月十四日の衆議院の社会労働委員会においていただきまして、その席でやはり政労協の問題に端を発して、自主交渉がどういうようないま制約でできないのか、いろいろこれを探求し、答弁されたことばの中で、「毎年続けてはいけない」というような前提のもとに「法律上の制約の、事実上の制約において、できるだけ自主性を發揮するようなくふうを、政府並びに当事者同士でぜひ協議、努力をしたい」、こういうようなことをはつきり言つてゐるわけですが、議事録によりますと、それと同時に今度は、去年の八月五日に、これはいろいろこの団体の長の人とお会いになつて、その席上で、内示については一挙に廃止するということはむずかしい事情にあるので、

昨年一つ、ことし一つ、こういうようにはいつずつ解決していくよにしたい、こういうようにならでいるわけです。そうすると、段階を追つてこの内示制は廃止していくのだ、そして自主解決、それがから自主交渉、この上に立つての一つずつの解決を促進するのだ、労働大臣も労政局長もこの辺おるのであります。あなたもそう言つているのです。しかし去年に比べてことしは何も進歩していない。一つ一つやつっていく、こうあなたもおつしゃやっている。さっぱりこれは進んでいないのです。あなた自身も責任を持たなければいかぬと思うのです。政労協のこの内示の問題、承認の問題、こういうようなものは、労働基本権を認めながら、これは余分な拘束を与えていた結果になるのぢやないか。これに対してもうどのような考慮を払い、今後どのような努力をするつもりですか、この際国民の前にそれを明示してもらいたいと思います。

○島本委員　いわゆるこの政府関係特殊法人労働組合協議会、政労協です。この政労協の場合には、これはもう法的にも公務員準拠、これが正しいのだというふうにしてこれは明記されていないんですね。あくまでもこれは運用上の問題で、これに準拠してやらせてているようですね、副長官。そういうふうにしてやつてみると、仕事の内容そのものを見ると民間の仕事と同じですね。身分として労働組合法上の制限は、いわゆる労働三法の適用を受けていますね。そういうふうにしてみると、これはやはり労働三権の適用を受け、賃金は労使の自主決定のほうが望ましいと労働省は指導している。こういうようなことになるならば、なぜこれは、自主決定だけは、内示をしてそのあと承認を受けるようなこういう手続をしなければできないのか、こういうふうなことをやっておくのはおかしいじゃないか。

七〇年には二百四十五日、これもだんだん延びてきているのです。こういうふうなものは特例だと思っていたら、そうじゃないのです。他の組合でもみんなそういうような傾向が出てきているのです。これは農地開発機械公団、ここでも一九六八年には百五十六日だ。ところが次の年は三百七十一日、それから去年では二百九十四日、これもだんだん長引いてきてる。そのほか農林漁業団体職員共済組合、これにも同じ傾向が見られます。一九六八年には百六十二日、次の年は三百六十七日、こういうふうにふえてきている。それで去年は二百四十七日、これは若干減っております。

こういうふうにしてみますと、各団体のこういうふうな経過はだんだん長くなってきております。ほかのほうは交渉によってだんだん早まるてくる。鉄鋼なんか一発回答だ、こういうふうなことになってきているのに、より一そく民間に近い政労協のほうがだんだん長まってきてる。こういうふうなことは、やはりどこかおかしいのじやないか。やり方に対しても、必ずどこかに重大な欠陥があるのじやないか。まして副長官あたりは、一歩一步自主決定を持っていく、こういうふうなことをはつきりお約束なさっている。しかしながら、政府の約束にもかかわりませず、今度は政労協のいわゆる賃金競争、こういうふうなものは、依然としていま言つたようにして長期化の傾向がある。こういうふうなことになつてると、労使関係はむしろ異常に紛糾しているということになり、改善の具体策については、もう責任をもつて政府がいま言つたような自主解決、自主交渉、この線に乗つてやらせるよりしようがないん解決していくたといふ結果にはならないと思ひます。これはどういうことでしようか。この点については高邁なる労働大臣と副長官お二人の御高見を賜わりたいと思います。

では、従来からそういう形であります。なるべく自主的な円満な解決ができるよう、当事者能力を付与して回答も早く出してもらい、あるいはまた彈力的な回答を出したいというふうに考えておりませんが、どうもきわめて困難な事情もございまして、そういうようになつていいところに御指摘の問題があると思うのでございますが、しかし、いつまでもそういう状態は好ましくございませんので、できるだけ早くそういう自主回答ができますように、今後も重ねて努力を続けてまいりたいと考えております。

○島本委員 副長官のほうから答弁がないようですが、大体同じだと思うのです。そうなりますと、これはやはり政労協の使用者側の最近の動き、こういうふうなものは注目しなければならないのですが、何か大蔵省やそういうようなのが、頭から予算に関係して圧力をかけているのじやないかというふうな傾向が見られるのです。もしそういうようなことがある場合には、副長官あたり、き然たる態度をもつて、あまり労働運動の中に、いかに金の大もとを握っている大蔵省であっても、あまり関与するというのは好ましくないんだといふようなふうにして、はつきり指導しなければならないのではないかと、私こう思ふのです。中にはこういうふうな傾向がござります。使用者の中には、最近は、賃金は本来春の段階で自主的に解決すべきである、こういうようなことを言っている方もあるようです。それと同時に、いわゆる内示は廃止すべきである、こういうようなことを使用者の中でも言っているのです。こういう考えが、もう自然と出てくるようになってきているんです。したがって、政府としても、関係官庁の指図を受けなくとも、みずからの判断と責任で自主的に賃金をきめようとする、この使用者側のこういうような前向きの姿勢に対して、これを尊重すべきじゃないのか。もちろん、これを尊重すべきであり、こういうように指導するというのが労働省の考え方です。段階的に解決していくと、いうのが去年の副長官の答弁であります。そうす

ると、使用者もこれを望んでいるわけであります。使用者も望んでいるのに、だんだん争議が長期化してくるということは、これは重大な陥陥がどこかにあるということになります。そういうようなのは、大蔵省なり政法連なりが、何かこれに對して待ったをかけるような現象がないかどうか。そして、自主交渉を妨げている、こういうようなことがあつたならば、これはおかしいんじゃないかと私も思うわけです。どうもこの点は私案然としないわけです。ことに政府、大蔵省、こういうようなものが保障を与えるのが正しいわけですけれども、これ以上の、権限、たてまえを逸脱して各省間に圧力をかけるというようなことは、これはやるべきじゃない、自主交渉にまかすべきだ、こういうふうに思うのであります。この点については副長官、どのようにお考えでしよう。

か理事長とかいう名前がついておりますね。それは民間の企業の給与に匹敵するような高い賃金を取っているわけです。これは主として天下りであります。関連企業へ高級公務員が横すべりをしているんです。それは、同じような企業やあるいは公務員のベース以上の給与をもらっているわけですよ、総裁や理事は。だから、それの天下りとかそれの特別待遇、それは、公務員の年金をもらひながら高い給与を取っているんですよ。総裁も理事もそうじやないですか。違いますか。これが一つ、ますあるのです。それに対して政府は、一般の職員に対しては公務員に準ずるというワクをがつとかけるのです。

それからもう一つの不満は何かというと、たとえば農林金融公庫その他政府関係の政労協の中の金融機関のものは、同じような銀行とか生命保険とか証券とかいう金融機関の同じような条件の人への給与を見るわけです。それとある程度匹敵しないといい人がこっちへ来ないわけです。それから、たとえば住宅公団その他でしたら、土建業その他の技術関係のそういう職場との関係を見るわけです。公務員と同じような技術を持ち、経験や資格や経験を持つておる民間の企業の人と比較をするわけです。そこで非常に差があるのでいい人が集まらない。そういう二つの大きな不満があるから私は、公団 자체の運営というのが非常に大きな問題に陥っていると思うのです。それで、いまの島本委員の熱心な質問にもかかわらず、具体的な内容についての前進がないのです。政府関係機関が成立いたしましてからかなり時間がたつたわけですから、かなりの経験も得、技術を得てきているわけですので、そのことからいましても、その点に対しても新しい方針を政府全体として立てて、そして政府関係の企業が当事者的能力を持つよう、従業員が納得できるようにしなければいかぬ。これは当然だと私は思うのです。そのことを漫然といままでどおりで、大蔵省が握る、関係の各省が握る、そういうことで締めつけておったのでは問題は解決しないと思うのです。私

はその点について再検討すべき時期にきていますが、官房長官いかがですか。
○木村政府委員 殿様、特殊法人の役員の給与あるいは職員の給与はいろいろ問題がござります。ただ、特殊法人の成り立ちから申しまして、できるだけそういう民間の有識者を中心へ入れたいというのとで、給与関係もそのようにきまつております。
ただ、一般の国家公務員に比べますと特殊法人の職員の給与ベースが非常に高いというのは事実でございます。したがいまして、特殊法人の役員の給与もそれだけベースを高くしなければいけないという実情もござります。しかしながら、いま御指摘のとおり、特殊法人の役員にいわゆる天下りと申しますか、公務員の就職が多いという実態——いま特殊法人が全体で百十二くらいございますが、その常勤役員の数が全部で七百四十七名でござります。その中でいわゆる公務員からの天下りの数は二百五十三名、大体三分の一という現状でございます。私ども、特殊法人の役員にはできるだけ部内の登用者あるいは民間からの人材を入れたいといろいろ努力しておりますが、しかしながらこれが言うべくしてなかなかむずかしい。特に民間の方の採用を私ども各省に言っておりますが、いまの経済状況が非常に活況を呈しておるという点で民間に人材が払底しておるということから見まして、有能な人材がなかなか御推薦願えないという現実の困難がござります。

れども、春闌の中でこれを早期に取り上げるのは、はつきり申し上げてなかなか困難がござりますので、できるだけ早く公務員の給与ベースを決定した上で、これとの関連において大蔵省あるいは関係各省、また当事者との話し合いで政府がそこへ入りまして解決していくかないと考えております。

○島本委員 春闌で解決するのが一番いいんじやないかと思うのですね。これは回答するのが悪い。これは天と地の遠いなんて、やはり春闌で解決してやるのがみんなが納得する最大の便法にやありませんか。それを、春闌で解決するのは望ましくないという考え方がよくわからない。

の中には、内示体制は不当だ、賃金についても今は全面的に自主交渉により決定すべきである。こういうようなことを、もうすでに海外技術協力事業団の関係者が協定書で協定して署名捺印しております。それだけじゃありません。去年の八月二十七日に、アジア経済研究所東畠会長とジェトロの原理事長が福田大臣と鳩山主計局長をたずねた際に、特殊法人は労働三権が保障されているのであるから、将来も内示を続けては困る、早急に廃止すべきじゃないかというのに対して、福田大臣も、事情はよく理解したので今後努力すると約束しておるわけです。大蔵大臣が努力するる約束されたのですから、いまだに承認が必要だ、協議が必要だというような考え方こそ官僚の独走じゃないか、こういうふうに思うわけなんですね。望ましくないというのは、このやり方が望ましくないので、春闘でこれを解決するのが望ましいのです。この点少し主客転倒しているようあります。この際長官にこの点をはつきりしておいてもらいたいと思うわけなんですが、いかがでしょうか。例をあげれば数限りなくたくさんありますが、いま言つたようなことで自主交渉が望ましい。使用者の中にもこれをやつてくれという声が高くなつてきている。こういう点からしてこれを行なわせる、しかも春闘の中でこれをやらせ

悪いという論拠を示してもらいたい。
○木村政府委員 私が申しましたのは、政府関係特殊法人の特殊性から申しまして、国家公務員の給与との関連性が断ち切れないという点で申し上げたのであります。ただ、おっしゃるとおり労働三権の認められておる政府関係特殊法人、それと政府関係特殊法人の特殊性とのちょうど接点がありますので、そういうことからして、いま申し上げましたとおりの自主交渉ができるだけ実質的に解決していきたい、こういうような努力をしてまいりたいと思います。

○島本委員 その方面とあわせて、内閣の扇のかなめの役をつとめている副長官としても、今後大原委員が指摘されたように、公団そのものの中に不満をもたらすようないろいろな原因がある。いわゆる天下り人事、総裁、理事長というような人たちは給与が高い。それに比べて従業員のほうは公務員ベースに右へならえさせられる。民間と同じような労働三権の適用を受けながら、これじや自分らの立場はあんまりひどいじやないか、こういうようなやり方がほんとうだとするならば不満が起きるのは当然であります。したがって、こういうような問題の解決もあわせて副長官考え方ないといけないと思います。これは今後の問題であろうと思いますが、これに対してもどのようにお考えでしょうか。

○木村政府委員 先ほど大原委員の指摘されました特殊法人の制度的な面、したがいまして、またそれから由来しております特殊法人間の賃金のことで十分やれるのです。政府がやらせないだけなんです。それと同時に、中労委の会長もこのことを認めているわけです。ですから、労働関係で実質面において改善の努力をしていく、こういう考え方であります。

○島本委員 しかし、使用者がいまの段階で自動的な有線回答を示すということは、いまの制度のままで十分やれるのです。政府がやらせないだけなんですね。それと同時に、中労委の会長もこのことを認めているわけです。ですから、労働関係では労働大臣を中心にして、やはり行き方に沿うよ

うにして解決をはかれたるとうしてしまつた。この問題について特に中労委の石井会長のほうでは、制度上自主的な賃金決定に制限が課せられてゐるのではなく、内示は運用上、事実上の制約であつて、これは制度上の制限ではないんだ。したがつて使用者には管理運営の権限があるべしとの判断を持つべき責任がある、こういうふうにはつきり言つてゐるわけなんです。もうすでに労働慣行としてもこういうふうになつてしまつてゐる。それにもかかわらず、やはり依然として承認だ、協議だ、こういうようなことをやる以上、確かに政府と使用者の間の承認行為は内示によつてスムーズになるかもしれません。それは、しかしながらそのため労使間の紛争が長期化しておるのである。それと同時に激化しているのです。それと同時に事業運営上の打撃、これは関係者や国民大衆にも迷惑は当然かかることになるわけです。スマーズにいくのは、政府と使用者の間だけだ。一番激化してくるのは、これは労働運動の中でもこれが激化してくる。これは望ましくないということはあたりまえなんです。こういうようなことに対する一体どうなのか。労働大臣、官房副長官、それから南部、川口両参考人の御意見を賜わつておきたいと思ひます。これは重大です。

た納りの中へいかにして組合側と自らの力を発展させていくかということにこそ数年来絶えず苦労をしてきております。それは先ほど来大蔵省から御説明があつたように、逐次おどります。そこで一挙に春闌までそれを飛躍するという体制までには、なかなか全体として立派な交渉の範囲とか、あるいはその時期を早くするとかいうことで改善されてきていると思つておりますが、ここで一挙に春闌までそれを飛躍するという体制までには、なつか全体として立派な交渉の範囲とか、あるいはその時期を早くするとかいうことで改善されてきていると思つておりますが、ここで一挙に春闌までそれを飛躍するといつてない私どもは考えております。できるだけ政府関係機関としての特殊性の中で円滑なる労使関係が醸成されていくようわれわれとしては今後とも努力していきたい、このように考えている次第でございます。

○木村委員 繰り返して同じことでございますが、できるだけいま申されましたことについて努力したいと思います。

○島本委員 時間のようでありまして、残念であります。今までの答弁は、前回とほぼ同じような答弁です。徐々にやると言なながら、改善のあとが何ら示されないということ、それから、もうすでに今までのようなり方では、これは言葉のものも残念であります。政府と使用者との間の承認行為は、内示によつてスムーズにいつても、労働組合のほうとはなお激化する、こういうような傾向を招来するだけにすぎない問題である、こういうようなことは私は残念であります。しかし、この改革の必要なことは、いまいろいろ申し上げました。これに対して的確に対処しなければなりませんが、答弁は答弁として承つておきます。皆さんのほうで、今後政府に對しても、特殊法人のこの賃金が、労働三法の趣旨にのつとつて労使の自主交渉を認められるように、これが規制の撤廃や緩和を今後大いにはかるよう努力をしてもらいたい。そして、だんだん長期化してきたいまのような政労協の争議の激化の傾向をここでは是正をしてもらいたい。そのためには事務能力の幅、

自主交渉、自主解決、こういうようなものも十分考えて指導すべきである。このことは強く私は申し入れておきたいと思います。これに対して代表して労働大臣の答弁を承って、私の質問は、残念ながら終わらざるを得ないのであります。大臣、いま私が言つたのに対しても端的に答弁していただきます。

○野原国務大臣 今までの御意見、まことにいつもともと拜聴したわけでございますが、この問題につきましては、今後最善の努力を尽くしておこなえしていくよりないというふうに考へますので、これからも一生懸命努力を続けてまいります。

○島本委員 終わります。

○倉成委員長 南部、川口両参考人には、御多用中御出席いただき、ありがとうございました。御退席いただけてけつこうでござります。

○倉成委員長 次に、中高年齢者等の雇用の促進

に関する特別措置法案を議題とし、質疑を続けます。後藤俊男君。

○後藤委員 いま大臣が陳情でしばらく退席され

ましたので、この労働省の職業安定局長から職務

第十号、四十六年一月十三日に各都道府県知事あて

に書面が出ていたのですが、この書面の中の基

本方針の第三並びに第四でございますが、これに

つきまして、ひとつ簡潔に御説明いただきたいと

思います。

〔委員長退席、佐々木(義)委員長代理着席〕

○遠藤政府委員 御指摘の本年一月十三日の都道

府県知事あての通達の第三項目でござりますが、

これは四十六年度の上半期の失業対策事業の吸収

計画についての指示をいたしたものでございま

す。これは昭和四十六年度におきましては失対事

業の吸収人員が予算上十二万人ということで策定

されておりますので、これをもとにいたしまして

上半期の事業吸収計画を策定するように指示をい

たしたものでございます。その中で、月間の失対

事業就労者の就労日数を二十日。これは緊急失業

対策法に基づきます失業対策事業の就労予定日数

のたてまえを一応ここで明示いたしまして、その

二十二日と申しますのは、民間事業、公共事業に

就労できない場合に、失対事業に紹介するという

たてまえに相なっておりますので、こういう民

間、公共、失業対策事業を含めまして月間二十二

日の就労日を確保できるように計画を策定するよ

うに指示いたしたものでございます。

○後藤委員 それから第四番目の日雇労働者雇用奨励制度でござりますが、これは現在失対事業に就労しております十九万人の人たちの中にも、なおかつ民間の常用の職場に就職できるといった可能性を持つ

おる人たちがかなり就労しておられますので、

こういう人たちにつきましては、各種の就職支度

金制度でございますとか、雇用奨励金制度だと

か、こういったいろいろな援護措置をできるだけ

活用することによって常用就職をする、あるいは

自営業につくとか、そういうふうに自立の促進が

できるよう計画をするように指示いたしたもの

でございます。

○後藤委員 いま説明されましたが、そういう意

味の通達だと私も読んだわけです。そこで問題に

なりますのは、現在各都道府県におきまして二十一

日分については国が負担する、さらに残りの二

日、三日、合計二十五日ぐらいは月のうちの働く

日を保障しておるという県もあると思うのです。

さらに二十二日のワク内に入れておる県もあると

思ひます。

〔委員長退席、佐々木(義)委員長代理着席〕

○遠藤政府委員 御指摘の本年一月十三日の都道

府県知事あての通達の第三項目でござりますが、

これは昭和四十六年度におきましては失対事

業の吸収人員が予算上十二万人ということで策定

されておりますので、これをもとにいたしまして

上半期の事業吸収計画を策定するように指示をい

たしたものでございます。その中で、月間の失対

事業就労者の就労日数を二十日。これは緊急失業

対策法に基づきます失業対策事業の就労予定日数

のたてまえを一応ここで明示いたしまして、その

二十二日と申しますのは、民間事業、公共事業に

就労できない場合に、失対事業に紹介するという

たてまえに相なっておりますので、こういう民

間、公共、失業対策事業を含めまして月間二十二

日の就労日を確保できるように計画を策定するよ

うに指示いたしたものでございます。

○後藤委員 それから第四番目の日雇労働者雇用奨励制度でござりますが、これは現在失対事業に就労しておる人は今度上がつて千百三十七円ですか、これは先ほど言いました

よう、二十二日働いたところで三万円にならぬ

わけなんです。これらの人稼働日数をふやす方

向にやるというのなら話はわからぬことはないの

ですが、二十二日ワクの中に全部入れてしま

え、こうのことにつきましてはまことに冷たい

やり方だというふうに私は思うわけでございます

が、この点いかがでしょうか。

○遠藤政府委員 失業対策事業の就労日数の確保

の問題につきましては、これは從来からも民間事

業に就職、就労させる、それから、その民間事

業に就労の予定がない場合には公共事業に紹介をす

る、こういった民間事業なり公共事業に就労不

いは就労できない場合に、初めてそれぞれの失対

事業の現場に紹介する、こういうたてまえになつ

ております。したがいまして、月間二十二日と申

しますのは、こういった民間事業なり公共事業、

失対事業を含めて月間二十二日の就労実績を確保

おります。こういうたてまえで事業の運営を行なつて

おります。

したがいまして、ただいま先生が御指摘のよう

に、県なり市町村で単独の事業を起こしてこれに

対する、こういうたてまえで事業の運営を行なつて

おります。

したがいまして、ただいま先生が御指摘のよう

は安いということになれば、ますます生活は苦しくなるわけなんです。なぜ一体そういうふうな通達をお出しになったのか。これはこの通達の中に書いてありますように、本年度の予算につきましては十四万人から十二万人に大幅に減少をしておったのでは金が足らなくなる。足らなくなるから、苦しかろうけれども二十二日で押えてくれ、失対で働いている人は苦しかろうとなかろうと二十二日で生活してくれ。非常に冷たいといふか、失対で働いておる人たちに対する過酷な通達である、私はこう読んだわけなんです。いかがですか。

○遠藤政府委員 全国の各都道府県の失対就労の実績を見ますと、ただいま先生御指摘のように、確かに月間二十二日を上回っている分もかなりござります。実績として残っております。これはいろいろ理由がございまして、民間事業に主として就労しておるというような人たちが十九万人の中に含まれております。こういう人たちにつきましては、月間必ずしも二十二日にこだわらずに、相当長期にわたって民間に就労しておる人がおりますので、当然こういう人たちにつきましては二十二日をこえることになります。それからそのほかに、ただいま御指摘のような単独事業なんかの関係で、計画としては二十二日という計画を予定いたしております。事業の執行の関係で二十二日をこえるような場合がしばしば出てまいります。こういったものにつきまして、それを通り一遍に形式的に規制するというようなことを私ども考えておるわけでは決してございませんで、この通達で指示いたしましたのは、一応計画じめ計画をする場合には、一応月間二十二日を最小限確保するというたてまえで計画を立てる。しかし、先生御指摘のように、結果的に二十二日を上回るものにつきまして、上回ったから切り捨てます。一律に切り捨てにする、そういう趣旨のものでございますが、これは間違いないでしょか。たてまえでござりますので、一応計画を策定いたします場合には、民間事業にどれくらい見込みが

ある、公共事業にどれくらい紹介できる見込みがあるかということを一応計算した上で、その残りの分を二十二日確保できるようなたてまえで失対事業の吸収計画をつくれ、こういう指示をいたしましたのでございまして、何が何でも二十二日に押えるという趣旨のものではございません。この趣旨につきましては、ことしに限ったことではございません。從来とも失対事業の年度初めの計画をつくります場合は、こういう考え方で一応の四半期ごとの計画をつくるように指示をしてまいりますので、從来と特別に変わった指示をしたわけではありません。

前段の、十四万が十二方に大幅に減った、だからこういうことを指示したのではないかという御質問でございますが、それは別個の問題でございまして、十二万人に減ったということにつきましては、これはただいま御審議いただいております中高年法案が成立いたしますと、その時点におきまして自立可能な人たちにつきましてはできるだけ就職援助措置を講じまして、常用就職なりあるいは自営業なりによって自立していただくような方策をとつてまいりたい、そういうことを一応予定いたしておりますので、上半期の事業吸収計画につきましては別途考える、こういう趣旨でござります。

○後藤委員 そうしますと、この通達というのには、二十二日にこだわることなく、今までやつてきましたのと同じようにやればいいんだ、こういうふうに解釈していいわけですか。確認をしていいわけですか。

○遠藤政府委員 計画を立てる場合には、あらかじめ計画をする場合には、一応月間二十二日を最小限確保するというたてまえで計画を立てる。しかし、先生御指摘のように、結果的に二十二日を上回るものにつきまして、上回ったから切り捨てます。一律に切り捨てにする、そういう趣旨のものでございますが、これは間違いないでしょか。たてまえでござりますので、一応計画を策定いたします場合には、民間事業にどれくらい見込みが

あるかということを一応計算した上で、その残りの分を二十二日確保できるようなたてまえで失対事業の吸収計画をつくれ、こういう指示をいたしましたのでございまして、何が何でも二十二日に押えるという趣旨のものではございません。この趣旨につきましては、ことしに限ったことではございません。從来とも失対事業の年度初めの計画をつくります場合は、こういう考え方で一応の四半期ごとの計画をつくるように指示をしてまいりますので、從来と特別に変わった指示をしたわけではありません。

前段の、十四万が十二方に大幅に減った、だからこういうことを指示したのではないかという御質問でございまして、それは別個の問題でございまして、十二万人に減ったということにつきましては、これはただいま御審議いただいたとおりでございません。從来どおりでございません。

○後藤委員 最低二十二日をたてまえとして計画をしてやつていきなさい。こういうことでいままで何ら変わりはないのだ、そういうことで確認をいたします。

それからその次は、話はあっちへ飛んだりこっちへ飛んだりしますけれども、失対事業の夏期、年末手当の問題です。昭和四十二年ごろから現在どれくらい夏期手当なり年末手当が支給されておるのか、これを御説明いただきたいと思います。

○住政府委員 昭和四十二年から夏、年末についてそれぞれ国の方について申し上げたいと思います。

それからその次は、話はあっちへ飛んだりこっちへ飛んだりしますけれども、失対事業の夏期、年末手当の問題です。昭和四十二年ごろから現在どれくらい夏期手当なり年末手当が支給されておるのか、これを御説明いただきたいと思います。

○後藤委員 そうしますと、この通達といふことは、二十二日にこだわることなく、今までやつてきましたのと同じようにやればいいんだ、こういうふうに解釈していいわけですか。確認をしていいわけですか。

○遠藤政府委員 計画を立てる場合には、あらかじめ計画をする場合には、一応月間二十二日を最小限確保するというたてまえで計画を立てる。しかし、先生御指摘のように、結果的に二十二日を上回るものにつきまして、上回ったから切り捨てます。一律に切り捨てにする、そういう趣旨のものでございますが、これは間違いないでしょか。たてまえでござりますので、一応計画を策定いたします場合には、民間事業にどれくらい見込みが

あるかということを一応計算した上で、その残りの分を二十二日確保できるようなたてまえで失対事業の吸収計画をつくれ、こういう指示をいたしましたのでございまして、何が何でも二十二日に押えるという趣旨のものではございません。この趣旨につきましては、ことしに限ったことではございません。從来とも失対事業の年度初めの計画をつくります場合は、こういう考え方で一応の四半期ごとの計画をつくるように指示をしてまいりますので、從来と特別に変わった指示をしたわけではありません。

前段の、十四万が十二方に大幅に減った、だからこういうことを指示したのではないかという御質問でございまして、それは別個の問題でございまして、十二万人に減ったということにつきましては、これはただいま御審議いただいたとおりでございません。從来どおりでございません。

○後藤委員 だから、あなたもさつき言われましたように、この通達そのものが急に変わったわけではない、中身は今までと一緒だ、こういうふうに言われるんですから、今までどおりの考え方でやつていけばいいんです。そのことをお尋ねしておるわけなんです。

○遠藤政府委員 月間二十二日を最低限確保する旨につきましては、ことしに限ったことではございません。從来どおりでございまして、したがつてそういうことで事業計画を組みなさい、期ごとの計画をつくるように指示をしてまいりますので、從来と特別に変わった指示をしたわけではありません。

前段の、十四万が十二方に大幅に減った、だからこういうことを指示したのではないかという御質問でございまして、それは別個の問題でございまして、十二万人に減ったということにつきましては、これはただいま御審議いただいたとおりでございません。從来どおりでございません。

○後藤委員 最低二十二日をたてまえとして計画をしてやつていきなさい。こういうことでいままで何ら変わりはないのだ、そういうことで確認をいたします。

それからその次は、話はあっちへ飛んだりこっちへ飛んだりしますけれども、失対事業の夏期、年末手当の問題です。昭和四十二年ごろから現在どれくらい夏期手当なり年末手当が支給されておるのか、これを御説明いただきたいと思います。

○住政府委員 四十五年の国家公務員の給与改定をしてやつていきなさい。こういうことでいままで何ら変わりはないのだ、そういうことで確認をいたします。

それからその次は、話はあっちへ飛んだりこっちへ飛んだりしますけれども、失対事業の夏期、年末手当の問題です。昭和四十二年ごろから現在どれくらい夏期手当なり年末手当が支給されておるのか、これを御説明いただきたいと思います。

○後藤委員 そうしますと、この通達といふことは、二十二日にこだわることなく、今までやつてきましたのと同じようにやればいいんだ、こういうふうに解釈していいわけですか。確認をしていいわけですか。

○遠藤政府委員 計画を立てる場合には、あらかじめ計画をする場合には、一応月間二十二日を最小限確保するというたてまえで計画を立てる。しかし、先生御指摘のように、結果的に二十二日を上回るものにつきまして、上回ったから切り捨てます。一律に切り捨てにする、そういう趣旨のものでございますが、これは間違いないでしょか。たてまえでござりますので、一応計画を策定いたします場合には、民間事業にどれくらい見込みが

あるかということを一応計算した上で、その残りの分を二十二日確保できるようなたてまえで失対事業の吸収計画をつくれ、こういう指示をいたしましたのでございまして、何が何でも二十二日に押えるという趣旨のものではございません。この趣旨につきましては、ことしに限ったことではございません。從来とも失対事業の年度初めの計画をつくります場合は、こういう考え方で一応の四半期ごとの計画をつくるように指示をしてまいりますので、從来と特別に変わった指示をしたわけではありません。

前段の、十四万が十二方に大幅に減った、だからこういうことを指示したのではないかという御質問でございまして、それは別個の問題でございまして、十二万人に減ったということにつきましては、これはただいま御審議いただいたとおりでございません。從来どおりでございません。

○後藤委員 だから、あなたもさつき言われましたように、この通達そのものが急に変わったわけではない、中身は今までと一緒だ、こういうふうに言われるんですから、今までどおりの考え方でやつていけばいいんです。そのことをお尋ねしておるわけなんです。

○遠藤政府委員 そういう御説明ですと、四十五年に期末、勤勉手当等が増額になつた場合に、現在の失対事業の就労者の生活実態等から考えまして、そういう機会をとらえて増額の措置をとってきておる、こういう経過だと存じます。

○後藤委員 そういう御説明ですと、四十五年に期末手当が公務員は〇・二ふえておるわけないです。なぜ四十一年に〇・二ふえておるわけ 없습니다。

○後藤委員 そうしますと、いま説明がありまして、昭和四十二年が二十一・五、四十三年も同じく二十一・五日、四十四年が二十二・五日、四十五年が二十二・五日、こういうようになっております。それから年末の分につきましては四十一・二年が二十・五日、それから四十二年が二十一・五日、四十三年も同じく二十一・五日、四十四年が二十二・五日、四十五年が二十二・五日、こういうようになっております。

○後藤委員 そうしますと、この通達といふことは、二十二日にこだわることなく、今までやつてきましたのと同じようにやればいいんだ、こういうふうに解釈していいわけですか。確認をしていいわけですか。

○遠藤政府委員 計画を立てる場合には、あらかじめ計画をする場合には、一応月間二十二日を最小限確保するというたてまえで計画を立てる。しかし、先生御指摘のように、結果的に二十二日を上回るものにつきまして、上回ったから切り捨てます。一律に切り捨てにする、そういう趣旨のものでございますが、これは間違いないでしょか。たてまえでござりますので、一応計画を策定いたします場合には、民間事業にどれくらい見込みが

○後藤委員 そういうことにいたしておるわけでございます。
○後藤委員 それならあなたの答弁はますます質問の出る答弁ばかりで、それでは夏期手当をなぜふやさなかつたのですか。夏期手当はいま申し上げましたように昭和四十年から九日分です。今日も九日分ということなんです。いまあなたが説明された、昭和四十五年には公務員関係は夏期手当が上がつて年末手当が上がらなかつたからふやしませんでした。それなら夏期手当がふえたら、この失対で働いておる人の夏期手当も増額するのがあたりまえぢやないですか。なぜ一体増額されなかつたのですか。

○住政府委員 実は期末、勤勉手当を国家公務員に対してふやすという決定が、たしか昨年の十二月であつたかと思います。そういうようなことで、失対就労者の臨時の賃金につきましてすでに相当期間が経過しておりますというようなこともございまして、夏についてすでに九日を支給しておりますので、そのままにいたしておるわけでござります。それではことしの夏についてどうするか、こういうことにならうかと思うわけでございましたので、この点につきましては、私ども今後の問題といたしまして、失業対策事業賃金審議会等の御意見あるいは各方面的御意見を聞いて対処してまいりたい、こういうようと考えております。

○後藤委員 いま局長の言われましたことしの分については、それはそういうことだと思うのです。去年の分については、公務員の夏期手当が年末といふことはないと思うのです。夏期手当ですからこれは夏期に支給されておるわけなんです。それが増額されておるのでしよう。それが増額されておるものなら、慣例としていままでやつてしまひました公務員が大体〇・一増加すれば一日分やす、こういうことで——四十年ではない、だいぶ昔から、昭和三十年ころからずっとやつてお

たのは、昨年の年末に、さかのぼって公務員の夏期の分を増額しておる、こういう事情でございまして、失効就労者の場合はすでに夏期に支払つておるわけであります。それから従来の経緯等も、そういうような場合には、当該年度における支給についてはさかのぼって支給するというような経緯にはなっておりませんので、私どもいたしましては、そういう従来の経緯等、あるいは臨時の賃金そのものの性格等も考え合わせまして、特に公務員の夏期の期末、勤労手当の増額がさかのぼって支給されたのでございますが、そういうような関係で失効就労者についてはさかのぼって支給するというようなことをいたさなかつたわけでござります。

○後藤委員 まあいろいろと説明のしかたはあるうと思ひますけれども、少なくとも失対で働いておられる労働者の皆さんの賃金というのは非常に安いわけなんです。これは間違いないんです。それとあわせて私は、いま言いましたように、公務員関係の増額と見合つたところの夏期手当、年末手当——見合つたと言うとおかしいのですが、増額の率によつて今まで増額されてこられたわけ

For more information about the study, please contact Dr. John D. Cawley at (609) 258-4626 or via email at jdcawley@princeton.edu.

員のほうはいま説明がありましては、公務員のなんです。それが四十五年につきましては、公務員にさかのぼって〇・二の増額をした。それなら期にさかのぼって〇・二の増額をした。それで、失対で働いておる人に対しましても、夏期手当をさかのぼって二日分追給すればいいじやないですか。これはやううと思えばやれることでしよう。公務員よりかいま失対で働いておる人のほうが賃金が非常に安いんです。生活は非常に苦しいわけなんです。いままでもずっと、公務員の賃金がふえるたびに夏期手当、年末手当を増額しておるわけなんです。去年は、さかのぼったからぬけれども公務員は夏期に〇・二増額しておるわけなんです。それだったら、生活の苦しい失対事業で働いておられる人々に対し、〇・二に見合うところの二日分の夏期手当を増額する。公務員は年末に、遡及して支払いをされた。それなら失対で働いておる人々にだつて二日分は遡及して支払いをするということはできるんじやないですか。やろうと思えばやれる問題だと思うのです。今度の国会で法律の改正がいろいろ出てきましうけけれども、せめて今までの法律の中で精一ぱいやつていただきましたが、失対のほうは上げませんでして今日に至つておりますと、こういうふれたから遡及することができません、公務員だけは遡及していただきましたが、失対のほうは上げで働いておられる千何ぼという非常に安い賃金の人じやないです。その人に対しましていままでずっと上げてこられたのに、去年に限つて、おくだと私は思うわけなんです。わけても相手が失対で働いておられる千何ぼという非常に安い賃金の人じやないです。その人に対しましていままでずっと上げてこられたのに、去年に限つて、おくだと私は思うわけなんです。わけても相手が失対で働いておられる千何ぼという非常に安い賃金の人じやないです。その人に対しまして、あなた方がやる気になればやることをなぜ一体おやりにならなかつたのかと私は追及したいわけなんです。ことしの分につきましてはこれから相談だと思いますけれども、少なくとも去年の分につきましては、そういう関係になつておるなら二日分夏期手当として追給するのがあたりまえだと思うのです。これは大臣いかがですか。

○野原国務大臣 お話、昨年の分についてはどうも私もこの辺はよくわからなかつたのですが、そういう扱いをしたという説明をいま聞きました。これは御指摘のような面もあろうかと思っておりますが、今後につきましては十分考えていかなければならぬというふうに考えます。

○後藤委員 そうしますと、いま大臣の言われましたことは、今までのいきさつが十分わからぬので、一べん大臣として検討してみる、そういうことです。そういうことは具体的にいえば、今まで公務員関係の増額に基づいて夏期手当、年末手当を支給してこられました失対事業の人に対する何日分という手当なんです。去年実際に公務員が○・二支給したかせぬかは別問題として、夏期手当として増額しておるものなら、去年の四十五年度の失対で働いておる人の夏期手当二日分というものを一べん検討をしてみる、こういうことになるのです、大臣は簡単に言われましたけれども。そういうふうに解釈してよろしいですか。

○野原国務大臣 もう去年のことは過ぎたことで、すから、おそらく予算もないと思いますし、それは過ぎたことはいまさら何ともしようがない。今後の問題につきましては、前向きにひとつ研究をしていくべき問題ではあろうかと考えます。

○後藤委員 そうすれば、私が聞いたことの答弁にはならぬわけなんです。これからることは、局長もさつき言われましたように、これからきまっていくのですからね。四十五年度の夏期手当として二日分増額すべきものである、それが増額されてしまうわけなんです。まあそれは過ぎ去ったことだから、おまえいまさら言うたってしようがないぞ、こういう言い方なんですが、それで一体何といふのでしょうか。これは局長だって、関係の皆さまでおらぬわけなんです。まあそれは過ぎ去ったことだから、おまえいまさら言うたってしようがないぞ、こういったわけなんです。公務員は夏期手当があるたのですから、それをやらずに、非常に失礼な言いい方かもしれないが、いわばサボつておいて、もう今日は年度が変わったから、おまえ去年のこと

○野原国務大臣 お話、昨年の分についてはどうも私もこの辺はよくわからなかつたのですが、そういう扱いをしたという説明をいま聞きまして、これは御指摘のような面をあらうかと思っておりますが、今後につきましては十分考えていかなければならぬというふうに考えます。

○後藤委員 そうしますと、いま大臣の言われましたことは、いままでのいきさつが十分わからぬので、一へん大臣として検討してみる、そういうことです。そういうことは具体的にいえば、今まで公務員関係の増額に基づいて夏期手当、年末手当を支給してこられました失対事業の人に対するものを一へん検討をしてみる、こういうことになるのです、大臣は簡単に言われましたけれども。そういうふうに解釈してよろしいですか。

○野原国務大臣 もう去年のことは過ぎたことですから、おそらく予算もないと思いますし、それは過ぎたことはいまさら何ともしようがない。今後の問題につきましては、前向きにひとつ研究をしていくべき問題ではあろうかと考えます。

○後藤委員 そうすれば、私が聞いたことの答弁にはならぬわけなんです。これからることは、局長もさつき言わされましたように、これからきまつていくのですからね。四十五年度の夏期手当として二日分増額すべきものである、それが増額されてしまうわけなんですね。まあそれは過ぎ去ったことだから、おまえいまさら言うたつてしまふいだ、こういう言い方なんですが、それで一体いんでしようか。これは局長だって、関係の皆さなんだって、今までの過去の実例に基づいてやるうと思えば二日分の夏期手当なり年末手当の増額されることはできたわけなんです。公務員は夏期手当がふえたのですから、それをやらずに、非常に失礼な言葉をいふかもしませんが、いわばサボつておいて、もう今日は年度が変わつたから、おまえ去年のこと

とを言つたって、そんなものはあかんぞ、こういふ話ですね、大臣の言われるのは、そうしますと、理屈が通ろうと通るまいと、去年のことばにまさら一切言つたな、おれがやつてきたことが正しいのだ、こうなつてしまふわけであります。だから私が言わんとするのは、どうではなしに、少なくとも局長が言わされましたように、去年公務員が○・二増額しておるならば、その○・二のいわゆる二日分については、話は去年のことであつたけれども、一ぺん検討をしてみる、何か最善の方法があるなら考へてみる、こういうことなら私も聞けぬ話じやないと思うのです。これは局長も、去年のことだからだめですと耳打ちしておるけれども、十九万四千人という二日分をもらわなかつた人々がおるのでよ。今まで慣例として増額してきて、なぜ去年増額しなかつたのか。これは十九万四千人を対象にしてやつておるわけなんです。去年のことは去年のことだからそれで済んでしまつた、これは大臣のお答えとしてはいかにもおそまつといおうか、愛情がないといおうか、木で鼻をくくつたといおうか、もう少し考え方があるように私は思うのです。それとも、そんなものは増額する必要がなかつたから増額しなかつたのだという理由があれば、これははつきりしていただけばいいわけなんです。私は一時間しか質問時間がないが、半分ほど費やしたのですけれども、さつきから局長だつて、部長だつて言うておられるのです。夏期手当なり年末手当の過去の経過を考えたら、公務員が○・一ふえたから四十年から五十五年になぜ二日分をふやさなかつたかといふやしておらぬかということです。去年のことだからあきまへん、大臣、一体これで話が通りますか。少なくとも普通の生活をしておられる人ならまた考え方もあると私は思うのです。四十六年の四月から一日千百三十七円ですね。ちよつといふようなおそまつなことをやらなければいけないか、できることをなぜ一体おやりにならなかつた

かといふことを私は追及しておるわけなんです。大臣、いかがですか。

○遠藤政府委員 臨時賃金の経緯について御説明申し上げます。

従来夏期、年末の臨時の賃金につきましては、御指摘のとおり日雇い失対事業就労者の実情にかかるままでして、国家公務員の期末、勤労手当が増額された機会に、これをある程度勘案しながら増額をしていくというのが実情でございます。たゞ、それぞれ夏期なり年末に国家公務員の手当が増額されました場合、たとえば四十年の例をあげますと、四十年に国家公務員の夏の手当が○・一

年から支給しておるというのが実情であります。

○後藤委員 これは夏期手当の分は四十年は九日

で、四年で四十年二十・五です。

○後藤委員 分でしょ。年末手当は四十年二十・五です。

○後藤委員 四十一年も二十・五です。

○後藤委員 夏期手当も九日で変

わっておらぬわけです。あなたが言われたこと

は、翌年からということにはなつておらぬわけで

す。冒頭にあなたの説明を聞いて、私の資料と全

然違わぬ、どんびしやりで合つておるわけです。

○後藤委員 それだったら、はつきり四十五年に上げなければ

いけないのが上げることができませんでした、ど

ういう理由で上げることができなかつたか、その

分につきましては今後の問題として一ぺん検討い

たしたい、こういうふうに言われるなら話はわか

るわけなんです。そのことを言わずに、前がこう

だつたからああだつたらと理屈をつけて説明を

されたところで、そういうふうにはなつておらぬ

のだ。私は正確な資料をここに持つておるので

す。はつきりしておるので、公務員を○・一上

げれば一日ふやす、○・二上げれば二日ふやす、

それを四十五年はサボつて、二日分を上げるべき

ところを上げなかつた、十九万四千人の失対労働

問題ははつきりしておるのだから。ただ問題は、

まかしを言うたつてごまかされませんよ。この問

題ははつきりしておるのだから。ただ問題は、

ようには政府としては考えていて、これが答申の中ではつきりいわれておるわけです。

そこで、お尋ねしたいのは、この定年制の問題あるいは厚生年金、国民年金制度の改善の問題、さらには老齢福祉年金の——この問きましたけれども、この三つの問題に對して、社会的機運の醸成をはかるためにどういうふうに今後労働省なり厚生省あたりが働きかけていかれるか。特に定年制の問題につきましてはどういうふうにお考えになつておるか、この点をお尋ねいたしたいと思います。

○野原国務大臣 定年制の問題につきましては、産業労働懇話会におきまして、労使あるいは中立側の委員からそれぞれ御意見がございました。やはり平均年齢がたいへん延びたという現状、それからまた、労働力不足の現状等を考えまして、五十五歳定年制というものはもういまや相当延長すべきものではないかというとの意見がほとんど一致しております。これに対しましては、何歳ぐらいの延長をするかとか、あるいはまた、年功序列賃金をどういう形にして、これに定年制延長と結びつけていくかなどというふうな問題につきましては、それぞれ御意見があるようございます。今後、やはりこういった問題を真剣に各方面の御意見を伺いまして、できるだけ早く定年制延長の実現をはかりたいというふうに考えております。

○後藤委員 あとの国民年金の問題なり老齢福祉

年金等の問題もありますが、ただ、今回の失対問題研究会の中でも、四十五歳から六十五歳というような言い方をしております。そうしますと、現在老齢福祉年金は一般には七十歳ですから五年間というギャップがある。これもやはり一つの問題点である。これも答申の中では指摘をしておるところです。こういうような点等もありますので、いま申し上げましたところの定年制の問題なり、国民年金制度の改善なり、老齢福祉年金の問題につきましては、今回の法律案と無関係だとは言えないと思うのです。特にこれらの点につきまして十分留意をしていただき、このことはぜひひひ

とつお願いをいたしたいと思ひます。

それからその次は、もう一ぺんボーナスの問題に戻りますけれども、午前中も田畠委員のほうからいろいろお話をございました。この附則の第二条を読んでみると、「夏季又は年末に臨時に支払われる賃金は、緊急失業対策法第十条の二の規定にかかるはず、支払わないものとする。」こういふように書かれておるわけです。ところが、今回

出でおりますところのこの中間報告なり答申等を

読んでみますと、たとえば失対研究会の中間報告、それから中央職業安定審議会の答申にしましても、あるいは雇用審議会の答申にしましても、臨時の賃金を支払わないというような、端的に

はつきり書いた答申はないと思うのです。三つながらそうじやございません。ところが、この附則

の第二条を読んでみますと、だれが見ましてもよ

くわかるように、はつきり端的に支払わないとい

うことが明確に書かれておるわけなんです。そこ

ろが、午前中の質問を聞いておりますと、何らか

の形で実質的生活に激変を与えないように考へ

いく、こういうような説明をしておられるわけな

んです。そうなりますと、この附則の第二条をこ

のままにしておいて、そういう臨時賃金の支払い

が一体できるのかどうか、この点なんです。

それから、二つ目の問題としてお尋ねしたいの

は、この委員会であってもしないこうでもないとい

ういろいろな審議が行なわれたから、臨時の賃金

は支払わない決意で提案したけれども、やむを得

ずこれは何らかの形で支給したいという気持ちに

変わったのかどうか、提案の趣旨が私にはわから

ないわけなんです。その辺の説明をひとつしてい

ただきたいと思います。

○住政府委員 臨時の賃金につきまして、現在の

制度としましては、緊急失業対策法の十条の二の

条文に基づいて、制度としてもはつきり明文化さ

れ、それに基づいて支給が行なわれておるわけで

ございます。そこで、失業対策問題研究会の報告

等におきまして、この臨時の賃金につきまして

いろいろ問題点の指摘がございました。結論的な意

見といったしまして、現行の失対事業の就労者に支

払われるような臨時の賃金は、適切なる方策を講

じて支給しないようになります。こうことの

御指摘がございます。私どもそういう意見を参考

にいたしまして検討しました結果、臨時の賃金

は、制度として廃止したい。ところが、雇用審議

会とかあるいは中央職業安定審議会の建議、意見

等もございますので、制度としては臨時の賃金は

廃止するけれども、それを実質的に廃止するなら

ば、就労者の生活に非常に影響を与える、こうい

うことにもなりますので、適切な方策に基づきま

して実質的に給付を続けていきたい、こういうよ

うに申しておるわけでございます。

○後藤委員 そうしますと、いま局長が説明され

たことは、この附則の第二条をこのまま置いてお

いても実行できるのかどうか。このままにしてお

いて、いまあなたが説明されたことが実行に移せ

るのかどうか、この点をお尋ねします。

○住政府委員 賃金といたしましてはいろいろの

支給方法があるうかと思うわけでございます。そ

の一つの方法といたしまして、たとえばそういう

実質的な措置を講ずる。就労日数等に応じまして

賃金の積み上げということも考えられるわけでございまして、臨時の賃金としては支給できませんけれども、そういうような措置によりまして実質的には賃金として支給ができる、こうい

うように考えておるわけでございます。

○後藤委員 そうしますと、いまの説明は、局長

の言われたそのまま聞きますと、臨時の賃金はな

くしますけれども、それに見合つところの日給の

ベースアップをいたします、こういふうに私聞

こえたんです。そういうお考えですか。

○住政府委員 私、一つの考え方としてそ

の措置を申し上げたのですが、いずれに

しても、実質的に給付できるようになつたと考へ

ておるわけでございます。その方法はどうする

か、これはやはり実情に即してもっと公正妥当な

方法ありやないやという点で、これからいろいろ

方面の意見を伺いまして、最も公正な方法で

支給をするということに考えて、いきたいと思いま

す。

○後藤委員 その次は、これは特に雇用審議会か

ら佐藤総理大臣あてに報告という形で書面が出て

おりますね。その中でいつておりますのは、高齢

者の問題なんですね。大体六十五歳以上になれば社

会保障制度が充実しておればその面で生活ができ

るわけでございますけれども、今日の情勢から考

えでいきますと、それも十分でない。さらにき
た、六十五歳以上になりますと働きたいとい
うお年寄りもたくさんおられる。こういう人に対
ましては適職を与える。その仕事としては社会保
障制度の中の地方自治体が中心でやるべきではな
いか。さらに国が大きく援助すべきである。こう
いうようなことが特に総理大臣あてに出ておると思
うのです。答申の中にも書いてあると思うので
す。このことが今度の法案改正のかなり大きなウ
エートを占めておるのではないかというふうに考
えてはどういうふうにお考えになつておるか、この
点をお尋ねいたします。

ところでございます。
それから就労の問題につきましては、確かに老人も六十五歳を過ぎましても健康である限りは、適当な働く場所を見つけて働くことが、人の生きがいとして非常に重要であろうと考えております。それで、厚生省といたしましても、現在二十カ所に高齢者の無料職業紹介所を設置いたしまして非常に喜ばれております。就職率も三六%、非常に高率でございます。これを今後も大幅にふやしまして、働く限りの老人には適当な職場で働いていただくということに全力を尽くしてまいりたいと思います。

○後藤委員　いま申し上げました問題につきましては、今後の問題としましても政府として非常に思っていますので、ぜひひとつ強力に推し進めていただきたいと思います。

それからその次の次は、今回の中高年齢者の雇用促進特別措置法が、現在のところいつこの委員会で採決になるかわからぬと思うわけですがれども、これだけいろいろと趣義があり、さらには失対が廃止になるのかどうかというようなことで世の中が騒いだ問題でありますので、最終的にいつかわかりませんが、これらの法律が制定された場合に、国会においてはこういう審議を経てこういうふうになつたのであるということを各地方自治体に明確にわかるように徹底をしていただき、このことが私は非常に大事なことではないだろうかといふうに思うわけでござりますが、その点、当面どういうふうにお考えになつておるか、お尋ねいたしたいと思います。

○住政府委員 御審議の結果、法律として制定されますならば、私ども、今後の失業対策という観点からもその周知徹底は非常に大事であろうと思ひます。同時にまた、現在の失対事業就労の方々、十九万人おられる方々もこの法案に非常に関心を持っておられる。ということは、事業主体としても当然そのことについてその趣旨を十分わかっていただからなければ——今後依然として失対事業を続けていくわけで、そういう意味におきまして非常に大事なことであると思ひます。御趣旨のようすに、その趣旨の徹底については万全の配慮をしてまいりたいと思つております。

○後藤委員 その次は、いま失対事業をやつておられるところは、その事業の監督さんとか、いろいろ事務関係の人方がおらうと思うのですけれども、こういう人方は地方公務員の特別職ですか、そういう形でやられておるんではないかというふうに思うのですが、この点どうなつておるのでしょうか。

○住政府委員 先生御指摘のいわゆる監督ということになりますと、一般職の地方公務員、こうしたことになつておると思います。

○公務員の特別職 いうのはないのですか。

○住政府委員 失対事業の運営につきまして、現

場等におけるとして、就労者のおき、その仕事や雇用の問題等における問題があるわけでござりますが、そういう意味で、地方公務員の一般職の方々が現場の監督者——何も一ヵ所一人という場合のみではございません。一ヵ所に何人というような配置もなっておると思いますが、そういう一般職の方々方に事業の監督、運営に当たつていただいておる、こうのことです。その監督を補佐するという意味で、現在の就労者の中で副監督という制度を置いておりますが、そういう方々は特別職の地方公務員ということに身分上はなるわけでございます。

○後藤委員 それで自治体等で、一般職の業務の職場にも失対職員が増大して、いわば自治労の労働組合にも加入できない労働者をつくることになつてしまつて、ですからこの点は十分考えていただき、失対関係者が自治体の一般職の職場に配置されないよう十分考えてもらいたい、こういう意見がありますが、時間の関係がござりますので、詳しいことにつきましては、また後ほど関係者と十分相談をいたしたいと思います。

その次は沖縄の問題ですが、沖縄のほうは失対事業は一体どういうことになるんでしょうか。

○住政府委員 現在沖縄においても失業対策事業が実施されておるわけでございますが、その失業対策事業の根拠となる法律は、ちょうど昭和三十八年改正前の緊急失業対策法に似た法律がござります。そして、それが根拠になって現在失業対策事業が実施されております。

大体の状況を申し上げますと、事業主体といたしましては三十一市町村。これは琉球政府の直営はございません。それから、対象者といたしまして千六百八十七人、一日平均吸収人員といたしまして一千二百五十二人、予算額といたしまして約二億二千万円、こういうような規模で失業対策事業が実施されております。

○後藤委員 そうすると、沖縄が復帰しますとその予算についてはどういうことになるのでしょうか。本土関係と沖縄関係ですね、こういうのは予

○在政府委員 現在は、先ほど申し上げましたような沖縄におきます失対事業については大体、各県に対して補助をいたしておりますが、その補助に見合ふものを援助費の中に組みまして援助をいたしております。復帰後の失業対策はどうなるかという問題でございますが、現在、その他の制度とも関連いたしましていろいろ検討をいたしておりますわけでござります。私どもとしましては、やはり本土並みになるわけでござりますから、本土並みの失業対策事業の実施、こういうような方向で考えるのが当然ではなからうかというようになりますが、現在いろいろ検討中でござります。補助等の問題につきましても、内地の各府県に対するものと同じようなことになるのではないかろうかというようにも考えておるわけでございます。

○後藤委員 終わります。

○佐々木(義)委員長代理 次に、小林進君。

○小林(進)委員 大臣にお伺いいたします。

野党の各位からそれぞれ優秀な質問があつたものでござりますから、私はつとめて重複を避けるようになりますが、いままでの質問をお伺いいたしておりますが、どうしてもやはり政府側のほうが無理じやないかと思われる点が、私の考えでは大体六点ばかりあるのでござります。

第一点は、新規の失業者のために窓口を全部コンクリートにしてしまって、失業者を一〇〇%も職業につけしめることができるというこの政府側の確信、これはどうも私納得がいきません。

第二点は、人間にやはり適性ともいうものがありますから、一たん民間事業に入つていった場合、性格上どうしてもその職場には合わないといふときには、そのたちは一体どこへ行くのか。もう一度はや二度と失対というふうな事業に返つてくる道

六十六人、だからその求職者に対する就職率は九・一%、これも一割まで行つていません。求職を願い出ました五十一歳から五十五歳までの老人の方が、求職のお願いに参りましてそしてその月に対する求人側は一万三千八百五十三人、そこで皆さん方の御苦勞で就職をあっせんしていただけに満たない九・一%という数字。今度は五十六歳以上の方で同じく求職のお願いに来た人が、これは多いですね、八万三千三百六十六人、それによると求職の希望者に対する就職率は五・七%です。これが五十六歳以上の老人の場合ですかね。五十一歳から五十五歳までも五十六歳から七十歳に至るまでも、みんな求職の希望に対する就職率は一割弱でございます。そうするとこの表によれば、九〇%以上の方は就職の希望を持つておられるわけですが、これはあなたの方の資料のはずでござりますから、いかがでございます。

ますと便りに出している限りもあるかと思いま
けれども、この数字に傾向としてあらわれており
ますように、年齢が高くなるにつれまして再就職
がむずかしくなる、こういうような事実は否定で
きないと思います。

○小林(進)委員 私はそういう申しこみの求職と
就職との若干のズレはあると思いますけれども、
ただこの数字はいつでもこうやってずれていくの
です。そうするとその間にいつも一〇〇%の申し
込みに対して一〇%という就職しかつかない、こ
の開きがいつまでも続く限りは、いまここで計画
されているような、求職者を全部民間の企業や開
発事業のほうに吸収し得るとおっしゃる皆さん方
の自信の中に、こういう数字を根拠に考えてみれ
ば、どうしても若干の不安が残る、これを私は第
一に申し上げたいわけであります。皆さん方は、
いや求職者はもう百人が百人とも全部、民間の事
業場なりあるいは開発事業の中におさめられると
おっしゃるが、私は今までの過去の経験から
いっても一〇〇%というものは困難じやないか、
そういうためにこの数字を申し上げているのです
が、しかし自信がおありになるというのなら、ま
あひとつお手並みを拝見という以外にならないと思
いますけれども、これは私はこの法案の中の一一番の
弱点だと思っております、一番問題点だと思つて
おります。

そこでこの問題にこだわっていると時間があります
ませんけれども、ちょうどいいことに、いま全国
で何ヵ所か知りませんけれども、県の社会福祉協
議会なんかで高齢者の無料職業紹介所というものを
をやっている。これは国とは関係ありませんね。
若干補助が出ておりませんけれども、「出でない」
と呼ぶ者あり) 出でおりませんか――これが先進
県なんかでやられているのです。

これは新潟県の例ですが、新潟県の社会福祉協
議会内に高齢者無料職業紹介所というものを設けて
いる。これは昨年の十月から開所をしているの
であります、その一年間の実績がここで報道されて
れているのです。この紹介所は職安でおやりにな

切られるものでありますから、この無料の老人の職業紹介所は六十五歳以上の方を中心に置いて職業のあっせんをしていけるのです。大臣、ひとつ私の話を聞いてください。いま全国の先進県でやっているわけですが、昨年の十月から半年間の実績を申し上げますと、そこに半年の間に四百四十七人の老人のいわゆる求職の申し込みがあつたのです。それに対しても人が百六十件。まあ延べにしますと五百十六件になりますけれども口としては百六十件で、これに対しましてことしの三月までに就職の決定いたしました者が四百四十七人のうち百九十七人です。その百九十七人の人たちの就職をした内容を申し上げますと、賃金が、男性で百九十七人の大体六割は二万円から三万円です。職種別には、技能職が一番高くて四万五千円、一般事務が三万五千円、雑役が二万五千円から三万円、女性の場合は大体一万五千円から二万五千円。こういう範囲です。

この訪れた四百四十七人の人たちに、何のため働くのかということを聞いてみますと、そのうちの二割は生活のためだ、三割は老人だから退屈だからどこかへ就職したい、残りの五割半分は小づかい錢がほしいから働きたいのだ。こういうことでございますが、小づかい錢がほしいといふことも、これは解釈のしかたでしようけれども、小づかいに不自由しているんですからやはりこれも生活問題であると切り上げてみれば、就職を依頼に来た人たちの七割は生活のために新しい職業を求めてきている、三割は遊んでいるのが退屈だからということで就職を求めてきている、こういう勘定になつてくるのです。中高年層の、まあ六十歳もありますけれども、特に六十五歳以上の老人が主ですから、ほんとうの高年齢者の就職を求めるにくる内容は、生活のためだという者がまず七割と見なくちやいけない。

その年齢をいまここで申し上げますと、六十歳から六十四歳までの求職者が半年の間に四百四十七人のうちの百八十人。そのうちの就職率は四

なくて希望に応じかねる。六十五歳から六十九歳までの求職者が百八十二人で、そのうちの就職率が五三・三%ですが、四七%が希望をいられずしてまだ職につけない。七十歳から七十四歳までの求職の方々が四百四十七人のうち六十九人いるのです。この人たちの就職率は三〇・四%で、七割は希望をいられずして失業のままであります。五歳以上の求職者が四百四十七人のうち十四人いるのです。これは就職率は一割二分の一・二・五%。七十七歳以上の求職者がこの中に二人いるのです。これは一〇〇%就職いたしました。一人は雑役です。一人は宿直です。こういう形なんです。これが皆さん方の職安の窓口から追い出されて扱つてくれないわゆる高齢者が、なおかつ生活のために就職を求めてきた実態です。そして一生懸命につとめながらも、なおかつこうやって六割以上の人たちが希望を満たされず失業の苦難をしようとしている。七十歳以上になつて生活に苦しみながら就職の道を求めて、まだそれの希望もいられずして悩んでいる。

そこへ希望しに来た人たちの前歴は一体何だというと、いろいろな人がおりますが、特に高い人たちだというと会社の社長さんがあります。警察署長があります。官庁の課長さんがいる。学校の校長さんがいるという実態です。これはその四百四十七人のうちでもハイクラスの人たちで、こういう人たちが六十五歳、七十歳になつて就職を求めている。これは生活のためじゃないかもしれません。退屈だから来たという人の三割の中に入っているかもしれませんのが、こういう実態です。いまお進めになつているこの中高年齢者の法案の中では、この人たちを一体どう処置をしてくださるという考え方なのかな。これは職安行政の範囲じゃない、労働省の範囲じゃないとおっしゃるかもしれないが、政府の一員として大臣、そうはいきませんが、政府の一員として大臣、そうはいきません。一体これをどう扱つていただけましょか。お考えはいかがでありましょか。

したことは、老人の方々が非常に生きがいを求めておるということの証左であろうと思います。必ずしも生活に困つてないという方もあるようですが、働く以上はある程度の小づかい錢がほしいということでもあります。しかし最も多めの問題はやはり人生を無為に過ごしたくない、何か社会に自分の持てる力をもって生きる生きがいがほしいという方々であるうと思います。そういうことで、これは現在の失対の方と同一に論ずるわけにいかないと存するのであります。が、そうした風潮は年を経るに従つてますます濃厚になるんじやないか。これからはそうした生きがいを求める方々が非常にふえる。その人たちの願望にこたえて、一つの社会制度として、こういった方々に対しても無理な勤労という形でなしに生きがいを与えるという、軽い意味の勤労に従事してもらうというふうな発想が当然必要となつてまいりとと思うのであります。

たいというのかもしれません。無理に働きたくないが、しかし遊んでいるのはもったいないからという希望でございましょうけれども、七割は働きたくないが小づかい錢がほしい、生活が苦しいから、こういうことで来ていらっしゃる。それが、いまおっしゃるようなことなら、これもひとつあなたにお見せしたいと思います。そういうことですから、それがいまおっしゃるように、ひとつ社会問題として、老人対策としておやりになるなあつてこうですが、そういう施策ができるない前には、やはりこういう人たちのことも、社会労働行政ということでこれは前向きに考えていただきたい。これは職安の窓口に来ているのですから、老人の職業あっせん相談所に来ているのですから、やはり労働行政の一環としてこれを扱っていいただかなければならぬのではないか。そのためには窓口を全部よきいでしまって、コンクリートで壁を塗つてしまふのは、どうも少し残酷ではないだらうかということが、私の第一点の質問の趣旨でござりますけれども、労働省もがんこでいらっしゃいますから、なかなか私のそういうことも聞いてくださらぬから、これは将来の問題とし一つ問題提起しておきます。

すけれども、この特定地域というものを、これは先ほどから申上げましたが、一体全国でどれくらいのものを予定せられているのか、これが私は非常に疑点なんです。特定地域を設けるとおっしゃいますけれども、これが全国でほんの一、二ヵ所であっては、これはどうにもならないわけでございまして、これは法の第二十一条でございましょうか（特定地域における措置）「労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るための措置その他これら者の雇用を促進するため必要な事項に関する計画を作成し、この計画に基づき必要な措置を講ずるものとする」とあるのですが、労働大臣がこの特定地域の指定をされることになつておりますけれども、一体どういう基準でされるのか。産炭地域の指定なんかは、これはわかります。石炭が出なくなつて失業者が出了から指定されたのでありますけれども、こういう雇用促進のための特定地域というもののをどんな基準でおやりになるのかわからない。この点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

(委員長退席、増岡委員長代理着席)

特に過疎地帯で、大臣が最も得意とせられる農村あたりで、だんだん家庭が過疎化してしまって、子供や老人たちを捨てて町に出ていって、しかも老人は働きない、しかし失業対策の対象にはならない、生活保護の対象にもならない、しかもそういうところには職安もない、また失業者の多発地帯でもない、こっちでばらばら、あっちでばらばら、こういうばうねんとした、孤立したような失業者が、むしろ都会よりは過疎地帯、農村地帯に出てくると思うのです。そういうものをどう一体失業対策の対象にして救い上げられるか。大臣あなたはこういうことをお考えになつたことがありますか。私はこれは新しい失業の型だと思います。都會ではない、農村に出てまいりますよ。しかし、たまたま県長が言われたように、そういう開発事業ができたところで、長年住みついたとこ

るで家もあり、住みなれたところである場合に、全国で百ヵ所ということになれば、やはり自分がふるさとを捨てて、そこまで行くには土地を捨てていかなければならぬが、そういうことが一体可能かどうか、そういうことも出てくるあります。私は率直に言えど、全国で三千市町村あるが、その三千市町村に全部開発事業をやつていただければ、まことにありがたい、それならば問題はない。私はこの法案に双手をあげて賛成いたしますが、三千ある市町村の中で百ヵ所、それもいま失対事業のある市町村は千くらいあります。しかし、三分の一くらいの市町村にあるんじやないでしょうか、それでもまだその失対事業に吸収できなくて、孤立の失業者が顕在している状況の中では、これが百ヵ所を千ヵ所くらいに広げていただきたい。そうでなければ、こういう過疎地帯にぼつねんと取り残された失業者は、どこへ行って働けばいいのか、これをひとつお聞きしたい。

○小林(進)委員 これは開発事業の対象になりません。でも大臣、こういうふうにねんほねんとある農村の過疎地帯に新しい失業者が出てくるのをどう措置されようとお考えですか。これはお得意の場面ですから、どうぞ大臣お聞かせください。

○野原国務大臣 過疎状態の地域にはそういうことも確かに起こり得ると思います。しかし、ぼつぱりぼつぱりとある農村で、あそこの部落に一人いた、この部落に三人いたというようなところで開発事業というようなことはちょっとむずかしいのであって、それには別個の一つの対策が必要じゃないか。それは大きくいうなら、厚生省の所管される社会保険制度の拡充強化にまつ以外にはない。どうというふうに考えますが、しかし、そういうこともこれからは十分注意して、こうした過疎現象の中にはたして何人ぐらいそういうものがあるか。この特定開発事業も実は産炭地域であるとか、あるいは同定地域であるとか、あるいは過疎地域、農村地域などもそういったことを一応対象に入れておりますが、小林さんのおっしゃるような現象はこれからきわめて深刻な問題として、特に農村地域では非常に起こり得る現象であろう。ただ、それに対して中高年齢者雇用促進措置法が果たすべき役割りというのはおのずから限定されておるので、そういう非常に疎外されたような状況の中で、はたしてそういった方々をどう処理していくかという問題については、一段と検討をする問題ではなかろうかと考えます。

○小林(進)委員 大臣かいみじくもお答えになつたとおりなんですよ。私は、いまの失対法といふものをむしろ拡充して、そういう人たちも受け入れれるような方向へ実は行つてもらいたかったわけです。ところが大臣は、いまのところは限度があるから社会保障のほうだろう、厚生省の管轄のほうをおっしゃった。その厚生省の管轄が何にもできていない。できないから、こういう法改正は少し早過ぎるのじゃないか。向こうのほうで老人生年金も完成しているというその形ができるいい

ときに、こういうことをやりに来る。おれの管轄だと言つたところで、厚生省は何も手がありません。そうすれば結局ども、大臣、こういう新しい失業者もこの新しい失対事業の中で吸収してもらう以外には、いまはどうにもならない。こういう新しい過疎地帯に失業者が生まれているということだけは、ぜひとも念頭に置いておいていただきたいと思うのでござります。

それから次には、第四条なんかもほんとうは「年齢者の能力に適合した職業だと、労働能力の開発方法だとか、そういうことに對する調査研究及び資料の整備」というのは、もやは雇用対策法でも、まだちゃんとできていなければならぬはずなんですね。これほどの画期的な法案をお出しになるなど、できていなければならぬはずだけれども、まだ労働省としてはおきになつてないはずでござります。一体能力に適合した職業だと、労働能力の開発の方法だとか、こういうことに對する目的的的な案でもあつたらここでお示しをいただきたいと思うのでござります。

○住政府委員 実は、私どもこの点に関する研究なり調査を進めておるわけでございまして、雇用促進事業団の一つの機関といたしまして、職業研究所が設置されております。これはたしか四十四年に設置された機関でございますが、そういう機関でいろいろ調査研究を行なつております。それでなりの研究資料の整備ができております。現在そういうものをできるだけ一般の事業主その他の方々に提供いたしまして、中高年齢者の雇用促進に資していただく、こういう政策をやっておるわけでございますが、これは実は幾ら研究して足りない問題であろうかと私は思つております。

特にこれから新規生産力が湧いていく雇用需要というものが非常に多い、結局中高年齢者の能力をどのように活用していくか、發揮していただくべきか、これは非常に重要な問題になつていくのだと思ひます。従来、わが国の場合に、労働力過剰時代の惰性から、とにかく仕事が中心になつて考えられていました。また、それに必要な労働力が確保できました。これからはそうはまいらぬわけでございまして、むしろ人の能力に応じてどういうふうに仕事をやらしていくか、もう一ぺんこういうことの見直しも必要になつてくるかと思ひます。そういうようなことにつきまして、この条文を根拠にいたしまして、さらに積極的に作業を進め、その成果を広く提供いたしまして、雇用の促進をはかつていく、こういう趣旨の規定でございます。

○小林(進)委員 私も中高年者の能力に適合した職業の開発だとか、労働能力の開発の方法とというのは非常に興味がありますので、資料もお持ちだそうでござりますから、ひとつ現存するものを私のほうまで御提供いただきたいと思います。ぜひ見せていただきたいと思います。

それから次に、時間がありませんから先に飛びますけれども、求職手帳の發給でございます。これは今までの失業手帳とは違いますから、内容が違いますけれども、条文を拜見いたしますと非常にめんどうな規定がございまして、この手帳をもらううだいするについては、公共職業安定所に求職の申し込みをしていることが一つ、誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められることが第二の条件、第三番目は、労働大臣が計画作成する就職促進の措置を受ける必要があると認められること、生活の状況その他の事項について、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める要件のいずれにも該当することが一つ、むずかしい要件が四つ当てはまらぬと、これはやはり職安所へ行つても求職手帳をもらうことができないというやかましい規定があるのでござりますが、これは一体そんなに狭いものなのかどうか、

この点をひとついま一回私は承っておきたいと思うのでございまして、私どもできれば、まあ職安でもからかってやろうとか、いまは職業があるんだけれどももっとといい職業へつきたいとか、あるいはまたなまけ者がこの二職安所へでも行って遊んでいて求職手当でももらいたいとかいう、そういう者があらわれてくるのをチェックするということは、これは当然あってしかるべきですけれども、原則としては私は、就職の希望を有する者はあまねくひとつ求職手帳を差し上げるといふくらいの基本路線を持つてもらわなければならぬというふうに考へておるのでございますが、いかがでございましょう。

○住政府委員 大体趣旨といたしましては先生の御指摘のような趣旨でこの法文を考えておるわけございまして、書いてあることは一々そんなむずかしいことではないと思います。まず求職の申し込みをしていただかなければならぬ、これはもう当然のことかと存じます。それからそういう方々に対して、十五条に書いてござりますように職業指導、職業紹介あるいは職業訓練、職場適応訓練、そういうようなことを、これは求職者の希望等をも考へさせておるという措置をとる必要があるかどうか、こういうことも当然必要なことであるわけでございます。ちょっと抽象的ではございますが、第二号に「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められること」こういうことが書いてござります。これも実は私ども現行の制度を運営するあたりましても、客観的に明白な事実に基づいてこういう意欲があるかどうかを認定していこう。と申しますのは、たとえばいろいろ職業紹介、職業指導をする、あるいは職業訓練を指示をする、そのために安定所に出てきていたいなど、こういうようなことを申し上げる場合があるわけでございますが、そういう場合に正当な理由なく断わられる。あるいは適性検査を受けたままでございません。いろいろな書類等も必要な場合があるわけでござい

ますが、安定所が出ていただきたいという場合に、ゆえなく出していただきたいとか、そういうふうの意にあらわれた事実、これをきめておきまして、そういう事実によってこの二号の運用をしていくつもりであります。そういう意味で特に安定所長の恣意にわたることがないように、これは十分指導をしていくつもりでありますので、趣旨といたしましては先生のおっしゃるとおりでございまして、そういう意味でこの条文は運営していくべきであるというふうに考へておるところでございま

○小林(進)委員 そうすると、この求職手帳の交付は今までの失効手帳の交付とは本質的に違うということでおこなわれますね。今まではずいぶん厳重におやりになりまして、なかなか、ちようだいするためには三年かかったけれどもだめだったというような話がありましたけれども、そんなのはなくなるというのは非常にけつこうでございまして、これはつとめてひとつやつていただきたいと思ひます。おやりにならなければ雇用促進になりますからね。一生懸命やつていただいて雇用を促進していただくように、これはまあ将来大事なことですから、私は念を押して、ひとつ間違いのないようにしていただきたい。

それから、私はまだたくさんござりますけれども、時間を見ながら問題を提起していくのでありますけれども、この法案を見ながら一番心配なのは、やはり雇用率の設定といま一つは民間の企業者に対する、たとえていえばまあ五条でいう、これが二項ですが、「公共職業安定所は、中高年齢者を雇用し、又は雇用しようとする者に対しても、雇入れ、配置、作業の設備又は環境等中高年齢者に対する技術的・助言的・開発方法等の成果等も利用しまして御指導を申し上げる。そして場合によつては金銭的な援助も含めまして援助も申し上げる」というふうなことで規定しておりますので、特に事業主側の雇い入れの自由をそこなうものではないというふうに考へておるわけでございますが、そんなことは法

文を作成されるときは官側としてはお考へになつたことがなかつたかどうか、お尋ねをしておきたいたと思うのでござります。

○住政府委員 求職者につきまして職業選択の自由、これはもう憲法なり職業安定法で規定されています。これは当然のことでございます。それから、雇用者には雇い入れの自由といふものがある。その意味で私どもこの法案作成にあたりましては先生のおっしゃるとおりでございまして、そういう意味でこの条文は運営していくべきであるというふうに考へておるところでおこなつて、もう一つの意味でこの条文は運営していくべきであるというふうに考へておるところでおこなつて、むしろ今後

若年労働力が減つていくのだから、中高年齢者の雇用促進をはかるためにさらにこれよりもっと強い制度を考へてはどうか、こういうような御意見もあつたわけでござりますが、御指摘のように雇い入れの自由といふことも考へまして、たとえば第五条におきまして、あまり若年労働者若年労働者といふことで求人を申し込まれても紹介もできない。なおかつ、中高年齢者でむしろ若年よりもより能率をあげてもらえるような職場もある、こういうことも現実にござりますのでそういうふうにしておこなつて、この年齢その他についての求人条件についていろいろ御相談を申し上げ、指導も申し上げる、こういうような趣旨でござります。

それから第二項につきましては、先ほど申し上げましたように、今後やはり若年労働力ばかりに頼つておれない。中高年齢者の雇用もしなければ労働力確保はできない。しかしその場合にいろいろ仕事等の関係で中高年齢者をどのように配置していくか、あるいはその場合にいろいろな作業環境なりそういうものも整備変更をしなければならないような場合も起きてくるわけあります。そういうことについて四条の中高年齢者の労働能力の開発方法等の成果等も利用しまして御指導を申し上げる。そして場合によつては金銭的な援助も含めまして援助も申し上げる」というふうなことで規定しておきますので、特に事業主側の雇い入れの自由をそこなうものではないというふうに考へておるわけでございますが、そんなことは法

○小林(進)委員 第九条には「雇入れの要請」がございますね。これに対しては「労働大臣は」云々という規定があるわけでござりますが、その末尾のほうに、「当該職種の中高年齢者である労働者の数が同項の規定により算定した数以上となることがあります。これは十分指導をしていくつもりであります。そういう意味で特に安定所長の恣意にわたることがないように、これは十分指導をしていくつもりでありますので、趣旨といたしましては先生のおっしゃるとおりでございまして、そういう意味でこの条文は運営していくべきであるというふうに考へておるところでおこなつて、もう一つの意味でこの条文は運営していくべきであるというふうに考へておるところでおこなつて、むしろ今後

若年労働力が減つていくのだから、中高年齢者の雇用促進をはかるためにさらにこれよりもっと強い制度を考へてはどうか、こういうような御意見もあつたわけでござりますが、御指摘のように雇い入れの自由といふことも考へまして、たとえば第五条におきまして、あまり若年労働者若年労働者といふことで求人を申し込まれても紹介もできない。なおかつ、中高年齢者でむしろ若年よりもより能率をあげてもらえるような職場もある、こういうことも現実にござりますのでそういうふうにしておこなつて、この年齢その他についての求人条件についていろいろ御相談を申し上げ、指導も申し上げる、こういうような趣旨でござります。

それから第二項につきましては、先ほど申し上げましたように、今後やはり若年労働力ばかりに頼つておれない。中高年齢者の雇用もしなければ労働力確保はできない。しかしその場合にいろいろ仕事等の関係で中高年齢者をどのように配置していくか、あるいはその場合にいろいろな作業環境なりそういうものも整備変更をしなければならないような場合も起きてくるわけあります。そういうことについて四条の中高年齢者の労働能力の開発方法等の成果等も利用しまして御指導を申し上げる。そして場合によつては金銭的な援助も含めまして援助も申し上げる」というふうなことで規定しておきますので、特に事業主側の雇い入れの自由をそこなうものではないというふうに考へておるわけでございますが、そんなことは法

○野原國務大臣 事業主にもやはり中高年齢の方々をできるだけ多く雇つていただく。そのためには事業主が必要とするような施設等についても思ひ切つて融資をするとか、あるいは雇用あつせんのためには援助の手も講じようということで、一にも二にも中高年齢者をできるだけ多く雇用していただくために、側面から雇用主に対して国が援助するという趣旨でございまして、何も雇用主の自由を特に拘束するとか、そういう意味ではない。出発点がですね。

そこで、これからは、それにもかかわらず中高年齢者はいやだ、若い者がほしいという者に対しても、そういうような事業場に対しても、若い人だけをあつせんしてくれと言われても、お話をと

○小林(進)委員 私はやはり原則としては、身体障害者の雇用促進のようすに官庁とか公社とか、國の機関に、これだけの雇用率というものを設けて、雇いなさい、おやりなさい、これは一向差しつかえないと思う。しかし、私企業ということになりますと、そんなわけで、金も貸してやる、あるいは金もあげる、いろいろのめんどうを見てあげるから、雇用率に基づいて雇いなさい、こういうふうにおやりになることは、私は決して悪いとは言いませんけれども、これは一步間違うと、若干不景気になつて人間が過剰なんということになりますと、経営者は圧力を感ずる、國からそういうものを押しつけられてくるのですから。その辺のかね合いは、私は非常に微妙だと思うのです。だからここ辺は、法の運営の過程において十分御研究をして、注意してもらわなければならぬ問題じゃないか、こう考えるわけです。官庁はけつこうですよ。電電公社でも、郵政省でも、おまえのところは何名使え、これだけ使え、それはそれでけつこうです。雇用率を設けて、やつてもらいたいと思うのですが、民間の企業の場合には、國の圧力を感じて、いやいやながら雇わせるようなことのないよう、これは運営面において相当慎重にかまえてもらわなければならぬ点があると思います。ひとつこれは注意を喚起しておきます、将来の問題として。

それからいま一つは、これは飛び飛びになりますけれども、時間を見ながらやるのですが、二十二条、これは開発事業の問題です。労働大臣は特定地域において計画されておる公共事業の中に一

ら。その場合には、私はついていけないのじやないかと思うのです。こういう中高年齢者層だけの特定の事業所を設けてそこで働いてもらうようなら——いまの失対事業でありますけれども、一般的の公共事業の中によち込まれて、ついていけない。あいつはなまけ者だ、遊んでばかりいるじやないか、能率があがらない、そういう問題が必ず出てくるのじやないか。これでは中高年齢者層は非常に気の毒じやないかと思うのですが、具体的に一体どういうふうにお考えになつてゐるのか。同じ公共事業の中でも老人だけの仕事は別にして、そこでは庭はきや雑役等に使う、こういう思ひやりのある考え方方がこの二十二条の中に含まれているのがどうか。これをひとつお伺いしておきたいと思います。

○住政府委員 現在の公共事業の失業者吸収率、これは全国的にあるわけでござります。ところが非常に労働力不足になつてまいりまして、一般の地域においては必ずしも当初のよな効果を發揮していない、こういうよなことになつております。ところがこういう特定地域、特に失業吸収の悪いところが第一になるわけでございますから、いろいろ雇用機会等との関係もありまして、特定地域に従来の失業者吸収率を残しておく、こういう趣旨でござります。しかし公共事業の現状を見ますと、非常に作業が機械化され、あるいは近代化、合理化されておる、こういうことで必ずしも中高年齢者に適する職場がすべてである、こういうようなことにはないことも事実でござります。そこで吸収率をきめるにあたりましては、中高年齢者に向く職種と申しますが、そういう場所で

ればいけないと思います。これはどうですか、二十二条の特定地域における措置と第二十二条とは、第二十二条は中高年齢者だけの特定の地域の開発事業で、第二十二条のほうは一般の公共事業の中に中高年齢者を特に並列させるというか、合同して仕事をさせる。こういうところにねらいがあるのじゃないか。私のこの解釈は違いますか、ちょっと教えてください。どうも私もこの点が不安定なものですから……。

○住政府委員 先生の御指摘のとおりでございます。

○小林(進)委員 そうでございましょう。そうすると、どうもこの二十二条のほうは運営が非常に心配になってくるのですから、これは運営面において十分ひとついまの御答弁のとおりにやっていただきて、老人向きの職種にひとつ就労させるようにお願いいたしたいと思います。

約束の時間がちょうど参りましたのですから、これで私やめますけれども、いま一つは、もう皆さんからもだいぶ質問が出来ましたからお答えいただかぬでもよろしいですけれども、臨時手当の問題は、お残しいただくということでございますから、これは非常に私はけつこうだと思っております。ただ、しかし内容は変えますというのには、これはびつびつと来て、先ほども申し上げましたように、どうも、形は残すが内容は変えられるという大臣の御答弁が、実は私としては強く嫌正在するわけでございまして、先ほどからも申し上げましたように、たしか労働省は、この臨時手当を能率的に支給するという案を立案されたことがあったはずです。ありましたね。——それ

は、この人たちが生きるために必要な最低の生活費なんですね。臨時手当とはいながら、最低の生活費なんです。それをあまりむさんになり去るようなことのないよう處置をしていただきたい。これがお願いです。私どものような高給をはんでおる者が能率によりさつと差をつけられるのは、これはたいして痛くありませんけれども、こういう人たちのこの臨時給なんというものは全く生活給です。生きるための最低線なんですから、それを一般の能率給のような形で、賞与のように形であんまり格差をつけられると、これは生きていかれませんから、くれぐれもその点はお間違いのないよう、血も涙もある御処置をひとつやつていただきことをお願ひいたしまして、私の質問を終わります。時間が参りましたから

○増岡委員長代理 次に、大橋敏雄君。

○大橋敏雄委員 きょうは朝からずっととの質疑応答でかなりお疲れになつていると思いますけれども、答弁だけはひとついいかげんなものでないよう、最初に御要望申し上げておきます。

私は、初めて雇用失業情勢の問題から入つてみたいと思いますが、何人かの委員の質問、その答弁を聞いておりまして、大体の方向は理解できたわけございます。経済の高度成長が続き、雇用は確かに拡大はされました。しかしながら、その雇用情勢というものは非常にアンバランス的な要素を生じております。いわゆる若年労働者は労働力不足ということであるし、また中高年齢者の雇用の不安定、就職難というものはさわめて深刻な問題となつてゐるわけでございます。そういう状

おり、それはできない、その趣旨を十分考えていい
ただいたほうが、事業をやる方も安定した雇用が
できるという面で利益が多かろう、そういう意味
で、何も努力目標をお願いしておるとか、いろいろ
な面で国は——この政策に対するほんとうの理
解のある態度でいつもらうならば何らの不都合
はないというふうに考えておる、こういう次第で
ございまます。

国がやる、あるいは地方公共団体がやる事業は一定率の中高年齢者層を雇い入れる、こういう指示をおやりになることが定めてあるのです。これは今度は、公共事業の立場から言うのじやありません。そういう一般の公共事業の中に一定の比率を設けて中高年齢者層、老人層がぶち込まれた場合に、一般の人たちと一緒に働かなくてはならない。事業所が一つだから、公共事業が一つだから

○小林(進)委員　いまの御答弁が一番大切なことでございまして、一般の公共事業の中へ中高年齢者層がぶち込まれて、近代化の仕事の中に巻き込まれたのじや、これはとてもいいいかれるものじやない。それは十分めんどうを見てもらわなければなりません。そらしあことをよくおきして、適正な取扱いをきめてまいりたいというふうに考えております。

たはずです。相当反撃が強かつたわけです。働く者も働く者も同じ、一日出た者も十五日出た者も同じ臨時手当というのは、どう考えてみても悪平等のようにも考えますので、若干その働きに基づくそういう临时手当を支給されるという考え方私にはまあまあ至当だと思いますが、だからといつて、それに便乗しまして、生活を——これ

確かに中高年齢者の問題、この雇用の促進というものは非常に重要な問題でありまして、それそのものに私は異論はありません。当然のことであらうと思ひますけれども、斯く的な中身があると

いうことですね。なぜならば、表面的には就職促進対策をばっかりと掲げている、しかしながら中身を見てまいりますと、非常に薄弱といいますか、またお粗末といいますか、しかもその附則において緊急失業対策の形骸化をはかつていて。こういうことになれば中高年齢者の雇用の促進じやなくて、失対事業の打ち切りだ、このようにいわれてもいたし方ないと。われわれは、こういう中身を見ながら黙つて引き下がるわけにいきません。労働省としてみれば、こういう重要な中高年齢者の雇用の問題だから、何とかこれを養成してほしいという気持ちであります。たとえば、法案の中心になっていると思われるのは、まず求職手帳の問題、あるいは雇用率の設定の問題、いま質疑応答がなされおりましたけれども、この求職手帳の問題も、考えてみれば従来の職安法に定められております就職促進措置、この問題と同じであるし、また雇用率の設定にしてもすでに雇用対策法に定められて実施中ではありませんか。こういうことから、表面はあくまでも就職促進対策のようになります。一方では附則でもって緊急失対法の形骸化、事実上失対事業の廃止をもくろんでいます。「当分の間」とかなんとかいつおりますけれども、こういうことはわれわれは納得いかないのです。

そこでお尋ねいたしますけれども、現在一体完全失業者はどのくらいいるのか、また不完全失業者といわれております、つまり季節労働者などがあるいはパートタイマー、臨時あるいは社外工、

このような人々、いわゆる不安定職業についておられる人が非常にふえてきておる今日、こういうものも含めて当然考へていかなければならぬということです。

○野原国務大臣 今後の雇用失業対策の基本的な考え方としまして、まず第一に雇用の安定をはかりまして失業の発生を防止することが重要であると考えております。このために産業合理化、離職者の発生が予想される事態に対しては、できる限り雇用面への影響を防止するため、事業主に対する指導援助をつとめてまいりたい。それにましてもかかわらずやむを得ないで発生する失業者に対しましては、その早期再就職の促進をはかるため、求職手帳等の制度を活用いたしまして、職業紹介体制の充実強化等の諸対策を強力に推進してまいります。

○大橋(敏)委員 私は、一般論から見ても、要するに今後発生するであろう失業者、これをできる限り押えていくことがまず大事じゃないか

と思う。失業者を出さない体制にすること。

それから、一般の中高年の雇用につきまして

は、御承知のように、官公庁につきまして三十三

職種、閣議決定に基づきまして雇用率をつくつ

て、各省それぞれその達成につとめていただいてお

られます。これは大体職種によつて率が違いますけ

ども、全体として見た場合に九〇%強の達成を

示しておるのでないだろか、こういうように

考えております。そこで、民間につきましては現

在まだ実施されておりません。現在やつておりますのは、中高年齢者に向く適職といふものはど

ういうものがあるだらうか、こういうことを民間

企業では一・三%と定まつておるやに聞いてお

ります。中高年齢の雇用率のほうは安定法に基づ

きまして国あるいは地方公共団体等において三十

三職種にわたつて設定されているということを聞

いています。これがさらに充実されてい

く雇用率になさるのかどうかということですね。

これを聞いておるわけです。

○住政府委員 身体障害者の雇用促進の問題、こ

れは身体障害者雇用促進法に基づいて諸般の対策

を実施いたしております。その中に、御指摘のよ

うに、身体障害者の雇用率の規定がございます。

官公庁については一・七%、それから民間の企業

については一・三%、こういうことで四十三年の

十月から、それまでの率を引き上げて新しい目標

を設定いたしまして、身体障害者の雇用を促進し

ております。しかし、この規定は強制的なもので

はございません。努力義務として規定されておる

わけでございます。私ども、どうしたらそういう

ようになっておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 非常に前向きな答弁だったと思

いますが、これもやはり労働大臣の最終的決定が

大事ですから、これも含めてあとで答弁をお願い

しますよ。

もう一つは、定年制の問題なんですね。御承知

も

あるわけでございます。

○大橋(敏)委員 どうも私が聞いておると少し

ばかり方向が違うようですが、新たな失業

率でございます。四十三年の十月に新しい率に改

定いたしまして、大体本年度前半にはこの率を達

成したい。

それで、今後さらに高い率を設定しま

して、新しく身体障害者雇用促進のための努力を

続けていきたいというように考へておるわけでござります。

それから、一般の中高年の雇用につきまして

は、御承知のように、官公庁につきまして三十三

職種、閣議決定に基づきまして雇用率をつくつ

て、各省それぞれその達成につとめていただいてお

られます。これは大体職種によつて率が違いますけ

ども、全体として見た場合に九〇%強の達成を

示しておるのでないだろか、こういうように

考へております。そこで、民間につきましては現

在まだ実施されておりません。現在やつておりますのは、中高年齢者に向く適職といふものはど

ういうものがあるだらうか、こういうことを民間

企業では一・三%と定まつておるやに聞いてお

ります。中高年齢の雇用率のほうは安定法に基づ

きまして国あるいは地方公共団体等において三十

三職種にわたつて設定されているということを聞

いています。これがさらに充実されてい

く雇用率になさるのかどうかということですね。

これを聞いておるわけです。

○住政府委員 身体障害者の雇用促進の問題、こ

れは身体障害者雇用促進法に基づいて諸般の対策

を実施いたしております。その中に、御指摘のよ

うに、身体障害者の雇用率の規定がございます。

官公庁については一・七%、それから民間の企業

については一・三%、こういうことで四十三年の

十月から、それまでの率を引き上げて新しい目標

を設定いたしまして、身体障害者の雇用を促進し

ております。しかし、この規定は強制的なもので

はございません。努力義務として規定されておる

わけでございます。私ども、どうしたらそういう

ようになっておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 非常に前向きな答弁だったと思

いますが、これもやはり労働大臣の最終的決定が

大事ですから、これも含めてあとで答弁をお願い

しますよ。

もう一つは、定年制の問題なんですね。御承知

も

あるわけでございます。

○大橋(敏)委員 どうも私が聞いておると少し

ばかり方向が違うようですが、新たな失業

率でございます。四十三年の十月に新しい率に改

定いたしまして、大体本年度前半にはこの率を達

成したい。

それで、今後さらに高い率を設定しま

して、新しく身体障害者雇用促進のための努力を

続けていきたいというように考へておるわけでござります。

それから、一般の中高年の雇用につきまして

は、御承知のように、官公庁につきまして三十三

職種、閣議決定に基づきまして雇用率をつくつ

て、各省それぞれその達成につとめていただいてお

られます。これは大体職種によつて率が違いますけ

ども、全体として見た場合に九〇%強の達成を

示しておるのでないだろか、こういうように

考へております。そこで、民間につきましては現

在まだ実施されておりません。現在やつておりますのは、中高年齢者に向く適職といふものはど

ういうものがあるだらうか、こういうことを民間

企業では一・三%と定まつておるやに聞いてお

ります。中高年齢の雇用率のほうは安定法に基づ

きまして国あるいは地方公共団体等において三十

三職種にわたつて設定されているということを聞

いています。これがさらに充実されてい

く雇用率になさるのかどうかということですね。

これを聞いておるわけです。

○住政府委員 身体障害者の雇用促進の問題、こ

れは身体障害者雇用促進法に基づいて諸般の対策

を実施いたしております。その中に、御指摘のよ

うに、身体障害者の雇用率の規定がございます。

官公庁については一・七%、それから民間の企業

については一・三%、こういうことで四十三年の

十月から、それまでの率を引き上げて新しい目標

を設定いたしまして、身体障害者の雇用を促進し

ております。しかし、この規定は強制的なもので

はございません。努力義務として規定されておる

わけでございます。私ども、どうしたらそういう

ようになっておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 非常に前向きな答弁だったと思

いますが、これもやはり労働大臣の最終的決定が

大事ですから、これも含めてあとで答弁をお願い

しますよ。

もう一つは、定年制の問題なんですね。御承知

も

あるわけでございます。

○大橋(敏)委員 どうも私が聞いておると少し

ばかり方向が違うようですが、新たな失業

率でございます。四十三年の十月に新しい率に改

定いたしまして、大体本年度前半にはこの率を達

成したい。

それで、今後さらに高い率を設定しま

して、新しく身体障害者雇用促進のための努力を

続けていきたいというように考へておるわけでござります。

それから、一般の中高年の雇用につきまして

は、御承知のように、官公庁につきまして三十三

職種、閣議決定に基づきまして雇用率をつくつ

て、各省それぞれその達成につとめていただいてお

られます。これは大体職種によつて率が違いますけ

ども、全体として見た場合に九〇%強の達成を

示しておるのでないだろか、こういうように

考へております。そこで、民間につきましては現

在まだ実施されておりません。現在やつ迫不及

るわけですが、これも含めてあとで答弁をお願い

しますよ。

もう一つは、定年制の問題なんですね。御承知

も

あるわけでございます。

○大橋(敏)委員 どうも私が聞いておると少し

ばかり方向が違うようですが、新たな失業

率でございます。四十三年の十月に新しい率に改

定いたしまして、大体本年度前半にはこの率を達

成したい。

それで、今後さらに高い率を設定しま

して、新しく身体障害者雇用促進のための努力を

続けていきたいというように考へておるわけでござります。

それから、一般の中高年の雇用につきまして

は、御承知のように、官公庁につきまして三十三

職種、閣議決定に基づきまして雇用率をつくつ

て、各省それぞれその達成につとめていただいてお

られます。これは大体職種によつて率が違いますけ

ども、全体として見た場合に九〇%強の達成を

示しておるのでないだろか、こういうように

考へております。そこで、民間につきましては現

在まだ実施されておりません。現在やつ迫不及

るわけですが、これも含めてあとで答弁をお願い

しますよ。

もう一つは、定年制の問題なんですね。御承知

も

あるわけでございます。

○大橋(敏)委員 どうも私が聞いておると少し

ばかり方向が違うようですが、新たな失業

率でございます。四十三年の十月に新しい率に改

定いたしまして、大体本年度前半にはこの率を達

成したい。

それで、今後さらに高い率を設定しま

して、新しく身体障害者雇用促進のための努力を

続けていきたいというように考へておるわけでござります。

それから、一般の中高年の雇用につきまして

は、御承知のように、官公庁につきまして三十三

職種、閣議決定に基づきまして雇用率をつくつ

て、各省それぞれその達成につとめていただいてお

られます。これは大体職種によつて率が違いますけ

ども、全体として見た場合に九〇%強の達成を

示しておるのでないだろか、こういうように

考へております。そこで、民間につきましては現

在まだ実施されておりません。現在やつ迫不及

るわけですが、これも含めてあとで答弁をお願い

しますよ。

もう一つは、定年制の問題なんですね。御承知

も

あるわけでございます。

○大橋(敏)委員 どうも私が聞いておると少し

ばかり方向が違うようですが、新たな失業

率でございます。四十三年の十月に新しい率に改

定いたしまして、大体本年度前半にはこの率を達

成したい。

それで、今後さらに高い率を設定しま

して、新しく身体障害者雇用促進のための努力を

続けていきたいというように考へておるわけでござります。

それから、一般の中高年の雇用につきまして

は、御承知のように、官公庁につきまして三十三

職種、閣議決定に基づきまして雇用率をつくつ

て、各省それぞれその達成につとめていただいてお

られます。これは大体職種によつて率が違いますけ

ども、全体として見た場合に九〇%強の達成を

示しておるのでないだろか、こういうように

考へております。そこで、民間につきましては現

在まだ実施されておりません。現在やつ迫不及

るわけですが、これも含めてあとで答弁をお願い

しますよ。

もう一つは、定年制の問題なんですね。御承知

も

あるわけでございます。

○大橋(敏)委員 どうも私が聞いておると少し

ばかり方向が違うようですが、新たな失業

率でございます。四十三年の十月に新しい率に改

定いたしまして、大体本年度前半にはこの率を達

</div

女性で七十四歳になつております。そういうときには、現在いままお定期制が五十五歳というのがほとんどなんですね。これは問題だと思うのです。

この前もある委員がこの定年制の問題を質問して
おりましたが、大臣はそのときに、六十歳といふ
ところにまで引き上げるべきであるというような
御答弁をなさっていたように私は耳に残っている
わけですが、それは具体的にお進めになるお気持
ちがありますか。もちろん定年制という問題は企
業と労働者の間で協定の上できまついく問題で
はありますけれども、当然そうした問題を監督、
指導していく労働省でありますし、そういう立場

から、大臣として、先ほどの問題と定年制の問題、それからもう一つお尋ねしたいことは、新たな失業者の発生を防ぐためには、どうしても考え方を変えていかなければならぬことは、労働時間の短縮ですね、賃金を減らさないでですよ。今まで週間四十八時間制を四十時間に短縮せよという声がいま非常に出ておるわけございますが、これもやはり失業者を出さない一つの重要な要件ではなかろうかと私は考えるわけです。それも含めて、いま三点になりますけれども、お答え願いたいと思います。

○野原国務大臣 先に、前の質問でございましたが、身障者の雇用率につきましては、これをこの際引き上げたいというふうに考えております。

次に、中高年齢者の雇用率につきましては、法案の通過後最終的に具体的な作業に入りまして、ぜひこれも明確にいたしたいというふうに考えておりま

それから、ただいま御質問の定年制の問題でござります。これは労働問題の懇話会におきまして、使用者側及び労働側、それと学識経験者からなる委員によりまして、たまたまこの問題の相談がございました。各方面とも、今日の定年制は当然延長すべきものであるという御意見でございました。これに対しまして、今後あらゆる方面的御意見を総合してまとめていくわけでございますが、何歳にするかという問題は、まだそこまで

をまとめた上でできるだけ早く始めたいたいと思いますが、ただ問題は、年功序列賃金というものをはたしてどういう形に変えていったらいいかというふうな問題もございまして、労使の間にそれらの問題についての最後の詰めをお願いするということござりますが、そういうものをそのまま続けるという段階ではないというふうでございまして、当然定年制の延長はきわめて近いうちに結論を出したいというように考えております。

なお、労働時間につきましては目下検討しておりますが、これも前向きにひとつ検討を進めていこうということでございます。

○大槻(敏)委員 定年制の問題は早期に解決したい問題である。現状のままでは、五十五歳なんということはやはり問題だとおっしゃいましたけれども、確かに五十五歳で定年になりますと、そのまま失業でしよう。それから就職どころか、ですから、これは問題なんですね。しかも、一定年の到達者は年間推定七万人といわれております。これは労働省の調査ですよ。しかも、定年到達者のうち四分の三がようやく雇用される。しかも一八%は無職になるんですね。この一八%の無職の中で、病気などで働けないのは二二%だ、あと七六%は、仕事がしたい、就職したい、このように望んでいる人ばかりだというのですね。また、もう一つの問題は、かりに定年後再就職しましても、収入ががたんと減るということですね。七六%は定年前よりも収入が低くなるというのです。かりに定年前の収入の七割程度ももらえる人がどのくらいいるかといえば、わずかに四二%。また定年前の収入よりも半分以下になる人が一七%もあるというのですから、これは賃金の問題とともに考えて定年制の問題は監督、指導していくともいいたい。もう一つ申し上げました労働時間の短縮の問題は、これも重要な事柄でござ

をまとめた上でできるだけ早くきめたいと思
ますが、ただ問題は、年功序列賃金というもの
たしてどういう形に変えていったらいいかと
ふうな問題もございまして、労使の間にそれ
問題についての最後の詰めをお願いするとい
てございまして、いずれにいたしましても
ほど御指摘がございましたように、平均寿命
しく伸びた以上は、五十五歳の定年が大部分
ざいますが、そういうものをそのまま続ける
う段階ではないというふうでございまして、
定年制の延長はきわめて近いうちに結論を出
いというよう考へております。

なお、労働時間につきましては目下検討しておりますが、これも前向きにひとつ検討を進めていこうということでございます。

○大橋敏委員 定年制の問題は早期に解決しない問題である。現状のままでは、五十五歳なんといふことはやはり問題だとおっしゃいましたけれども、確かに五十五歳で定年になりますと、そのまま失業でしょう。それから就職とこうくるわけですから、これは問題なんですね。しかも、いま定年の到達者は年間推定七万人といわれております。これは労働者の調査ですよ。しかも、定年到達者のうち四分の三がようやく雇用される。しかも一八%は無職になるというのですね。この二八%の無職の中で、病気なので働けないのは二二%だ、あと七六%は、仕事がしたい、就職したいといふ、このように望んでいる人ばかりだというのですね。また、もう一つの問題は、かりに定年後再

就職しましても、収入ががたんと減るということですね。七六%は定年前よりも収入が低くなるというのです。かりに定年前の収入の七割程度ももらえる人がどのくらいいるかといえば、わずかに四二%。また定年前の収入よりも半分以下になる人が一七%もあるというのですから、これは賃金の問題とともに考えて定年制の問題は監督、指導していくともいいたい。もう一つ申し上げました労働時間の短縮の問題は、これも重要な事柄でござ

そこで次の問題に移りますけれども、まず安定雇用への再就職の促進についてですけれども、最近は技術革新が非常に伸展しておりますが、それに即応した職業教育といいますかあるいは訓練の中身が非常に薄弱である。これの抜本的な拡充と、受講する権利といいますかその保障がますなされなければならない。これが肝心であろうと思うのです。要するに一番問題になるのはやはり中高年齢者に対する、それに適応する職業訓練の種類、訓練職種そのものを拡大していくことが肝心ではないか。もう一つは訓練内容とともに、その期間ですね。半年とか一年とかというので、はたして技術の習得ができるかどうかという疑問が浮上しますので、そういう訓練内容と期間。そして技能が十分習得できる、安心して習得できるよう、やはりその期間の手当、これを改善しますが、この点について労働省としてはどうお考へになつておりますか。

そこで次の問題に移りますけれども、まず安定雇用への再就職の促進についてですけれども、最近は技術革新が非常に伸展しておりますが、それに即応した職業教育といいますかあるいは訓練の中身が非常に薄弱である。これの抜本的な拡充と、受講する権利といいますかその保障がますなされなければならない。これが肝心であろうと思ふのです。要するに一番問題になるのはやはり中高年齢者に対する、それに適応する職業訓練職種、訓練職種そのものを拡大していくことが肝心ではないか。もう一つは訓練内容とともに、その期間ですね。半年とか一年とかというので、はたして技術の習得ができるかどうかという疑問が乱にはござりますので、そういう訓練内容と期間。そして技能が十分習得できる、安心して習得できるよう、やはりその期間の手当。これを改善しなければならぬ、抜本的な改善をはかることが必要であろう、このように私は考えるわけでござりますが、この点について労働省としてはどうお考へになつておりますか。

○野原国務大臣 最近における技能労働力不足の深刻化という問題、技術革新の伸展に対処しまして、職業訓練の抜本的な拡充をはかるために、職業訓練法第五条の規定に基づきまして、中央訓練審議会、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聞いて、去る四月十日に職業訓練基本計画を策定いたしまして、これを十三日、閣議によつて報告をいたしました。

○大橋(敏)委員 私冒頭に申し上げましたように、今回の法案の中身が、中高年齢者に対する雇用の促進の中身が非常にあいまいである、あるいは薄弱であると言つたのは、こういう訓練職種そのものがほんとうに貧弱であります。実際に見にいったら、現在の技術革新に即応したものではないということ、もう手にとるようになります。たとえばあら家に住んでいる人をきれいなりっぱなおうちに引っ越してくださいといふならば、だれでも、ああそうですか、ありがとうございますということになるけれども、今回の、今までの労働省のあり方を見ていきますと、あら家に住んでいるのはそのままにして、さらに引っ越しさせるほうのおうちも非常にあら家である、ようやくそこに突っぱりを入れた程度のところに引っ越しをさせようとすると、不安があるわけですね。いまいろいろと職業訓練所の増設だとか、あるいは職種の内容等の検討がなされていくようでございますけれども、これは口先だけではなく現実に早期にやらないと、これは問題でございます。そのことを十分にわきまえた上で、本気になって対策に乗り出していくいただきたい。

また、もう一つの問題は、措置を受けた、訓練が終了する、ところが安定雇用へはたしてどの程度就職できていっているか。つまり就職を確保すること、これが問題なんですね。私がいまから言うことは一部の問題かもしれないけれども、三十八年以降の就職促進措置の実績を見てみますと、半年から一年にわたって職業訓練やあるいは職業指導を受けた失業者の三割前後が、就職できないで残っているという事実。これは全体ではないかもしれませんけれども、こういう事実が一部でも二部でもあるという問題は、これは大いに反省をしてもらいたいですね。そういう点から、訓練を受けた、またそういう措置を受けた者は、ほとんど就職できていけるという中身の充実は何か

る必要があるうと思うのです。この点についても一度納得いく答弁をお願いします。

○渡邊(健)政府委員 職業訓練を受けました人の安定就職をはかるべきは当然のことでございまして、われわれも従来そのために努力をいたしておりました。

三十八年以降三割も就職できなかったとかいうことは、一部はあるいはそういうことがあるかと存じますが、私ちよつとどこのところを指摘しておられるのかわかりませんけれども、たとえば昨年三月に四十四年度の訓練を終了いたしました者について申し上げますと、就職促進措置を受けて訓練を終了いたしました者が、訓練終了時で八五%が就職をいたしております。その後につきましては全般の調査は特にいたしておりませんけれども、能力再開発訓練を受けた人を抽出して調査をいたしますと、訓練終了時以後も一、二ヶ月たつに従いまして、その後に就職した人もふえておりますので、おそらく昨年能力再開発訓練を受けた人につきましては、九〇%以上の人人が就職し、あるいは自営の職につき得ている、私どもかように考えておるところでございます。今後とも一そぞうそういう人たちの就職促進については努力いたしまして、訓練につきましても就職が可能なよう内容、期間ともに充実してまいりたい、かように考へておりますのでござります。

○大橋(敏)委員 それでは職業訓練関係の施設、それからそういう関係したものというものは、現状で大体間に合うという判断でしようか、それとも倍くらいふやさなければならぬのか、その点はどうないように考へておられますか。

○渡邊(健)政府委員 現在職業訓練を受けました者の就職状況は先ほど申し上げたとおりでござりますが、職業訓練につきましては、わが国の労働力不足が今後ますます深刻化していくこと、当然それに対しましては労働力の質を高めていかなければならぬ。それからまた技術革新が非常に急速に伸展をいたしておりまして、一度職業訓練を受けて技能を身につけました者でも、やがてその

技能が陳腐化していく、こういう事例が非常に多いこと、こういうことを考えますならば、

やはり労働力の質の確保及び労働者の職業人としての生活、雇用の安定ということを達成するためには、まだまだ職業訓練を大幅に拡充していくかな

るところでございます。そこで先ほど大臣からお話し申し上げましたように、まだまだ職業訓練基本計画を立てまして、今後五年間に養成訓練については三倍、成人訓練、これは新しくことしから始めるわけでございますが、これも現在行なわれておるもの二倍程度に大幅に拡充する。そのためには公共訓練につきまして施設の増加、訓練職種の増大あるいは民間の企業内訓練についてもその大幅な拡充をはかりていこう、かように考へておるところでございます。

○大橋(敏)委員 時間に制限がございますので、たくさん聞きたいことがありますから、次に移ります。今度は、話が変わりまして手当の支給額でございます。そうした措置を受けて訓練手当をもらつていてる人の額が非常に低いということですね。とにかく中高年齢者というものは必ず二人か三人の子供、家族と一緒に生活をしている方がほとんどであるうと思うのですけれども、今度四十六年度の予算の中身を見てみると、職業指導中、月平均してみますと一万九千円ですか、また訓練中のその中身を見ますと月に二万五千円です。これじゃ安心してそうした訓練を受ける気持ちになれない、こう思うのです。こういう手当の額といふものでは安心した家庭生活は望めないという気持ちはあります。私は再就職するまで、こういう訓練を受ける間は、言うなれば失業と同じような考え方でいるわけです。当然、失業保険というのはそういうときに家族の生活を安定させるために支給されるというようになっておりますので、わずか平均一万九千円だと二万五千円、これはいま局長も安心した金額ではないとおっしゃるのですから、せめて失業保険を併給する併給していけばそれがカバーされるのじゃないか、こういうふうに考へるのですけれども、その点はどうです。

○住政府委員 御承知のように、失業保険金は前職賃金のおおむね八〇%を基準として支給しております。大体諸外国の水準、わが国いろいろな制度等から考えまして、失業者の失業中の生活のための金額としてはそういうことになっておるわ

り職業訓練手当、これは基本手当、扶養加算。就職指導手当のほうは求職活動加算がございます。現在の額は先生だいまおっしゃいましたように、就職促進のほうは平均いたしまして一万九千円、訓練のほうは二万五千三百円程度でございます。

訓練手当のほうは技能習得手当がございます。現在の額は先生だいまおっしゃいましたように、就職促進のほうは平均いたしまして一万九千円、訓練のほうは二万五千三百円程度でございます。

けでございます。ただ、求職活動をするとか職業訓練、特に特定職種について技能を習得するとい

うような場合については、現在失業保険の給付といたしましてそれぞれ失業保険金に加算されてそ

ういうものが支給できるようになっております。したがいまして、失業保険を受けておられる方々については、現在の失業保険の給付で十分とは申

し上げられませんけれども措置されておりますので、さらに一般会計でそういう失業保険の受給者にその上併給する、こういうようなことににつきましてもなかなか困難であるうかと思うわけでござ

います。

○大橋(敏)委員 そういう立場ならば、先ほどおっしゃったとおりに現在の手当の額が適当でないというふうに認めていらっしゃるのですから、これはやはり早急にそうした中身を前向きで検討され、早くに決定されるべきである、これを強く要望しております。

それから次ですけれども、手帳の発給の手続の問題の質問が先ほども出ておりました。場合によれば二ヵ月、三ヵ月かかるそうですね。これは問題です。迅速化ができないのかという問題です

けれども、これはいろいろと要件等があつてなかなかかかりやすいそうでございますが、これはあくまでも担当職員の主觀が大きく左右するでなかなかむずかしい問題であろうと思うのです。それだけにこの期間といふものは問題だと思います。と

いうのは、決定されるまでの生活安定が保障されないのですね。とにかくこれは二ヵ月も三ヵ月もかかるものではなくて、一週間程度で認定するか

かれるものでなくして、とにかく決心で仕事を進めるべきではないか、私はこう思うのですけれども、これはどうでしょうか。

○住政府委員 現在の就職促進措置の手続関係は、大体先生御指摘のようなことになつております。それで、今後この法案による取り扱い思ひます。

この問題でできるだけ早く手続を進めるべきである、こういうことでございますが、私ども申請の受理にあたりましては、現在かなり期間を要して

おるわけでございます。それは申請書とかあるいは所得要件等必要最小限度の書類を整えられれば申請を受理する、申請を受理したあとで発給要件に該当するかどうか、こういう手続が要るわけでもござります。これも法律の十二条に要件を掲げておりますけれども、たとえば第十二条の二号の「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有する」と認められること」これにつきましても安定所の所長の恣意にわたることがないよう、ひとつ事実申しますか、客観的に明白な事実、こういうものをきめまして、そういう事実に該当しない限りこの要件が満たされるというようなこと等をもきめまして認定の迅速化をはかっていく個々の、具体的な個人に関することでございます。

で、一律に一週間とかあるいは一月とか、こういうことにはまいらないかと思いますけれども、少なくとも努力目標としましては、従来のような長い期間ではなくて、できるだけ間隔を詰めるよう金般的に努力をしていくつもりでございます。ただ、例外的な場合もあり得るので、一がいに何日以内に出せるということにつきましては必ずしも断言できないところでございますけれども、でかかるだけ迅速に手続を進めていきたいというふうに考えております。

○大橋(敏)委員 いま「誠実かつ熱心に就職活動

を行なう意欲」があるかないか、これが非常に問題であるというような話もあつたようではございませんけれども、私は思うのですが、実際にそういう意欲があるかないかということは、当たってみなければわからぬことありますから、したがいまして、中高年齢の失業者であれば要するに求職の申し込みをした、そして生活の状況から見てこれは措置を受ける必要がある、こう判断すれば求職手帳を発給する。このようにもう少し迅速化——ほんとうに二ヶ月も三ヶ月もかかるんでもなしに、少なくとも一週間、というとちょっと無理かもしれない。いまあなたのおっしゃる気持ちもわかりますが、しかし二ヶ月とか三ヶ月というようなことではなくて、ほんとうにこれならば無理は

なかろうと思われるよう期間を縮める。これは大臣頼みますよ、大事な問題ですからね。ここで非常に困っているのです。あまり認定が長いものでござります。これも法律の十二条に要件を掲げておりますけれども、たとえば第十二条の二号の「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有する」と認められること」これにつきましても安定所の所長の恣意にわたることがないよう、ひとつ事実申しますか、客観的に明白な事実、こういうものをきめまして、そういう事実に該当しない限りこの要件が満たされるというようなこと等をもきめまして認定の迅速化をはかっていく個々の、具体的な個人に関することでございます。

○野原国務大臣 手帳の交付にあたっては、一週間

間ということばなかなか無理だと思いますが、二ヶ月も三ヶ月もというふうなことにはいたしました。できるだけ早く交付ができるよう事務的に処理いたしまして便宜をはかりたいと考えております。

○大橋(敏)委員 それでは、職業訓練所の問題に

なりますけれども、実は先般奄美大島に行ってきましたのですけれども、ここはひどいところでございました。ほんとうに中高年齢者の失業者が現々で

すよ。しかも働く意欲は大いにある。こういうところに職業訓練所が一つもないわけですね。これは特例措置で早急に訓練所を設置すべきである、これが聞きたい第一点でございます。

まず職業相談体制が非常に不備であるという感じを受けました。つまり、現在は職業安定所内だけ

でそうした相談を受けるだけでござります。少

なくとも奄美群島は五つありますから、職安の職員が巡回してでもそうした相談を受けて就職促進に当たる、このくらいの熱意を持つべきではない

か。つまり奄美大島というのは、いつも政治の谷間といいますか、谷間どころか忘れ去られている

のですね。政府はすべて沖縄、沖縄といって、すべての目が沖縄に向いているわけですが、奄美大島の名瀬に訓練校を設置するということで協議を進めておりまして、われわれも設置の方向で

これを考えておったわけですが、実は予算決定後の最終段階におきまして、県のほうから、地元で訓練校の設置を予定しておつたのが埋め立て地で

あるということで、その埋め立ての工事が四十六年度中にどうも間に合いそうもないということ

で、名瀬市などとも相談の結果、今年度は見送りたい、延ばしてほしいというなどを県当局のほう

から言つてまいりましたので、私どもも、非常に残念でございましたが、本年は一応設置を見送ることにしたわけでございます。しかし、県、市と

ともに、設置するということについては強い希望を

持つ、そして、そのつもりでおるようでございま

す。それから一般と卒業者の地域別の就職状況、

同様名瀬公共職業安定所の調べを見ますと、学卒者、昭和四十六年度三月卒業者で九五・四%が県

外なんですよ、県内はわずか四・六%です。それから一般の方で四十五年度の中身を見ますと、県

外就職が八四・四%、そして県内就職が一五・六

%と、職業安定所があるなしは別としても、これ

は通産省だとあるいは自治省の問題になるわけ

でございますが、とにかく仕事そのものがないと

いうことですね。同時に、本土に就職してもまた

帰つてきている人がかなりあるという、いろいろ複雑な問題がござりますので、特に奄美大島の問

題について関心を深めてもらつて今後の対策を急

いでもらいたい、強く要望しておきます。

時間がありませんので、次に移りますが、就職

仕度金の問題ですけれども、この前の答弁では、

五万円を十五万円、三倍にしたのだから、精一ぱ

いの手当だとおっしゃつておりましたけれども、

てお答え願いたいと思います。

す。

たおっしゃつたとおりに、これは全島の希望です。よ。全島の希望でもあるし、鹿児島県でもその必

要を認めて

いる

のですね。これは労働省として

はもつと本格的な特段の措置で何とか援助してあ

げるべきであると私たち思うのですね。ただ現地

がああだこうだというのではなくて、むしろあ

ればいいのではないか、こうやればいいのでは

ないかと、こう具体的に指導すべきである、こう

思うのです。私はこれは非常に重要な問題だと思

います。

時間があればゆっくり現地の模様を話したいと

ころ

です

けれども、一、二中身を話しておきます

と、これは安定局長も聞いておつてもらいたいの

ですが、これは名瀬の公共職業安定所の調査で

す。学卒者を除いたわけですから、月間有効

求職者数が四十四年度で二万二十二人、そして求

人は五千七百三十七です。ようやく就職できた数

が千百八十六ですよ。これでは話にならないで

います。

時間

があ

れば

ゆ

く

く

り

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

話によればそれも一定の期間それに応じた人にのみ渡すという話だったのですね。

〔増岡委員長代理退席、伊東委員長代理着席〕

もしそのように就職促進の効果をあげるためにものであるならば、私はもっとこの中身を大幅に支給すべきである、十五万円やったから精一ぱいであるなんて言わないで、それ以上に二十万でも三十五万でも渡していくべきである。それが期間を限定した措置ではなかろうか、こう思うのですけれども、どうでしょうか。

○住政府委員

就職支度金でございますが、いまお話しのように、実は五万円ということであつたわけでございますが、長年失対の事業に就労されておられる方々で、この際積極的に民間の常用就職、自営業に踏み切られるという方々につきまして、いま特に期間を限つて三倍というような私どもとしては非常に努力した結果そういうことになつたと思うのですが、これをさらに引き上げるということでございます。実はこの額の決定にあたりましての経緯等からいたしまして、この額をさらに引き上げるということについては非常に困難な問題があつらかと思っておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 それは安易には上げられないことはわかります。

〔伊東委員長代理退席、増岡委員長代理着席〕

いまも言いましたように就職促進を効果的に行なうための一つの措置だということでございますから、しかも先ほど言いましたように、一定の期間に限つてという問題ですから、これは手段の配慮をさらに加えるべきである、私はこう思うわけございます。大臣はどうですか、この問題について局長は、どうも精一ぱいなんだと言つておりますけれども……。

○野原国務大臣 局長の答弁を聞いていましたが、非常に努力して、今日の段階ではこの程度とを考えますと、やはりっと手段があるならばある程度何とか増額の点を検討してみたい。すぐ実

現可能かどうかわかりませんが、そういう努力をしてみたいと思います。

○大橋(敏)委員 局長、大臣は努力していこうと言つているのですから、これでどうにもならない

というような考えはこの際捨てて、いまの大臣の気持ちに沿う立場で、いわゆる前向きでこの問題も検討してほしいと思います。

それからもう一つの問題ですが、開発就労事業の問題ですけれども、実は私のほうの九州で、今度日炭若松が閉山になりまして、現実にいま困つております。これがはたしてどの程度——もう二千名程度の従業員が失業しておるわけでございますが、これがどのようになるかの

また就労開発事業をここには当然起こすべきであろうと思いますけれども、その見通しはどうですか。その点を含めて答弁してもらいたいと思いま

す。

○住政府委員

日炭若松の閉山問題、これに伴いまして離職者が約二千四百名出るという大型閉山になつております。現在、四月末で求職を受け付けた数が二千二百五十九人ということでありまして、この中ですでに就職された方が二百三十一名、訓練を受けておられる方が七十五名、したがいまして、それを除いた数の方々の再就職なり訓練というものを考えていかなければならぬわけ

でございます。

○大橋(敏)委員

日炭若松の従業員の問題は、五月以降にならないとはつきりしないということのようであったのですが、確かに現在私が調べたところでは二千名中四百名までは大体めどがついている、ところが、あとはまだ右往左往している状態であるということでございました。この前

の本会議の私の質問に対し労働大臣は、手段の配慮をもつて完全を期しますということでありましたけれども、八幡の職安がいま会社側あるいは労働者側とタイアップしてやつてはいますけれども、私が見る目からは、大臣がおっしゃつたような決意ほどの熱意を入れた中身ではまだないよう

に思います。これは失礼な言い方かもしれませんけれども、もつと力を入れて再就職の問題に当たつていただきたい。

それから、これは実例でありますけれども、福岡県の飯塚市ですが、飯塚市の安定所の調査を見ますと、四十五年十月、四十六歳以上の求職者が二千八百五十一人もおります。それに対して求人

数が百八十八名、だから求職倍率が一五・一になりますけれども、こういうことを考えますと、産炭地域というのは、もう想像以上に中高齢者の仕事がないところですから、開発就労事業といふものは重要な役割になるわけですね。しかし、このままでは、今度の法案の中に明文化され

ていなければなりません。これは大臣でなければ答えられないと思うのです。これは大臣でなければ答へられないと思つております。

○大橋(敏)委員

それで、私はその産炭地域の状況を他の人よりもよく知つてゐるだけに、開発就労事業の役割りといふのは非常に重要だ、だからこれは少なくとも法律にそういうものをやつてくのだということを明文化してほしいと、こう言つてゐるわけです。それをいま言つたわけですか。これは少なくとも法律にそういうものをやつてくのだとこのことを明文化してほしいと、こう言つてゐるわけです。それをいま言つたわけですか。これは大臣でなければ答へられないと思うのです。これは大臣でなければ答へられないと思うのです。

○野原国務大臣

この中高齢者雇用促進特別措

置法の提案理由の中に、実は産炭地域あるいは同地域あるいは過疎地域等、こういう地域についてはこういった開発就労事業を起こすということをはつきり申し上げておるわけですが、

そこで、私どもいたしました、從来の炭鉱離職者の再就職促進の経験等も生かしながら、民間の安定雇用への再就職の促進ということに全力をあげていくつもりでございますが、なおなかなか就職できない方も出てくるかというような状態も考えられるわけでございます。それで、先生御承認のように、そういう場合には特定の地域の開発就労事業、こういうことの実施も十分考えられると思うでございますが、離職者の再就職の状況等を考えて対策を講じてまいりたいと考えております。

○大橋(敏)委員 日炭若松の従業員の問題は、五月以降にならないとはつきりしないということのようであったのですが、確かに現在私が調べたところでは二千名中四百名までは大体めどがついている、ところが、あとはまだ右往左往している状態であるということでございました。この前

の本会議の私の質問に対し労働大臣は、手段の配慮をもつて完全を期しますということでありましたけれども、八幡の職安がいま会社側あるいは労働者側とタイアップしてやつてはいますけれども、私が見る目からは、大臣がおっしゃつたよう

に決意ほどの熱意を入れた中身ではまだないよう

に思います。これは失礼な言い方かもしれませんけれども、もつと力を入れて再就職の問題に当たつていただきたい。

それから、これは実例でありますけれども、福

岡県の飯塚市ですが、飯塚市の安定所の調査を見ますと、四十五年十月、四十六歳以上の求職者が二千八百五十一人もおります。それに対して求人

数が百八十八名、だから求職倍率が一五・一になつてりますけれども、こういうことを考えますと、産炭地域というのは、もう想像以上に中高

齢者の仕事がないところですから、開発就労事業といふものは重要な役割になるわけですね。しかし、このままでは、今度の法案の中に明文化され

ていなければなりません。これは大臣でなければ答へられないと思うのです。これは大臣でなければ答へられないと思うのです。

○野原国務大臣

この中高齢者雇用促進特別措

置法の提案理由の中に、実は産炭地域あるいは同

地域についてはこういった開発就労事業を起こすということをはつきり申し上げておるわけですが、

法律では二十一條に「特定地域に居住する中高年齢失業者等について、雇用の機会の増大を図るために必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずる」ということになつておまじして、どことこということははつきり明文化はしておりませんが、御指摘のような諸点を考えまして、提案理由にもはつきりとそういうことをうたつたわけでございます。それで十分ではないかと考えておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 それでは十分でないから言つてるのであります。もう少し具体的にそういう点を明文化してほしい、こういうわけです。

それで、もう私の時間が過ぎたようでございますので、最後に一問聞きますけれども、これはもういままでずいぶんと質疑応答がなされてはつきりしてきたと思うのですけれども、ほんとうに労働省に血も涙もあるというならばあの「当分の間」は非常に不安を与えております。これはたゞこの上だけであつて問題じやないのだといふ答弁まで出ているのですから、それならはずせ、削除しろ。それから、臨時のいわゆるボーナスですね、夏季手当あるいは年末の手当、そういう問題についても何とかそれを侵害するようなことをいたしませんとまで言っているのですからね、それならば、そういう心配がないように、従来どおり支給いたしますと、はつきり言つたほうがいいじやないです、その点はどうですか。それだけはつきりおっしゃればばくはやめますよ。

○野原国務大臣 「当分の間」の問題と臨時の賃金の問題等につきましては、当委員会における最終的な案が固まつた際においては、十分それを尊重して善処するということを申し上げます。

○大橋(敏)委員 終わります。

○増岡委員長代理 次に、古寺宏君。

○古寺委員 最初に、いま大橋委員からも質問がございましたが、附則二条の夏季手当、年末手当の問題でございますが、これを今度は廃止するこ

とになつておりますが、これを廃止した場合にはどういう方法でこれは支給する方針でございますか。

○住政府委員 支給の方法といたしまして、たとえば日々の賃金に積み上げるというようなことも考えられるのでございますが、現在のところ、具体的にどうするという成案は持つておりません。いずれにいたしましても、実質的にはその給付が継続するよう、こういう趣旨で対処してまいりたいと思っておるわけでございます。そのやり方につきましては、失業対策事業資金審議会の御意見を伺つた上で具体的な適切な方策をつくり上げていきたいと、いうように考えております。

○古寺委員 そこでお尋ねしますが、昭和四十四年度の年末の手当でございますが、青森市の場合を例にとりますと、四万八千三百円でございます。ところが、奈良とか東京の例を見ますと、奈良の場合は九万八千八百十二円、東京の場合は九万四千百円になつております。こういうような非常に地域の格差があるわけですが、これはどういうふうにして上積みしていくわけですか。

○住政府委員 現在臨時の賃金の支給方法、国の分でございますが、これは夏が九日、暮れが二十一・五日、こういうことにいたしております。そこで、それは日額に対し九日分あるいは二十一・五日分、こういうことになつておるわけでございますが、そもそもその日額が、御承知のように各県、各事業主体によって格差がございます。その格差は私ども現在の賃金日額を定める場合の基準、つまり類似の作業に従事している労働者に支払われている賃金について地域格差がある、そういうことの反映として日々支払う日額についての差が出てくるわけでございまして、その日額にかかる日数分になりますので、国の分としても格差がござりますけれども、それはそれなりにバランスがとれたものであると考えております。

ただ、從来國が支払う臨時の賃金のほかに、府

県とか、あるいは市町村が単独で社会福利的な措置といたしまして支払つてあるものがござります。これは事業主体によつてかなりの差がござります。そういうようなことで、たゞいま御指摘のような格差というものが、両方含めて考えてみた場合に一そく大きくなつていく、こういうようなことになつてゐるのではないかと思つております。

○古寺委員 その格差はどういうふうに是正していくか。非常にこれはむずかしい問題でございまして、私どもその地方事業主体が単独で措置する分、これが賃金ということになりますと、実は緊急失業対策法の十条の二の規定に違反することになります。あるいはまた地方自治法にも違反することになるわけであります。そういう賃金と解釈されるものであるならば、これは違法な支出、こういうことになるわけでありますけれども、そうでなく、地方公共団体の失対就労者のための福祉的な措置であるというような解釈をするならば、それは非常に差があるということはまずいことでございますけれども、そしてまた、それを是正するようなことも必要かと思ひますけれども、一方的に、それはいかぬ、こういうようなことは必ずしもならないのではないかというふうに考えております。

○古寺委員 こういうふうに現在國の支給分では不十分のために県や市が単独で上乗せして、社会福祉的な立場から支給をしているわけです。こういう手当をカットした場合には、当然働く意欲というものがなくなつてしまふと思うのです。こういうものについては当然もつと國の支給の額を高め、そして働く意欲を持たせるような、そういう支給を考えるべきであつて、今回の附則二条においては、支給しない、これは非常に失対に対するいわゆる政府の姿勢というものが、失対労務者を自滅させるような考え方で、こういう附則二条というものがつくられているのじやないか、私はこ

うか。

○住政府委員 この臨時の賃金の問題は、失業対策問題研究委員会の報告にもござりますように、実は一般の民間の屋外日雇い労働者についてほとんど例を見ない、こういうような点もござります。そういうことから、これを制度として残すことになつてゐるのではないかと思っております。非常に問題である、こういうような御意見、報告をもいただいておるわけでございます。そういう意味で、私どもこれは制度としては廃止したほうが適当である、こういう判断に立ちまして、臨時賃金としては支払わない、こういうことにしたのでございますが、しかしながら、現在までの経緯等にもかんがみまして、従来の実績等をも考慮して、実質的な給付ができるような措置を講じたいと、いうふうに考えております。

○古寺委員 その格差はどういうふうに是正していくか。非常にこれはむずかしい問題でございまして、私どもその地方事業主体が単独で措置する分、これが賃金ということになりますと、実は緊急失業対策法の十条の二の規定に違反することになります。あるいはまた地方自治法にも違反することになるわけであります。そういう賃金と解釈されるものであるならば、これは違法な支出、こういうことになるわけでありますけれども、そうでなく、地方公共団体の失対就労者のための福祉的な措置であるというような解釈をするならば、それは非常に差があるということはまずいことでございますけれども、そしてまた、それを是正するようなことも必要かと思ひますけれども、一方的に、それはいかぬ、こういうようなことは必ずしもならないのではないかというふうに考えております。

○古寺委員 そこで、この附則二条の「当分の間」というのがございます。この「当分の間」という法は、最初に申し上げましたように、各方面の意見を聞いて適切な方策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○住政府委員 法律上の表現といたしましては、「当分の間」といいますのは、新しい立法措置によりまして緊急失業対策法を廃止する、こういう手続が必要になつてくるのでござります。それは未だ永劫という意味ではなくて、ある期間というふうに想定しまして、それを法律上の表現として「当分の間」というようにあらわしたものでござりますが、実質的にそれじやどういうふうに考えるか、こういう問題でございますが、これは雇用審議会の答申にもござりますように、現在失対労働者が失業対策事業に就労することによつて営んでおる生活の程度と同様な内容のものが、社会保障対策とか老人に対する仕事の対策が進んで満たさずと、この「当分の間」ということは、通達一本で失対を打ち切ることができる、こういうふうな

説をおっしゃっている方もいらっしゃいますが、この点
つづけてはどうですか。

○住政府委員　ただいまも申し上げました通り、失対事業の制度を廃止するということは、やはり新たな立法措置によって緊急失業対策法の効力を否定する以外にはできない、こういうように

○古寺委員 しかし、法制局やいろいろそういう
関係者の方々の御意見を承つても、この「当分の
間」というのは、いろいろいま御説明がございま
した。しかし、法律的な立場でいった場合には、
通達一本でこれは中止することができる、こうい
う解釈がございますが、どうですか。

○住政府委員 それは、現在の緊急失業対策法に
おきまして、労働大臣が一定の判断を定めて失業

対策事業を実施する、こうしたことになつております。現実問題といたしまして、いままで失業対策事業を実施していた事業主体が、就労者が少なくなつてきた、あるいは就労者が民間就職をしたというようなことから、その事業主体で失業対策事業を廃止する、こういうようなことがあります。これは事業主体と労働大臣と協議をしてその是非を決定する、こういう法律上のたてまえになつております。ところが、失業対策事業という制度そのものとしては、一本の通達ではこれは否定できない、立法措置を要するということになると思いまます。

○古寺委員 こういうような手当の問題にいたしましても、あるいは「当分の間」にいたしましても、この附則二条というものは、現在失対で働く方々に対し非常に不安を与えておりまます。また、いろいろな心配がござります。そういう点からいって、当然第二条はカットすべきじゃないか、削除すべきではないか、こういうふうに考えるのですが、大臣はいかがですか。

○古寺委員 それでは、尊重するということは、委員会でもしそういうような結論が出た場合は、これは削除するというふうに承っていいですね。

次には第十二条の二号でございますが、第十二条の二号の中に「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められること」こういうのがござります。こういうような非常に主觀によつて判定するような条文というものは、法律的な立場からいってこれは非常に好ましくない、こういうふうにいわれておりますが、どういうわけでこういうような条文を今回提案してこられたのか、その考え方をひとつ承りたいと思います。

○住政府委員 いままで御説明も申し上げておるところでございますが、この中高年齢者に対しまして民間の常用雇用につくことを促進するためには、この法案で一番大きな柱であります求職手帳制度を創設したわけでございます。そこで、そういう方々、当然のことございますが、それは誠実かつ熱心に就職活動をしていくという意欲を持たれる方々でなければ、幾ら手帳を発給しても措置を講じましてもむだになるわけでございます。それでこの十二条の二号の規定はそういった当然のことをここに規定したのでございますが、しあんの表現は、御指摘のように非常に抽象的である点も否定できません。そこで、繰り返して申し上げておりますように、これを安定所長の主觀的な判断によって左右するようなことは避けていかなければならぬないと考えておるわけでございまして、安定所長が、この意欲を有するかどうかという判断をするにあたっては、客観的な明白な事実に基づいて判断するように指導していくか。それで、その明白な事実と申しますのは、たとえば検査とか職業相談をやるわけでございますが、そ

ういう場合に、やはり正当な理由なく断わるといふようなこと、あるいは安定所からいろいろな書類の提出等を求める場合があるわけでござりますが、これも正当な理由なく断わる、たとえばそういう事実に基づいてこの二号を認定するように、こういう指導をきちっとしていきたいと思います。

○古寺委員 こういう条文というのは今までの法律にはないわけですね。初めて今度出てきた条文でございます。職安法なんかを見ましても、こういうような非常に主觀を交えるような条文はなれいわけです。どういうわけでこういうものを入れたか非常に疑問があるわけですが、これはぜひひとつこの条文を改正するなり、あるいはもつと詳

ぎらわしくないような条文に訂正すべきじやないか、こういうふうに考えるのですが、いかがでしようか。

○住政府委員 現在の法律におきましても、これは制度は違うのですけれども、やはり熱心に就職活動を行なうと、あるわけでございます。そういうような編集点から、この手帳制度にも取り入れたわけでございまして、

して、私ども必ずしもこれは不適当であるといふふうには考へておらんが、ところでございま○古寺委員　不適當と考えないというのですが、私は不適當だと考へるので。そういう点を検討していただきたいと思うのです。

それから、この手帳の交付を受けられない人が当然でありますね。そういう人に対するはどういうふうに取り扱うつもりですか。

○住政府委員 これは一般の求職者と同様に職業紹介、職業指導等することはもちろんでござりますが、ただ手帳の発給、それに基づく手当の支給、こういうことがないだけになると思います。

○古寺委員 手帳の有効期間中に就職ができるない人はどうなりますか。

○住政府委員 手帳の有効期間といたしまして原則としては六ヶ月、こういうことでござります

が、さらに期間内で就職が困難であるというものにつきましては六ヶ月、あるいは特定地域の中高年齢失業者についてはさらに六ヶ月というようなことで、その人あるいはその地域の状況に応じまして手帳の有効期間を延長し得るような制度にいたしております。私どもその期間内においてほんたうに就職につながるよう就職セミナーなどを実施するなどして、就職活動を進めて顶くことを心がけております。

間が終わっても就職ができない、こういうこともあります。なお特定地域等におきましては、その期間が終わっても就職ができない、こういうこともあります。すると考えておりますので、それにつきましては特定地域の開発就労事業等を実施することによりまして、そこに就労させ、生活の安定をはかつていくというように考えております。

○古寺委員 六ヶ月というのではなくて短過ぎると思うのです。少なくとも二年くらいまで延長するような考えはないのですか。

○住政府委員 現在の就職促進の措置は大体二ヶ月ないし六ヶ月ということになつております。必ずしも十分ではございませんけれども、その期間内でかなりの就職を見ております。それから、失業保険の受給者の平均受給月数をとつてみましても四ヶ月、長期受給資格者の平均受給月数でも二ヶ月、こういうことになつておりますので、私ども原則としては六ヶ月で再就職はほとんどの方々が可能になると思うのですが、先ほどお申し上げましたように、その期間内で就職できまい者もございますので、手帳の有効期間の延長をはかっておるのでございますが、御指摘のように再就職期間としてはその程度になるように、この期間を定めるにあたっては十分検討をしてまいりたいというようになります。

○古寺委員 次に、失対の方々が働いておる休憩所の問題です。休憩所がバラックみたいな休憩所で、青森県の場合なんかもう非常に寒い。こういう休憩所に対しても、労働省としては年間どのくらいい措置しているのでしょうか。

○住政府委員 作業現場におきます休憩小屋の施設につきましては、事業主体の申請に基づきま

て必要な補助をいたしております。それで、四十一年度におきましては七百一十九カ所、四十四年度におきましては六百三十三カ所、こういうようなことで、最初に申し上げましたように、事業主体の申請に基づきましてできるだけ設置につとめておるわけになります。

○古寺委員 坪数と補助額は大体どのくらいでござりますか。

○住政府委員 休憩小屋につきましても、木造とかプレハブとかそれぞれの単価が違っておりますが、補助率といいましては三分の二ということにいたしております。

○古寺委員 休憩所の建物に対する補助は、玄関とかあるいは便所、こういうものに対する補助はないというのですね。補助金が非常に少ないために、バラックみたいな非常にお粗末な休憩所をつくっているわけですね。そのために、働いている方々は相当の中高年齢者が多いわけですから、健廉上もよくないし、また休憩所としての役割りも果たしていない。そういうような実情になつておるのですが、こういう点について労働省は実態をお知りでございますか。

○住政府委員 実態全部を知つておるかといふと、必ずしも自信はないのですが、ただいま休憩小屋については申し上げたとおりでございますが、実は同様なことを便所等についても実施いたしております。そこで先生御指摘の休憩小屋に便所が必要だ、こういうことになれば、これは小屋及び便所合わせて補助の対象にできることになりますので、事業主体等とも相談いたしまして、できるだけそういう施設の改善充実をはかっていただきたいというふうに考えております。

○古寺委員 それから作業の管理人がおりますね。監督の数が非常に少ないといたしまして、結局大ざいの人數の人で作業をしなければならないことになるわけです。そういう場合に、輸送するためのマイクロバス、こういうものが必要ですが、そういう点についてはどういうふうになつておりますか。

○住政府委員 いま現場が非常に遠い、そういうようなことは事実でございます。私もどういう場合に事業主体がマイクロバスを購入して輸送する、こういうものにつきましても補助をいたしております。できるだけそういう設備、施設の充実につとめてきておるのでございますが、今後ともそういう点については十分配慮をいたしておきたいというふうに考えます。

○古寺委員 北海道、東北とか北越地方なんかは非常に雪も降ります。そのために高齢者は途中でころんだけがをしたり事故が発生しておりますので、こういう点については十分に配慮すべきである、こういうふうに思つておるので、特に要望を申し上げておきます。

次は、先ほどの附則二条の「当分の間」の件で問題になつたのですが、社会保障が充実された段階で、というようなお話をあつたようございますが、それは厚生省とは連絡がとれているわけでございますか。

○住政府委員 いろいろ雇用審議会の答申等もござります。それから、その点に関しましては、特に雇用審議会の会長から内閣総理大臣に対する意見も提出しております。私どもいたしましては、厚生省とも十分連絡をしておるわけでございますが、厚生省とも十分連絡をしておるわけでございますが、今後非常に重要な問題でもございますので、さらに十分連絡をとつて対処をしていかなければならぬというふうに考えておるわけでござります。

○古寺委員 そこで厚生省にお尋ねいたしますが、老人の社会保障の充実に対して厚生省は現在プロジェクトチームをつくつていろいろやつていらっしゃるということは先ほど承ったのですが、具体的に来年度から実施できるものはどういうものでございましょうか。

○加藤政府委員 厚生省といましましては、高齢者の就労対策の予算要求をしてまいりたいと、いうふうに考えております。

○古寺委員 この医療費は無償にするわけですか。高齢者の医療費は無償にするわけですか。

○加藤政府委員 その最終的な方針は現在まだ省として固まっておりませんので、いまこの段階で全部無料にするかどうかということは申し上げかねますけれども、御承知のように、国民健康保険の被保険者である老人は三割の自己負担がございまして、被用者保険の家族である老人につきましては五割の負担がございます。それから、入院とついては、都道府県全部に一ヵ所ずつは設けよう

省予算の一一番の重要な項目として、現在省をあげて研究班をつくつて検討いたしております。

いろいろ問題ございますが、私ども一番重要視いたしておりますのは老人の医療の問題、それから老人の年金の問題、所得保障の問題、それから老人に生きがいを与えていく問題、それから老人の福祉施設、老人ホームとかあるいは居宅におけるサービス、そういう問題に焦点を合わせまして現在それぞれ部会をつくつて検討をいたしております。まだその結論が出ませんので、具体的には申し上げかねる段階でございますが、私ども来年度の予算におきましてぜひ実現いたしたいと思いましては、老人の医療対策の問題とそれから年金、ことに福祉年金、これを大幅に引き上げる。

そのほか失対の問題にからみましては、高齢者の就労の無料相談所、これは現在も二十カ所設けておりますが、非常に好評でございます。就職率も三六%というところで非常に好評でございますし、また都道府県あるいは市あたりから、来年度あるいは今年度設置したいということで補助申請の要求も非常にたくさん来ております。そういうことで四十六年度ではさらに十ヵ所追加いたしますとともに、四十七年度以降におきましては、これは一つの老人の生きがい対策の一環といたしまして、

○加藤政府委員 これは年金局所管の問題でございまして、所管にこだわって申しわけございませんが、社会局の所管でございませんので、私がこの際にはつきり申し上げる権限もございませんし、また、事実幾らにするかということはまだきまっておりません。これはやはりプロジェクトチームの最重要問題の一つといたしまして、医療問題と並んで大幅に引き上げようということでございまして、三百円とか四百円というもののじやない。そうすればそれじや何千円にするのか、四千円にしては、このままでは固まつておられませんけれども、少なくとも四十六年度に比べましては相当大幅な引き上げをいたしたい、こういうことでございます。

○古寺委員 これは年金局所管の問題でございますが、これが東北では仙台に一ヵ所しかないわけですね。これは今後どのくらい全国的に設置する予定でございますか。本年度の予算は大体開きましたが、来年度以降どのくらいずつ毎年ふやしていくお考えですか。

○加藤政府委員 現在二十ヵ所でございますが、予算といたしましては四十六年度にさらに十ヵ所に入っております。したがつて、四十六年度末には三十ヵ所になるわけでございますが、一応いまのところは、都道府県全部に一ヵ所ずつは設けよう

にしてしまうかどうか、一部負担といふものも全然なくするかどうかということにつきましても目下検討中でございますが、私どもいたしましては、この施策を進め以上は、やはり老人が安心して医療にかかる程度、そういう制度にしないければ意味がないわけでございますので、そういう方向で検討いたしておるところでございます。

ということで、この無料職業紹介所のない県を優先的に設置するという方針で進めておりますが、

四十七年度以降におきましては、これをさらに大幅に増額いたしたい。四十六年度十カ所増を二十カ所にするか、三十カ所にするかということはまだきまとおりませんけれども、これは非常に要望が強いわけでございます。四十六年度すでに申請が十九件出ております。設置したいという県が十九県も出ているという現状でございますので、四十七年度以降は、この点につきましても格段の努力を払って予算要求をいたしたいというぐあいに考えております。

○古寺委員 これは労働大臣の認可の要る問題でござりますが、この十九カ所の現在申請されてい

るものについては、全部ひとつ認可をして、今年度じゅうに設置したほうがいいと思うのですが、労働大臣としてはいかがお考えでしょうか。

○野原国務大臣 御要望については、全部認可して御協力いただきたいと考えております。

○住政府委員 大体その三分の一国が持つ、こういうことで從来からもやっております。十五万円についてもそのように考えておるわけでござります。

○古寺委員 そうしますと、十五万円の三分の一でござりますので、五万円ということでござりますか。

○住政府委員 そのとおりでございます。

○古寺委員 そうしますと、いままでの、これは四十五年の資料で見ましても、就職支度金の措置状況を見ますといふと、北海道の場合には国から五万円、それから期限の期間がきまった場合は、期限増といいますか、その場合にはさらに五万円増額されて、道から五万円、市から十万円で合計二十五万円出ております。それから青森の場合は國から五万円、期限増が五万円、市から五万円で

十五万円、こうなっております。そうすると、今までと何ら変わりがないのじゃないですか。

○住政府委員 ちょっと実情がよくわからぬのでございますが、五万円の場合は五万円の三分の一、十五万円とした場合は十五万円の三分の一、

こういうことになると思いますが、それ以外の分につきましては、さらに県なり市が独自措置によつて配慮をした分というふうに考えております。

○古寺委員 そうしますと、十五万円にアップする、こう言つておりますが、実際に國から出るのは三分の一でございますね。五万円ですね。そう

しますと全然変わりがないわけです。いまでも五万円出ておるわけです。何ら変わりがないといふふうに解釈していいのですか。

○住政府委員 ちょっと説明が足りなかつたかと思つて、いままでの五万円、國の実際やっております五万円というのは、仕度金として就労者に渡す金額が五万円、それでその五万円のうちの三分の一を補助対象としておる、これが現在までの制度でございます。ただ、過去におきましてそれを十万円によやした場合がございますが、その場合でもその三分の一が国の負担分、

○古寺委員 これは四十五年の四月の資料でございますが、ずっと申し上げますと、北海道の帯広市というところの場合は五十万円です。それから今度石川県の加賀市が五十四万円、低いところで

は青森市なんというのは十五万円、こういうふうに就職支度金の金額というものがものすごい格差があるのです。これはどういうわけなんですか。

○住政府委員 たとえば帯広にいたしましても加賀市にいたしましても、それぞれ失対事業就労者の福祉促進という観点から、それぞれの市におきまして、國の正規の五万円以外にそれだけの金額をつけ足されたものである、こういうふうに考えておりますが、これはそれぞれの事業主体である市の考え方の差によるものであるというふうに考えております。

○古寺委員 さらに、この支度金のほかに特別報償金制度というものを実施しているところもあります。私が申し上げたいのは、たまたま死亡をして

た場合、あるいは現在病氣で入院中の人には、こういうような就職支度金というものの恩恵を受けられないわけです。こういう方々のためにもやはり退職金制度なりそういうものをつくつて、いま

だけが國の負担になるのだ、こういうお話をされないわけです。こういう方々のためにもやはり長い間失効で一生懸命働いてこられたのですから、そういう意味においても五万円ですね。そうすると、いまでも五万円、今後も五万円ということになれば、これは全

然アップされませんですよ。

○住政府委員 どうも御説明が足りぬで恐縮でございますが、いままで五万円というのは、就労者が事業主体の負担、こういうことで総額として五万円が支度金の額であった、こうことでございました。それを今度十五万円にするというのは、五

万円の総額が十五万円になる。ですから渡る金額としては、いままで五万円であったものが、今度は十五万円になる。ただ、その十五万円なり五万円の負担割合というものが、いま申し上げましたように、五万円の場合でも十五万円の場合でも三分の一である、こういうことでございます。

○古寺委員 これは四十五年の四月の資料でございますが、ずっと申し上げますと、北海道の帯広市というところの場合は五十万円です。それから今度石川県の加賀市が五十四万円、低いところで

は青森市なんというのは十五万円、こういうふうに就職支度金の金額というものがものすごい格差があるのです。これはどういうわけなんですか。

○住政府委員 たとえば帯広にいたしましても加賀市にいたしましても、それぞれ失対事業就労者の福祉促進という観点から、それぞれの市におきまして、國の正規の五万円以外にそれだけの金額をつけ足されたものである、こういうふうに考えておりますが、これはそれぞれの事業主体である市の考え方の差によるものであるというふうに考

えております。

○古寺委員 さらに、この支度金のほかに特別報償金制度というものを実施しているところもあります。私が申し上げたいのは、たまたま死亡をして

た場合、あるいは現在病氣で入院中の人には、こういうふうな就職支度金というものの恩恵を受けられないわけです。こういう方々のためにもやはり退職金制度なりそういうものをつくつて、いま

かわりに、民間就職をするなり自営業をする場合に就職支度金というものを貸し付けましてその援助をしたい、こういう趣旨でつくられておるものでございます。

○古寺委員 もう時間ですから結論を申し上げますが、休憩所にしましても、あるいはマイクロバスの件にいたしましても、労働省は現在の失対労

務者に対する私は非常に冷たいと思います。地方対事業に従事をいたしまして、毎日はじめて一生懸命その仕事を今まで続けてこられた方々が非

のじやないか、こういうふうに思うのですか。

○住政府委員 就職支度金の趣旨は、これはもう御承知のとおり、失対事業の就労者が自営業を開始する、あるいは民間に就職をする、そういう場合に当面の生活費とかあるいは就職あるいは自営業開業の当面の経費、そういう観点から五万円なり十五万円なりというものを貸し付ける、こういう制度になつております。そこで一年たてばその債務を免除する、こういうような制度になつておるわけでございまして、先生御指摘のように、こ

れはいわゆる退職金ではございません、あくまで自立を促進するための援助措置である、こういう制度になつております。そこで、それでは退職金のようなものは考えられないか、こういうことになるわけでござりますけれども、失対事業就労者というものはやはり民間の常用雇用につくまでの間暫定的に就労の機会を与える、しかもそういう場合において日々紹介、その日その日そういう状態にあるかどうかえられないか、こういうことを判断して失業対策事業に就労させられるわけでございまして、先生御指摘のようになります。そこで、それでは退職金のようなものは考えられないか、こういうことになるわけでござりますけれども、失対事業就労者というものはやはり民間の常用雇用につくまでの間暫定的に就労の機会を与える、しかもそういう場合において日々紹介、その日その日そういう状態にあるかどうかえられないか、こういうことを判断して失業対策事業に就労させられる、これがたてまっておられます。そういう意味で、常用雇用を前提とするような退職金制度、あるいは勤続期間が長ければ長いほど退職金の額がふえるというような退職金制度といふものは、失業対策事業の本質からいってそれはなじまない制度でござりますので、私どもそういう措置はとれないというふうに考えておりまして、その

意味で、常用雇用を前提とするような退職金制度、あるいは勤続期間が長ければ長いほど退職金の額がふえるというような退職金制度といふものは、失業対策事業の本質からいってそれはなじまない制度でござりますので、私どもそういう措置はとれないといふふうに考えておりまして、その

かわりに、民間就職をするなり自営業をする場合に就職支度金というものを貸し付けましてその援助をしたい、こういう趣旨でつくられておるものでございます。

○古寺委員 もう時間ですから結論を申し上げますが、休憩所にしましても、あるいはマイクロバスの件にいたしましても、労働省は現在の失対労

務者に対する私は非常に冷たいと思います。地方対事業に従事をいたしまして、毎日はじめて一生懸命その仕事を今まで続けてこられた方々が非

常に多いわけです。そういう方々に対しても、支度金の内容を見ても非常に全国的に格差がある、しかも今度値上げをするとおっしゃつておりますけれども、お話を承りますと、三分の一が五万円でござりますと、これは全然値上げになつてないわけです。さらにまた、こういう退職金の問題にしましても、ある自治体においては特別報償金制度というものをつくって、そしてそういう方々の御労苦に報いておられるわけです。こういう観点からいって、労働省としても当然この支度金の増額なり、あるいはまた退職金の問題を考えあげて、そして病氣で療養している人、あるいはまた不幸にして死亡なさつたような方々に対しても報いてあげるような、そういうあたたかい制度といふものをむしろ前向きの姿勢で考えてあげるべきではないか、こう私は思うのですが、労働大臣の決意を最後にお伺いいたしまして終わりたいと思います。

○古寺委員 では終わります。

〔増岡委員長代理退席、委員長着席〕

○倉成委員長 次に、寺前巖君

○寺前巖君 どうもお待たせしました。

このいわゆる失対の法案に対して、審議もいよいよ最後の段階になりました。この問題をめぐつていろいろ審議されるべき内容もありましたけれども、主として三つの点でいろいろ疑問が起つてきましたという思います。

その第一は、失業保障制度というのが、新法ができ上がると、その附則で、片方では従来の緊急失対法が打ち切られていくという内容がある。そして全国の人たちの疑問の問題点となつてていると思う。また最近、年配の方々、お年寄りの方々の自殺率というものが、女性の場合でしたら世界で第二

審議といわれるほど非常に困難な状態になつてきている。したがつて老人問題が政治上大問題になつてゐる中で、一方で、社会保障制度もないのに、憲法でいうところの勤労権が年寄りに限つて与えられないということになるのではないか。そういう意味においては、新しい立法というのは、今日の社会問題に対してもこれにこたえるところの態度ではないのではないか。これが第一の疑問として多くの人々の間で問題にされている点だと思います。

第二の問題点は、中高年齢者、大臣の答弁によると四十五歳から六十五歳の人々に対する特別な職業の安定のための施策を講ずるのだとおっしゃつております。ところが、出されてきている法案がはたしてその年齢の人たちに対する答えになる法律であるかどうか。從来から就職促進のための措置がとられてきた、あの措置では結局救われていない。今度の法律によつてそれが救われることになるのだろうか。この点が第二番目の疑問点として出されている問題です。

第三の問題は、長い間いわゆる失対という制度の中で仕事をしてきた人たち、この人たちに對して、もうこの問題は当分の間で終わりだ、あるいは社会の常識として、長いこと公共事業その他の仕事についたけれども、二二束三文のことき取り扱いでもつてほりり出してしまおうというのがこの法律のことばじりにも出てきているではないか。こういう三つの点がなかなか大きな問題となつて社会の中で話題になつてきたと思います。

そうすると、私たちは、立法府というものは社会の発展のためにこそ法律はつくらるべきものが、逆にそのことによつて社会不安を増長させることになるのではないか。私は、そういう意味において、社会の人が提起しておられる疑問点といふのは当然の疑問だといわざるを得ないと思ひます。

そこで、まず第一に私は、失業保障制度が奪われていくということの多くの人たちの疑問の中でも、最も弱い分野であるお年寄りに対する問題についてお聞きをしたいと思います。大臣、この法律では中

高年齢の措置を四十五歳から六十五歳という年齢を対象にして特別措置が要るんだということが基本的なお考えだらうと思うのです。そうすると、六十五歳以上の人々に対してはどういうふうに勤労権を保障しようかおつしやるのですか。その点をお聞きしたいと思うのです。

○野原国務大臣 高齢者の方々は、長い職業経験、生活の経験を持っておりますので、これを職場で生かすことは、高齢者自身にとっても、また経済社会の発展をはかる上からも、きわめて大切であろうと存じます。高齢者にふさわしい職業の開発をするとともに、公共職業安定所における高齢者コーナーの設置とか人材銀行の活用をはかる。社会福祉法人による高齢者を対象とした無料職業紹介の積極的推進によって職業紹介体制の強化につとめると同時に、高齢者の就職促進には十分配慮してまいる考え方でございます。

そうした観点から、同時に六十五歳以上の方々でも、まだ健康であって働きたいという御希望が非常に強い、それらの方々は働くことに生きがいを感じるというような情勢であると存じますが、こうした方々は労働市場での対象としてはいささか無理がござりますので、これらの方々は、老齢者に生きがいのある人生をお世話するという意味で、老齢者コーナーなりあるいは人材銀行なりで、それらの方々の経験知識を生かしてまいりたい。そして、もっぱら四十五歳から六十五歳までの中高年齢者に対しても、一般企業への就職のあっせん、そのためには職業の訓練であるとか、いろいろな技術の開発であるとか、そういう面でできるだけのお世話を申し上げるということによつて、これがやはり生きがいのある人生、また国の経済の発展に大きく貢献していくいただく。同時に、自分自身が豊かな生活を続けて行なえるような対策を講じていく、それが中高年齢者就職促進特別措置法であるというふうに考えまして、一応六十五歳以上の御年配の方々は別にして考えておるわけであります。そういう点においては何ら矛盾したことではないというふうに考えます。

○寺前委員 六十五歳以上の方々が生きがいのある生活をと、こう言つておられます、生きがいのどころか、毎日の生活を送らなければならぬ事態になつてきているというのが、今日の一つの特徴点になつてゐるのじやないでしようか。八百万人からのお年寄りがおられます。そのうち現在までいろいろな職業コーナーとかなんとかいわれるところへ行つて仕事が与えられたというのだが、厚生省の資料を読んでみますと、絶対数で一万三千人だといふうに書いてある。多くの人々は、それはそうです。四十五歳から六十五歳までの人の間でさうも、特別な措置をしないことには就職が非常に困難になつてきている。特別措置が必要なんだ。そうすると、もう六十五歳以上、年齢的にも、身体の上においても、精神的においても非常に困難な事態になつてきた人、しかしその人たちが今日の社会生活ではめしを食わなければならぬといふいう問題において、大臣、福祉年金は一体何ぼもらえると思うのです。今度、月二千三百円でしょう。こんなもの、どないして生活しますのや。生活するための特別の手立てが要るんでしよう。働くという手立てが要るんです。六十五歳になつたんだから、おまえさんはもうお年寄りだから使い道がないからちよんだでは済まぬ。だから自殺となればなるほど、それにふさわしい仕事といふのは国家として保障していくんじやないでしようか。それとも、六十五歳以上はもう無理です、あなたは殘念ながらもう労働対象じやございません、かつてにしなさい、こうおつしやるのですか。従来の法律の中におけるところの高齢者失対といわれている問題点は、法律にちゃんと書いてある。身体的に、精神的に困難になつてきているということがあちやんと法律に書いてある。そのための特別な就労が要るんだ、かつて法律にそう書いたものが、今日の時点ではもうそういうことは必要ないとおつしやるのですか。大臣、どうです。六十五歳以上の人への問題、四十五歳から六十五歳を考えな

ければならぬとすれば、もっともっと、民間雇用ではないところのやり方ででも保障しなければ、保障の道がないじゃないですか。それこそ国家的な保障が要るのじやないですか。私は大臣の答弁を聞きたいと思います。

○住政府委員 御指摘の問題につきましては、失業対策問題研究会の中間報告にもありますように、失業対策はあくまでも労働力政策としての性格を貫徹すべきである、労働市場に対する適応性のない者を対象にすることはかえって制度の混乱とか雇用上の弊害を生ずる、ひいては失業対策の機能そのものもおかしくしていく、こういうような指摘がございます。私どもそういう観点から、六十五歳までの方々を一応年齢によりまして労働市場に対する適応性がある、このように判断をしておるわけです。ただ、六十五歳以上の方々でも、働きたい、仕事につきたい、こういう方々につきましては、先ほども大臣が申されましたようにいろんな施策を講じてもきております。また、これらもそういった施策の充実をはかつていただきたいと思っております。同時に、主として厚生省でございますが、関係各省とも十分連絡いたしまして、そういう老人の方々の福祉の増進をはかつていく、これはもう当然のことであると考えております。

○寺前委員 私は大臣に聞きたいのですよ。要するに六十五歳以上は労働につけるという対象にするのかしないのか。しないんだつたらもう知らぬ

のじや、あるいは厚生省にまかさんじやというのじや、あるいは厚生省にまかさんじやといふのか。

憲法でいうところの勤労権として、どんな年齢になつてもそれなりの仕事の保障をしてやるべきではないのか。この二つの基本的考え方において大臣はどうなんですか。

○野原国務大臣 さつき私が申し上げたのは、四十五歳から六十五歳までの方々は、一般の労働市場で、職業の訓練なり開発等をやれば、就職も十分可能であるというふうに考えます。六十五歳より上の方々は、健康であつて働く意欲を持つておるという方に対しては、その方々があくまでも生いのある人生、自分の経験を生かして職を求める

る、そういう方々がおるならば、もちろんそれもきわめて大事でありますから、そういう方々のためにできるだけのお世話を申し上げようということで、現在それらの方々に対しましてもさまざまな施策を講じておるわけであります。その方々、まあ今度の中高年齢の施策をもつております四十歳——六十五歳までの方々はおのずから違うといえば違う。労働市場というものを対象としないで、本人が就職しやすいような適職を求めて、またお世話を、それらの方々が生がいのある人生を送っていくなど十分に足りるのではないか。ただしそれは社会保障制度がだんだん完備して、老人の方々が安んじて老後を養う、しかし自分はまだ健康である、働きたいという方は、やはりいままでの経験知識等を生かして働いてもらうことも必要である。それが生きがいがある人生であろうといふうで、その方々の御希望にも十分こたえてまいりたいということでありまして、六十五歳以上になつたら一切がまわないということでは絶対ございません。

○寺前委員 それじゃあなた、具体的な保障の制

度をつくらなかつたらダメじゃないですか。ことばで何ば言つたつて、具体的に保障するのは何が。

民間雇用とか労働市場としては経験を生かせる範囲はあるかもしれない。それは部分です。大部分の人たちに対しては、毎日のおまんまと食べなければならないという問題においては、具体的な制

度によつて保障しなければ保障したということはいえないじやありませんか。どうするんです。具

体的な保障制度をすぐに出すのですか。社会保障制度ではだめだから現在の失対制度は当分の間は残しますと、こういつているのでしょう。社会保

障制度ではやれぬということをあなた自身が言つておるのじやないか。あなたの自身が、社会保障制

度でやれない、それじや違つた形でやりますといふ

う。じや制度を出さなかつたら保障したことになつておるのかどうか、私は決定的問題だと思いま

す。ところが、今度の法律の第十二条を読むと、

公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、だからそれにふさわしい公共的な事業を提起す

る。これもつて保障します。その賃金についても、生活をささえれる賃金としてやらなければなりません。その制度をつくります、具体的に提起をして、「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有する」と認められること。こう書いてある。受付の条件の中にこれが入つてしまつということになつた

らどうにでもなるということになるじやありませんか。従来、これだけ明確に受付段階にこういうものでなければならぬのだということでもつて

られたつて。具体的に提起する用意があるのであります。

○野原国務大臣 具体的にいま提示する用意はございません。ただし、われわれは将来やはり社会

保障制度が一段と拡充強化されて、六十五歳以上の方々が必ずしも働くなくとも毎日毎日の生活が不安のない十分從來のとおりやつていいけるということになるまでは、この失対制度というものは存続していくこうということで、そのためには「当分の間」というのをつけたわけでございますが、これは理想であつて、いまいになつたらできるかと不安のない十分從來のとおりやつていいけるかと十分こたえてまいりたいということでありまして、六十五歳以上になつたら一切がまわないというこの方向でお答えをしたわけござります。

○寺前委員 だから、老人対策についての具体的な施策なしに、もう直ちに新しい法律でもつて既存のあいのものはなくなつていくとなれば、失業保障制度といふものは全くなくなる、だから問題だ

と社会の人が言うのは当然のことじやないです。

時間の関係がありますので、次に移ります。

二番目は、具体的に執行しようという中高年齢者に対する特別措置です。これがはたしてうまく

こといくのかどうかという問題です。従来も特別

措置といふのがありました。ところが、あつたけれども、先ほどから質問にも出ておつたとおり、

行ってみたけれども、半年、一年間、なかなか措

置に乗せてくれないという問題があつたじやないですか。いやおまえはどうのこうのと、入口のところでなかなか措置に乗らないのでしよう。ばん

と乗せるのかどうか、私は決定的問題だと思いま

す。ところが、今度の法律の第十二条を読むと、たとえば安定所から職業相談に出でこい、こうい

うような場合に、ゆえなく出てこない。それから、かりに適性検査をするという場合にも、ゆえなく拒む、あるいは安定所から提出を求められた書類等があつた場合、それについてもゆえなく拒む、こういうようなことでは、私ども、その後におきまして職業相談等もできないわけでございますので、そういうようなことからいたしましても、この規定は当然だ。ただ恣意に流れないようやく、これらは厳重に事実を示して指導をしていく、こういうふうに考えております。

○寺前委員 恣意に流れないとやるといつても、のも、事実は、過去の歴史が、措置に乗らなかつたという歴史があるから、これが問題になるのは当然だ。だから、まず明確に受け入れる。そこからあとの指導の問題としていろいろの問題が出てくるというふうに、立場を明確にしないと、初めからそれが条件のごく出てしまうと問題になるのはあたりまえだというふうにいえると私は思うのです。

ちよつとここで聞きたいのですけれども、この措置の期間中に、あるいは済んでから、一定の特定開発地域の開発事業をやるということがいろいろ起こるのです。しかし、この間にどうにもならなかつた人に対するはどうするんですか。開発就労事業にも行けない、仕事も結局うまくいかない、こういう事態が起ることがあるんですよ。その場合はどうするんですか。

○住政府委員 私ども、いろいろの事態を想定いたしましたし、この手帳の有効期間というのは原則として六ヶ月ということを考えておりますが、さ

うように考えております。しかし、御指摘のよう

に漏れる場合がございます。そういう場合は、特定地域等におきましては、開発就労事業等に吸收をはかつていくということでございますが、それではある地域において一人漏れた、こういう場合にどうするか、こういうことだと思うのですが、その場合、一人のために開発就労事業ができるか

どうか、こういう問題もあると思うのでございますが、そういう場合には手帳の有効期間が切れる、すぐ直ちには再発行できませんけれども、たとえば、一年たつてなおそういう状態が続くという場合には、さらに手帳を発行して就職促進の努力を続けていく、こういうことで対処していくかと思います。

○寺前委員 その間どうしますか。一年間待つた間、その間でも働く権利というのを保障してやるというのが国家の仕事じゃないんですか。その点はどうなんですか。

○住政府委員 現在の制度におきましても、その点は変わりないと思うのでございますが、できるだけそういうことのないように私ども处置してまいりたいと考えておるのでござりますけれども、ほんとうに一人でどうしようもない、こういう方につきましては、その事情等も考慮いたしまして、さらに手帳の発給をして就職活動を続けていっていただき、こういうようなことも考えられるかと思うわけでございます。一般的には、私どもは從来御説明申し上げておりますようなそいつの対策で十分事足りるというふうに考えております。

○寺前委員 引き続いて発給させるという意味ですか。引き続いて保障するところまでいくという意味ですか。

○住政府委員 私ども、そういう事態は万々ない

と思いますが、必ずしも、その場合どうするといふことについて具体的には現在考えておりませんけれども、そういう方があった場合、そういう方の生活事情を十分考慮いたしまして対処していく

行きます。

○寺前委員 時間がないので、残念ですが、次に

で、就労入員が十九万二千四百六十五人で、平均就労期間が十三年二ヶ月、平均年齢が五十七・六歳という数字が出ております。考えてみたら、確かに日々雇用の労働者かもしれません。だけれども、日本の公共事業の大きな部分を占めてきたところの労働者です。この人たちに對して不安を呼び起こすようなことを提起したということは私は問題だと思うのです。平均十三年二ヶ月間も、一定のそういう地域の、まさにそれこそ地域の開発とかあるいは清掃その他の分野において大きな役割りをしてきたところの労働者です。だから、事実上においては特別公務員としてその地域のために大きな役割りをしてきたのですから、普通の常識からいながらば、これらの人々に對して、おやめになるときには退職金的なものを出すべきじゃないかと思うのです。それにふさわしい取り扱いをしなければいけないと思う。また、長期にわたつてこういうような仕事をしておられる人たちは、事実上の常用雇用的な性格を持つてきている。そうすると、当然年休のごときものは出さなければならぬだろう。当然日本の社会制度にあるところの臨時賃金のようなものを作出せなければならぬだろう。これは私は常識だと思うのです。大臣はどうでしょう。長期にわたつてこののような状態の活動をしておられる人たちに対する基本的な考え方として、そういうふうに取り扱うべきだと思うのですが、御意見を聞きたいと思います。

○野原国務大臣 失対問題がいろいろ論議されてゐる中に、各委員からの御質問等で、ようやく失対策というか失対問題との関連を非常に理解いたしました。したがつて、そういう点で、当分の間という問題やら、あるいは臨時の賃金というふうな問題についても、当委員会において皆さま方の御意見がもしもまとまるならば、その御意見をできるだけ尊重していく、こうという心境で先ほど来てお答えをしたわけでございます。そういう面においては今後の対策上非常に参考になつたという面が非常に大きな国民的な問題になりました。おたかさんございます。そういう方向で進みたいと考えております。

○寺前委員 もう一つだめ押しをしますが、考え方というものはちょっとどうかと思います。そういう方の上において事実上常用雇用的性格を持つてきているんだから、年休とか退職金とか、そういう一環としての臨時手当の問題は十分に検討していただきたい。もう一度大臣の答弁をいただきたいと思います。

○野原国務大臣 失対の方々の常用雇用的な考え方というものはちょっとどうかと思います。そういう点で常用雇用というふうな見方でおりません。ただ、従来の慣行もございまして、夏期あるいは年末の臨時の手当等を出しておつた。それもいまかくなつておつた従来の経緯を考えますと、これはやはり十分に尊重されるべきものである。答申の練習もございますので、こういう面からこれは検討をする問題であろうと考えます。

○寺前委員 時間が来たようですから、私はもう質問ができないのは残念に思います。いま政府が出しておられるところのこの法案について、基本的に失業保険制度を日本の労働者階級から奪うから考えてみたときに、私は、お年寄りに対するという性格を持つていてから賛成するわけにはいかない非常に大事な問題だ。なかなかお年寄りが自殺をたくさんしておられるという今日の実態から考えてみたときに、私は、お年寄りに対する問題について特別な措置を考えいただきたいと

いうことをまず第一点として申し上げたいと思います。

第二番目に、やられようとしている中高年齢のこの措置です。この措置が十分に中高年齢者に対する保障となるように積極的にその賃金の分につけても、いまの賃金程度では非常に少ないので家族をささえいくにふさわしい賃金にならざる保障となるよう改めて改めて改善をしてもらわなければだめだと思うし、しかも一定期間の間しか保障されないということことで、事実上また放置されていくという結果にならないよう改善をしてもらわなければならぬと思います。

それから、なおかつ今日まで日本の各自治体において大きな役割りをしてこられたところの失対の労働者に対する取り扱いの態度において、あの法案に示されているような「当分の間」で、臨時賃金もやらないんだ、終わりだといって、これをないがしるにするような態度は率直に改めてもらつて、常用雇用的な考え方で、ほんとうにこの人たちによくやつてくれたという態度を労働大臣自身が示されるように、その内容の改善について要望し、私の発言を終わりたいと思います。

○倉成委員長 次に、田邊誠君。

○田邊委員 ただいま提案をされております法案につきましては、各委員各党からそれぞれの立場からの質問がありました。大がたのことについて政府側の答弁もありましたが、この際質問を終了するにあたつて、これを集約いたしまして、政府の明快率直な態度を表明してもらいたいという立場から簡潔に質問いたしますので、答弁も明瞭簡潔にお願いをいたしたいと思います。

終戦後における失対事業の意義についてはすでに御案内のとおりであります。混乱から再建、そして高度成長へと日本の経済は進んでまいりました。しかし雇用失業の情勢は、今後において必ずしも楽觀を許されることは思われません。政府の楽観的な見通しにもかかわらず、今後いろいろな変動の中で憂慮すべき事態を私どもは予測しなければならぬと思います。特に問題なのは、この中高年齢層に対するところの雇用条件というものが、今後急角度でよくなるというふうに見ることは、われわれは早計だらうと思つております。そ

ういう状態の中で今回この法案が提起をされておるわけでありますけれども、私は、中高年齢層の雇用促進のための措置をとるというこの法案が、

ほんとうの意味においていわゆる抜本的な将来にわたるところの確固たる対策の法案とはどうしても言いがたいと思うのであります。かなり部分的なもの、あるいは手直し的なものがあると思うのであります。四十六年度の予算を見ても必ずしも予算措置が十分とはいえないと思います。したがつては労働省令で定めることにいたしております。

○住政府委員 中高年齢失業者の範囲につきまし

て政府は、この法案を提起しながらも、なおかつ

今後において中高年齢層の雇用問題については、さらに制度的にも予算的にも抜本的な措置をとるというその決意と対策がなければ国民の納得するところにならない、私はこのように判断をするわけがありますけれども、この際ひとつ、政府の態度を明確にお示しをいただきたいと思います。

○野原国務大臣 わが国の経済的高度成長に伴い、雇用失業情勢は著しく改善され、中高年齢者の再就職は次第に容易になつてきております。真に労働の意思と能力を有する限りは、中高年齢者といえどもこの法案に規定する手厚い援護措置を講ずるならば、民間企業への就職は可能になるものと考えております。また、産業地域等雇用の機会が乏しく、中高年齢者の雇用が特に困難な地域においては、このような手厚い援護措置を講じても民間企業に就職できない者がある程度生ずることも予想されますが、このような者については特

定地開発就労事業を実施してこれに就業させる

ことにしておりますので、中高年齢者の雇用促進対策としては万全を期し得るものと考えております。

なお、法案に規定する施策の実効性を期するた

め、その裏づけとなる予算につきましては、今後とも一そうの充実につとめてまいる考え方であります。

○田邊委員 今回の中高年齢層を対象とした措置については、中高年齢失業者の範囲については、四十五歳以上六十五歳未満、こういうふうに限定をしたのでありますけれども、これは現行のいわゆる就職促進措置から比べますならば明らかに後退であるといわなければならぬと思う。したがつてわれわれは、今後これら的情勢を踏まえながら、弾力的にその情勢に応じた措置が必要であると認められること」という要件というものは、きわめて抽象的であると同時に、これが判断というものを公共職業安定所長の裁量にまかせることはきわめて危険であると思います。きわめて独断的

な主観におちいるおそれがある。このように考えておるわけありますから、ひとつこの独断を防ぐ意味合から、客観的な基準というものを設け、そういう中でもつてあくまでもこれが一方的な独断措置に終わらないよう、公平な措置がと

れできるというように考えております。今後雇用失業情勢が著しく変動し、中高年齢者の労働力需要についても著しい変化が見られるような場合に

は、すみやかに労働省令を改正いたしまして、中高年齢失業者の年齢の範囲を変更する、そして情勢の変化に的確に対処してまいりたいと考えております。

○田邊委員 次に、今回の求職手帳の問題については種々論議がありましたけれども、私は、その中で特に現在の事務手続、現在の発行の状態等を比べてみたときに、この要望する人たちに応ずるために、発給手続はきわめて簡素化して、できるだけ迅速にしなければならぬと思います。でき

るならば一週間程度に縮めてこの発給をすべきである。こういう考え方を持っておるわけですから、そのためには、発給手続はきわめて簡素化して、できるだけ迅速にしなければならぬと思います。でき

るならば一週間程度に縮めてこの発給をすべきである。こういう考え方を持つておるわけですから、そのためには、発給手続はきわめて簡素化して、できるだけ迅速にしなければならぬと思います。でき

るならば一週間程度に縮めてこの発給をすべきである。こういう考え方を持つておるわけですから、そのためには、発給手續はきわめて簡素化して、できるだけ迅速にしなければならぬと思います。でき

れるようにすべきである、こういうことが強く要望されておるわけありますけれども、この点に對してひとつ明確にお答えをいただきたいと思います。

○野原国務大臣 誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有するかどうかの判断は、公共職業安定所長の主観的な心証によって行なわれるべきもの

ではなくて、手帳の申請者の求職活動等の状況に見られる客観的に明白な事実に基づいて行なわれなければならぬこととする考えであります。

○田邊委員 次に、求職手帳の問題については種々論議がありましたけれども、私は、その中で特に現在の事務手続、現在の発行の状態等を比べてみたときに、この要望する人たちに応ずるために、発給手續はきわめて簡素化して、できるだけ迅速にしなければならぬと思います。でき

るならば一週間程度に縮めてこの発給をすべきである。こういう考え方を持つておるわけですから、そのためには、発給手續はきわめて簡素化して、できるだけ迅速にしなければならぬと思います。でき

中高年齢失業者等が就職促進の措置を受けること

に専念し得るようになるために支給されるもので

あり、その額は、賃金水準・物価水準の上昇・他

の同様の給付との均衡等を考慮して年々引き上げ

られておりますが、就職活動を容易にし、かつ

生活の安定をはかるための手当としては必ずし

も十分であるとはいえない 것입니다。今後

とも手当の支給の趣旨に即してその増額につとめ

てまいりたいと考えております。

○田邊委員 今回特定地域開発就労事業といふものを行なうことになったわけですが、これは

やはり新たな中高年齢失業者等の年齢や

進歩する意味から、非常に実は重要な事業である

と思うわけあります。これを真に中高年齢失業

者の生活を保障し、仕事を与え、そして、あわせ

て地域の開発に役立つ事業にするためには、この

際やはり法律に明記すべきである、こういうよう

にわれわれは考えておるわけがあります。さらに

はこの実施地域を拡大をしていくという必要があ

ると思うのでありますけれども、これに対する

この政府の考え方を示してもらいたいと思いま

す。

さらには、この開発就労事業の事業内容及び運営方針について、この際政府の態度を端的にお示しをいただきたいと思うのであります。

○野原国務大臣 この事業の実施地域につきましては、開発の可能性の有無について厳格に過ぎることなく、必要に応じ彈力的にこの事業を実施することなく、必要に応じ彈力的にこの事業を実施するようになりますが、これを定めるにあたっては、この事業を行なう場合に、やはり重要な事項は、雇用促進の措置を行なう場合に、やはり重要な事項は、あらかじめ中央職業安定審議会の意見を聞くこと

ありますので、特に法律に中央職業安定審議会の意見を聞くべきことが明記されていなくても、あらかじめ中央職業安定審議会の意見を聞くこと

いたしております。このことを明らかにするた

め、この法律の附則第五条により、労働省設置法の一部を改正して、この法律の施行に関する重要な事項を中央職業安定審議会の調査審議事項とする

こととしております。

○田邊委員 今度の法律の提起の中で一番心配をされてきたのは、現在失対事業に働く労働者の諸君の今後についてであります。これは各委員からすでに質問がありましたとおりであります。不安を除去するという意味合いから、私はあえて最終段階でもう一度念を押しておきたいと思います。

○野原国務大臣 夏期、年末に支給される臨時の賃金は、一般の屋外日雇い労働者にあまり例を見ないものがあります。就労実績や就労者の労働能力を反映せず一律に支給されている等、種々問題がありますが、国会論議も十分踏まえて、就労者の生活に激変を与えないよう、かつ、就労の状況に応じた公正妥当な合理的な改善措置を講じてまいりたいと考えております。

○田邊委員 現在、失対事業には約十九万の人たちが就労しておるわけですが、この人たちがみずから努力によって自立への道を開こうとする場合に、政府はこれに対するあたたかい援助措置をすることは当然であります。この援助措置が非常に不十分である。この際政府は、この自立しようとする人たちに対する就職支度金の額を大幅に引き上げることが必要であるとわれわれは考えておりますけれども、貸し付けにあたっては、この制度があるわけでありますけれども、いかがですか。

○住政府委員 現在でも公共職業安定所のあっせんによりまして公共職業訓練を受ける者に対しましては、失対事業紹介対象者としての資格を留保して、安心して訓練が受けられるようにしております。今後ともこの制度を十分に充実させ、活用させていくことは当然のことであると思いますけれども、いかがですか。

○田邊委員 いま地方自治体では、政府の施策が

るよう配慮しておる所存であります。

○田邊委員 現在失対事業に携わっておる人たちに對して支払われておるところの夏期、年末の臨時賃金について、これはいろいろ意見があります。

したけれども、私どもはいままで支払われておったところの意味合いからいつて、当然引き続き支払われるべきである、こういう考え方方に立つておるわけであります。これを廃止することは、失対就労者の生活に著しい変化を与え、はかり知れない不安におとしいれる、こういう意味合いから、われわれとしては反対であります。この際、すべての国民の生活の安定と福祉を願つておる政府として、これらのいままでの既得権益であるところの夏期、年末の臨時の賃金については引き続きこれを支払う、こういう旨の大蔵からの確約をいただいておきたいと思います。

○野原国務大臣 夏期、年末に支給される臨時の賃金は、一般の屋外日雇い労働者にあまり例を見ないものがあります。就労実績や就労者の労働能力を反映せず一律に支給されている等、種々問題がありますが、国会論議も十分踏まえて、就労者の生活に激変を与えないよう、かつ、就労の状況に応じた公正妥当な合理的な改善措置を講じてまいりたいと考えております。

○田邊委員 現在、失対事業には約十九万の人たちが就労しておるわけですが、この人たちがみずから努力によって自立への道を開こうとする場合に、政府はこれに対するあたたかい援助措置をすることは当然であります。この援助措置が非常に不十分である。この際政府は、この自立しようとする人たちに対する就職支度金の額を大幅に引き上げることが必要であるとわれわれは考えておりますけれども、貸し付けにあたっては、この制度があるわけでありますけれども、いかがですか。

○住政府委員 現在でも公共職業安定所のあっせんによりまして公共職業訓練を受ける者に対しましては、失対事業紹介対象者としての資格を留保して、安心して訓練が受けられるようにしておりま

す。今後とも引き続きこのよう取り扱いを続

けまして、就労者の自立の促進につとめてまいりたいと考えております。

○田邊委員 次に、この事業を行なうあるいは就職促進の措置を行なう場合に、やはり重要な事項は、あらかじめ中央職業安定審議会の意見を聞くことが当然であり、また必要であると思うわけであります。

○野原国務大臣 お説のとおり、就職支度金は自立する失対就労者に対する援助措置であつて、多額であるほど望ましいとしましても、貸し付けにあたっては、他の類似の制度との均衡上も種々問題があ

きわめて不十分であるということにかんがみ、失対就労者の就労日数を増加するために単独で行なっている事業があります。これは、地方自治体がいわば政府の不十分な施策を補うという形でやつておるわけでありまして、きわめて注目すべきでありますけれども、これは当然今後とも從来どおり実施することについて政府はこれを認めしていくべきである、このように考えておりますが、そのとおりですね。

○住政府委員 失業対策事業就労者の就労日数でございますが、これは民間事業、公共事業の就労日数を含みまして、月間二十二日とする原則でござります。この二十二日には、地方単独措置に基づく地方失業対策事業の就労日数をも含めることいたしておりますが、從来から地方の実情に応じまして例外的な取り扱いを認めてきたところでございます。今後におきましても、この原則の上に立ち、地方の実情を考慮しながら対処してまいります。

○田邊委員 いろいろと各委員から質問が展開されてまいりました。その中から明らかなどおり、

政府の今後の雇用失業に対するところの考え方は、さらに十分な改善が必要であるということが明らかになってまいりました。特に中高年齢層に対するところの今後の雇用問題は、非常に重要な、国の施策のいわば中心的な柱になるで

ある。こういうよう私は思つておるわけでありますから、種々不十分な点あるいは欠陥が指摘されましたことを謙虚に聞いて、これが改善をはかるとともに、今後におけるところの抜本的な対策に、労働大臣はじめとして、政府は勇断をもって対処されることを、私は国民を代表する立場で心からお願ひをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○倉成委員長 これにて本案についての質疑は終局いたしました。

○倉成委員長 ただいままでに委員長の手元に、佐々木義武君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畠金

光君から本案に対し修正案が提出されております。

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案に対する修正案

第二十一条中「雇用の機会の増大を図るために措置」を「就業の機会の増大を図るためにの実施」に改める。

附則第二条前段中「当分の間」を削り、同条後段を削る。

○倉成委員長 修正案の趣旨の説明を聽取いたしました。

○田邊委員 私は自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、四党共同提案にかかる修正案について提案理由を御説明申し上げます。田邊誠君。

第一は、原案では、特定地域の中高年齢失業者等の雇用の機会を増大するために事業を実施することが必ずしも明確ではないので、特に事業を実施することを法律上明確にいたしたことあります。

第二は、現在の失業対策事業就労者の実態にかんがみ、緊急失業対策法が効力を有する期間を特に定めないこととしたことあります。

第三は、失業対策事業就労者に対し夏季または年末に臨時に支払われる賃金は、従来の経緯等にかんがみ、これを支払うこととしたことあります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 なければ、これより本案及びこれ

に対する修正案を一括して討論に付するのですが、別に申し出もありませんので、これより

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、佐々木義武君外三名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立總員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立總員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○倉成委員長 この際、佐々木義武君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畠金光君より、本案について附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。佐々木義武君。

○佐々木(義)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案に対する附帯決議

労働力不足基調のもとにおいても中高年齢者等の就業は必ずしも容易でないという状況の急速な改善は、困難であり、かつ、労働力の高齢化は、今後一層進行することにかんがみ、政府は、本法施行にあたり、特に次の諸点について適切な措置を講じ、中高年齢者等の就職促進に万全を期すべきである。

一、中高年齢者等の年齢の範囲については、雇用失業情勢の変動に応じ彈力的に運用できるよう配慮すること。

一、中高年齢者等の年齢の範囲については、雇用失業情勢の変動に応じ弾力的に運用できるよう配慮すること。

いう。)の発給手続を簡素化し、少なくとも一ヶ月以内に手帳を発給するように措置すること。

一、手帳に基づき中高年齢失業者等就職促進の措置を受ける者に対する手当の額を定めるにあたっては、労働者の生活の実態を考慮し、その充実に努めること。

一、手帳の有効期間及びその延長の期間を定めるにあたっては、中高年齢失業者等の就職の状況等に応じた十分な期間とすること。

一、第二十一条の就業の機会の増大を図るためにの事業の実施」に改める。

一、手帳の有効期間及びその延長の期間を定めるにあたっては、中高年齢失業者等就職促進の措置を受ける者に対する手当の額を定めるにあたっては、労働者の生活の実態を考慮し、その充実に努めること。

一、手帳の有効期間及びその延長の期間を定めるにあたっては、中高年齢失業者等就職促進の措置を受ける者に対する手当の額を定めるにあたっては、労働者の生活の実態を考慮し、その充実に努めること。

一、人口の高齢化が今後急速に進行することにかんがみ、すみやかに社会保障対策や高年齢者等の雇用の促進に重要な関係を有する事項については、あらかじめ中央職業安定審議会の意見を聞くこと。

一、現在失業対策事業に就労している者については、社会保障対策や高年齢者等の雇用の促進に重要な関係を有する事項については、あらかじめ中央職業安定審議会の意見を聞くこと。

以上であります。

何ぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本案については、佐々木義武君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○野原国務大臣 ただいま御決議をいただきまし

た附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして善処してまいる所存でございます。

○倉成委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○倉成委員長 次に、労働組合法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件について伊東正義君より発言を求められておりますので、これを許します。伊東正義君。

○伊東委員 本件につきましては、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、四党委員の協議に基づく草案がござります。各委員のお手元に配付しておりますが、四党を代表して、私からその趣旨を御説明申し上げます。

中央労働委員会の委員の定数は、現行の労働組合上、使用者委員、労働者委員及び公益委員そ

れぞれ七人と定められておりますが、最近、係属事件は増加の傾向にあり、特に不当労働行為事件については、事案がふくそうし、その処理も著しく遅滞し、ために、労使双方に多大の不便を与えてある実情にあります。

この試案におきましては、このような現状にかんがみ、中央労働委員会の使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員の定数を各七人から各八人に改め、その機能を十分に發揮させようとするものであります。

この際、私は四党を代表いたしまして、動議を提出いたしたいと思います。お手元に配付してあります試案を成案とし、これを本委員会提出の法律案と決定されんことを望みます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○労働組合法の一部を改正する法律案
○労働組合法の一部を改正する法律

○労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)
○労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を改正する。

第十九条第六項中「各七人」を「各八人」に改め、同条第二十一項後段中「第六項中「各七人」」を「第六項中「各八人」」に改め、同条第二十二項

を「第六項中「各八人」」に改め、同条第二十二項

○倉成委員長 ただいまの伊東正義君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畠金光君の動議に関し、御発言はありませんか。——御発言がありませんので、

この際、本案は予算を伴う法律案でありますので、内閣の衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見があればお述べ願いたいと存じます。労働大臣野原正勝君。

○野原国務大臣 労働組合法の一部を改正する法律案に対する内閣の意見を申し上げます。

労働組合法の一部を改正する法律案につきましては、最近における中央労働委員会の取り扱い事例の状況にかんがみ、政府としましてはやむを得ないものと認める次第でございます。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。伊東正義君外三名提出の動議のごとく、お手元に配付した草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時三十八分散会

社会労働委員会議録第四号中正誤

ペジ 段 行 誤 正
一 二 五 介 (西村榮一君紹 (西尾末廣君外
名紹介)

第七号中正誤
同 第九号中正誤
ペジ 段 行 誤 正
一 四 六 介 (西村榮一君紹 (西尾末廣君外
名紹介)

ペジ 段 行 誤 正
一 三 四 介 (西村榮一君紹 (西尾末廣君外
名紹介)

ペジ 段 行 誤 正
一 三 四 介 (西村榮一君紹 (西尾末廣君外
名紹介)

昭和四十六年五月二十一日印刷

昭和四十六年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N